

令和7年第5回（9月）大潟村議会定例会議録

1. 開議日時 令和7年9月8日（月）午前10時00分～午後5時37分

2. 会場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1番 松本 正明	2番 菅原アキ子	3番 川渕 文雄
4番 黒瀬 友基	5番 松橋 拓郎	6番 菅原 史夫
7番 斎藤 牧人	8番 松雪 照美	9番 三村 敏子
10番 大井 圭吾	11番 工藤 勝	12番 丹野 敏彦

計 12名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略）なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村長 高橋浩人	副村長 小澤菜穂子
教育長 三浦 智	代表監査委員 佐々木秀樹
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教育次長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程別紙のとおり〔議事日程第1号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第43号 村道路線の認定について
議案第44号 令和7年度大潟村一般会計補正予算案
議案第45号 令和7年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
議案第46号 令和7年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案
議案第47号 令和7年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案
議案第48号 令和6年度大潟村歳入歳出決算認定について
議案第49号 令和6年度大潟村簡易水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第50号 令和6年度大潟村公共下水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第51号 大潟村農業委員会委員の任命について
議案第52号 大潟村農業委員会委員の任命について
議案第53号 大潟村農業委員会委員の任命について
議案第54号 大潟村農業委員会委員の任命について
議案第55号 大潟村農業委員会委員の任命について
議案第56号 大潟村農業委員会委員の任命について
議案第57号 大潟村農業委員会委員の任命について

議案第 58 号 大潟村農業委員会委員の任命について
議案第 59 号 大潟村農業委員会委員の任命について
議案第 60 号 大潟村農業委員会委員の任命について
議案第 61 号 大潟村農業委員会委員の任命について
議案第 62 号 大潟村農業委員会委員の任命について
議案第 63 号 大潟村農業委員会委員の任命について
議案第 64 号 大潟村教育委員会委員の任命について

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただいまの出席議員数は、12名で定足数に達しております。

これより、令和7年第5回大潟村議会定例会を開会いたします。

日程第1、『会議録署名議員』の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、菅原史夫さんと、7番、斎藤牧人さんを指名いたします。

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。

本定例会の会期日程等について、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、4番、黒瀬友基さん。

【議会運営委員長：黒瀬友基】

4番、黒瀬友基です。

私から、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

去る9月1日、午前9時より委員会室において、村当局より石川総務企画課長、遠藤総務企画課課長補佐出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

今定例会の一般質問は10名で、提出案件は22件あります。提出案件の内訳は、道路認定1件、補正予算4件、決算認定3件、人事案件14件がありました。

委員会では、総務企画課長及び議会事務局長より各議案等について概要説明を受けた後、それぞれの内容等について質疑を行っております。その後、一般質問等の内容を確認し、会期や議事日程について協議を行ったところであります。

その結果、会期は、本日9月8日から9月19日までの12日間といたしました。

なお、付託案件、会期日程、一般質問等については、皆さんに配付した資料のとおりです。

以上、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

【議長：丹野敏彦】

お諮りいたします。

ただ今の議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月19日までの12

日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、会期は、9月8日から9月19日までの12日間と決定いたしました。

次に、日程第3、『諸般の報告』を行います。

はじめに、議会に対して提出された報告書について、報告いたします。

監査委員より、地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和7年5月分から令和7年7月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

次に、村長より、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和6年度の株式会社ルーラル大潟の経営状況を説明する書類が提出されております。

同じく村長より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、財政健全化判断比率等の報告が提出されております。資料の写しを皆さんのお手元に配付しておりますので、後ほどご確認下さい。

次に、秋田県町村電算システム共同事業組合議会について報告いたします。

去る8月8日、秋田県市町村会館において、秋田県町村電算システム共同事業組合議会定例会が開催されました。

本定例会では、補正予算専決処分報告及び令和6年度決算について審議を行い、原案どおり承認及び認定されました。

次に、八郎潟地区土地改良事業促進協議会の要望活動について報告いたします。

去る7月2日に、令和8年度国営かんがい排水事業八郎潟地区に係る予算確保及び農業農村整備事業の推進について、同協議会役員が出席し、農林水産省東北農政局に対し要望書を提出して参りました。

次に、秋田県町村議會議長会について報告いたします。

去る8月8日、秋田県市町村会館において、町村長と町村議會議長との政策研究会が開催され、「人口減少時代における自治体の役割持続可能な地域づくりを展望する」と題して、地方自治総合研究所、常任研究員、坂本誠氏による講演が行われました。

次に、南秋田郡町村議會議長連絡協議会について報告いたします。

去る8月29日に、大潟村議會議事堂において、同協議会連絡協議会が開催され、南秋田郡町村議會議員大会、各種研修会について協議しました。

なお、南秋田郡町村議會議員大会は、令和7年10月28日に井川町で開催することに決定いたしました。

また、8月21日から22日にかけて、全国町村議員会館において、岩手県、秋田県、山形県合同中央研修会が開催され、時事通信社解説委員の山田恵資氏による「政治の現状とゆくえ」と題しての講演のほか、株式会社第一生命経済研究所経済調査部首席エコノミスト、永濱利廣氏、法政大学大学院教授、白鳥浩氏による講義が行われました。

私からの報告は、以上であります。

なお、関係資料は事務局で保管しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

次に、男鹿地区消防一部事務組合議会について、報告があります。

6番、菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

6番、菅原史夫です。

私から、令和7年7月3日に開催された第2回男鹿地区消防一部事務組合臨時会の審査の経過と結果について報告いたします。

最初に、議案説明に先立ち、管理者より諸般の報告がありました。主な内容については次の通りです。

1. 上半期の火災救急業務について

火災発生件数は13件で、前年同期比で4件減少。損害額は582万7,000円であった。救急出場件数は1,250件、前年同期比で102件の増であった。ドクターへリは79件の出動要請を行った。

2. 全国消防救助技術秋田県大会について

6月26日に県立プールで行われた水上の部で当消防本部から2種目に出場し上位入賞となり、7月16日に新潟で行われる東北指導会に出場が決定した。また陸上の部では個人種目において1位となり8月30日に兵庫県で行われる全国大会への出場が決定した。

とのことでした。

諸般の報告が終わり、報告第1号「令和6年度男鹿地区消防一部事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について」及び議案第7号「財産の取得について」が上程され、管理者から報告および提案理由、消防長から補足説明がありました

報告第1号は、大型化学車更新整備事業1億3,182万3千円を繰り越すものであり、理由としては各種部品の供給不足により主要部品の調達遅延が生じ、年度内に完了できなかったためであるとのことでした。

議案第7号は、石油コンビナート地区において大規模火災に対応するために配置されている大型高所放水車が導入から20年経過し、更新計画に基づいて更新するものである。6月5日、4社による指名競争入札で猿田工業株式会社が落札したことでした。

質疑、討論はなく、採決に入り、議案第7号は可決されました。

次に、議案第8号が上程され、管理者から提案理由、消防長から補足説明がありました。

本議案は、現在東分署に配置されている高規格救急自動車1台について、導入から10年が経過し故障や修理も多くなってきたため、更新計画にもとづいて高度救命用医療資機材を装備した車両を更新するものであります。6月5日、3社による指名競争入札を実施し、秋田トヨタ自動車株式会社が落札したことでした。

質疑、討論はなく、採決に入り、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「令和7年度男鹿地区消防一部事務組合一般会計補正予算（第1号）について」が上程され、管理者から提案理由、消防長から補足説明がありました。

内容は令和6年度の消防救急デジタル無線実施設計業務委託料及び高機能消防指令システム実施設計業務委託料の未払いが発覚したためとのこと。令和7年3月末に業務委託先から事業完了の届け出があり請求書を受領したが、その後の処理を失念していたためであった。事案発覚後、相手方に謝罪し6月12日に支払処理を行った。支払い遅延による延滞金の発生はない。再発防止策としてすべての契約書の写しを総務課へ提出、担当課は請求書を確實に総務課へ提出、支払い完了まで総務課と情報を共有しチェック体制の強化を図る。なお事案確認後、管理者に報告し、消防長を厳重注意、消防長から消防次長、通信指令課長、総務課長に対し厳重注意を行ったとのことでした。

質疑に入り、原因の詳細、契約内容、具体的な再発防止策などの質疑がありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上、男鹿地区消防一部事務組合の報告とさせていただきます。

【議長：丹野敏彦】

これで、諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、「村政報告」を行います。

村長より、村政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、令和7年9月定例会の開会にあたり、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、水道水の供給について申し上げます。

今年は7月の降水量が極めて少なく、わずか10.5mmでした。加えて、月平均気温も平年より4度以上高い26.9度を観測しており、猛暑が続きました。この影響により、基本水源からの取水では水需要を賄うことが困難になり、7月10日より増補水源からの取水を開始しました。

その後、八郎潟調整池の水位が大幅に下がり、水源からの取水量が低下したことから、7月26日には予備水源からの取水も開始し、また、水の使用量が高止まり傾向にあったことから、7月28日から節水の協力を強く呼びかけるとともに、7月31日からはポルダー潟の湯の営業時間を短縮し、B&G海洋センタープールを休館としました。

その後、8月5日以降のまとまった降雨により調整池の水位は徐々に上昇し、水源からの取水量も回復したことから、8月9日にはポルダー潟の湯を通常営業に戻し、B&G海洋センタープールも再開しました。8月12日からはこれまでどおり、基本水源からの取水のみで水需要に対応しているところです。

村民並びに村内事業所の皆さんには、長期間にわたり節水にご協力いただき、深く感謝申し上げます。

次に、9月2日からの大雨による被害状況等について申し上げます。

前線や暖かく湿った空気の影響により、大潟村では9月2日未明から断続的に激しい降雨があり、24時間降水量は128.5mmを観測しました。道路の冠水は発生していませんが、側溝

の冠水及びコミュニティ広場や防災林地での滯水が確認されました。また、下水管は生活排水及び雨水で一杯になり、下水が流れにくい状況となりました。

近年の気候変動に伴い雨の降り方が変化しており、短時間の豪雨時には下水が流れにくくなる場合があります。このような状況では、可能な限り水回りのご使用を控えてくださいますよう、ご理解とご協力を願いいたします。

また、農作物においては、大豆栽培圃場の一部で雨水が滯水している箇所が見られましたが、目立った被害は確認されておりません。

農業施設においては、A 2 取水口付近の砂が大雨の影響で流出し、監視用操作盤を設置している電柱が倒壊しました。現在、漏電の懸念があるため電気は停止しておりますが、操作は手動にて行える状態です。復旧にあたっては、土地改良区が県等の災害復旧予算の活用を視野に進めている状況であり、村としても連携してまいります。

次に、二十歳のつどいについて申し上げます。

8月 12 日、ホテルサンルーラル大潟にて、二十歳のつどいを開催し、大潟中 52 期卒業生 42 名中 36 名が出席しました。

参加者の代表からは「社会の一員として、支えてもらう側から支える側へと成長できるよう、誠実に日々を積み重ねたい」との挨拶があり、記念品の贈呈などが行われました。

今回の参加者は、5 年前の中学校卒業式は、コロナ禍のため保護者の出席が制限された学年であり、当時校舎の外で見守る保護者に向けて紙飛行機にメッセージを添えて飛ばすセレモニーを行った生徒たちです。保護者から「節目の機会に本人へ渡してほしい」との申し出があり、紙飛行機をサプライズで本人に手渡す企画をしました。また、これまで保護者の入場は行っていた式典ですが、今回は当時の経緯を踏まえ、保護者も会場に迎えて開催しました。式典は、参加者及び保護者にとって思い出を振り返り、再会を喜ぶ貴重な機会となりました。

二十歳を迎えた皆さんには、今後のさらなるご活躍を期待しております。

次に、合同金婚式及び敬老会について申し上げます。

9月 3 日、ホテルサンルーラル大潟にて開催した金婚式には 5 組のご夫婦がご出席されました。

結婚当時から現在までの写真をモニターに映し出しながら、思い出のエピソードをご紹介いただきましたなど、ご家族の温かな交流が感じられる和やかな式となりました。

同日開催の敬老会では、コロナ禍以降控えていた会場内での会食を再開し、賀寿を迎えた 128 名を含む 75 歳以上の対象者 641 名のうち、160 名の方々にご参加いただきました。こども園園児による踊りや八郎太鼓龍勢会による力強い演奏が披露され、久しぶりの会食を伴う敬老会は、参加者の皆さんにとって心温まるひとときとなりました。

なお、当日ご欠席された賀寿対象者の皆さんには、後日、村よりお祝金を贈呈し、長寿のお祝いを申し上げる予定です。

今後も村では、皆さんのが健康で元気に暮らせる「日本一元気な長寿村」の実現に向け、様々

な施策に取り組んでまいります。

次に、消防広域化について申し上げます。

7月31日に開催された第5回男鹿・湖東地区消防広域化協議会において、消防広域化の協議事項のうち、新たに19項目の素案が決定されました。これにより、これまで決定済みの21項目とあわせて、広域化に関する基本事項40項目全ての調整素案がまとまり、素案を踏まえた「広域消防運営計画案」が策定されたところです。この計画案については、9月5日から26日までパブリックコメントを行い、いただいたご意見を成案の策定に活かしてまいります。

今後は、10月に臨時議会を招集し、新組合の規約や現組合の解散・財産処分に関する議案を提出する予定です。さらに12月定例会では、新組合の議員選出及び初期費用に係る補正予算についてご審議いただく予定です。

引き続き、令和8年4月の新消防本部運用開始に向け、関係団体と連携しながら調整を進めてまいります。

次に、消防操法大会について申し上げます。

去る7月27日、五城目町において、令和7年度秋田県消防協会男鹿潟上南秋支部消防操法大会が行われ、小型ポンプ操法の部に大潟村消防団第2分団が出場しました。

今回は入団2年以内の若い団員2名が出場し、きびきびとした動きを披露しましたが、残念ながら入賞には至りませんでした。

消防団の皆さんにおかれましては、今後も訓練を積み重ね、村防災の要として活躍されることを期待しております。

次に、防災訓練について申し上げます。

今年度の防災訓練は9月2日に実施する予定で、男鹿地区消防署大潟分署など多くの関係機関・団体と打ち合わせを行い、準備を進めてきたところですが、雷を伴った大雨が予想されたことから、参加者の安全を考慮し中止といたしました。

村民のほか、多くの関係機関や団体に準備に協力をいただき、感謝申し上げます。

次に、脱炭素事業の進捗状況について申し上げます。

公用車の電動化については、車庫への太陽光パネル・蓄電池の設置工事について、10月末までの工期で請負契約を締結しております。また電気自動車2台をリースにより発注しており、2月頃までに納車予定となっております。

公共施設のLED化については、小・中学校で現在LED化工事を施工中であり、村民センター、干拓博物館を含む6施設については実施設計が完了し、今後、各施設において工事を発注する予定となっております。

次に、株式会社オーリスの事業についてですが、太陽光発電事業について、8月26日に、ひだまり苑、小・中学校、こども園への設置工事の入札を実施し、現在契約に向けた協議を進めています。メガソーラーを含め、他の施設についても条件が整い次第、整備を進める予定としております。

また、既設の太陽光発電設備やもみ殻バイオマスボイラーについては、大きなトラブルも

なく順調に稼働し、収入が安定してきたところです。しかしながら、株式会社オーリスの収支としては、まだ黒字化には至っておりません。

脱炭素先行地域事業においては、期間が残すところ1年半となり、計画に対し遅れているところではありますが、引き続き、鋭意取り組んでまいります。

次に、ローイング競技の合宿誘致について申し上げます。

7月4日から9日までの6日間、日本ローイング協会のパラローイング日本チームの合宿が行われました。合宿には、代表候補を含む選手6名とスタッフ7名、合わせて13名が参加しました。参加者からは、大潟漕艇場の特徴である長い直線コースを活かし、充実したトレーニングができたとの感想をいただいております。

また、選手や関係者の皆さんには、練習以外の時間を活用して、村関係者との交流会や、中学生の競技体験、大潟つくし苑との交流など、積極的に参加していただきました。参加した村民や中学生にとっては、こうした交流を通じて、ローイング競技への興味関心が高まっただけではなく、障がいの有無や性別、年齢などに関係なく多様な人材が活躍できる共生社会を実感する機会になったのではないかと考えております。

また、8月7日から16日までの10日間にわたっては、明治安田生命ボート部の合宿が行われ、選手16名、コーチスタッフ3名、合わせて19名が来村いたしました。

今年で3年目となる合宿は、ボート体験教室や金融教室を開催するなど、村民との交流にも積極的に取り組んでいただきました。

大潟村で3年連続合宿をするチームや、新たに競技を始める中高生、ここ数年にはない賑わいが見られたサマーレガッタなど、村内のボート競技の普及、振興が活気づいてきていることに期待をしているところです。今後も大潟漕艇場の恵まれた環境を活かし、引き続き合宿誘致などを進めながら、地域振興につなげていきたいと考えております。

次に、大相撲押尾川部屋の大潟村合宿について申し上げます。

8月13日から17日までの5日間にわたって行われたこの合宿は、押尾川部屋大潟村合宿実行委員会と地域おこし協力隊が主体となり、親方をはじめ力士11名、世話人等3名の総勢14名が参加のもと行われました。

村内外の多くの方々に楽しんでもらえる交流事業も行いながら、お盆期間ではありましたが合宿中は約2,100人の見学者で賑わい、きらきら塾の相撲教室や赤ちゃん土俵入り、力士の全村盆踊りでの交流など、地域の皆さんのが相撲に親しんでもらうことができた合宿となりました。

また、今回の合宿は多くの方々からの寄附や差し入れなど、村民をはじめ、皆さまのご厚意とご協力により運営することができました。この場を借りて心から御礼申し上げます。

次に、体育館増改築事業について申し上げます。

6月4日に新体育館基本構想策定委員会の委員を対象に意見交換を開催し、委員からは、基本設計の平面図を基に意見や要望などが出されました。現在、いただいた意見等を踏まえ、実施設計を進めているところです。

また、エレベーターやキッズスペースの拡幅などを行い、バリアフリーや多様性にも配慮した施設になるよう、令和8年度の増改築工事、9年度オープンを目指し準備を進めております。

次に、中学校部活動の地域展開について申し上げます。

現在、令和8年度中に中学校の運動部の活動を全て地域に移行することを目標に準備を進めております。

村が想定している部活動地域移行は、実施主体が総合型地域スポーツクラブスポーツレおおがた、競技の指導は大潟村スポーツ協会に加盟する各競技団体等が行うという形を目指しております。

令和7年度は、既に陸上クラブとローイングクラブの2つが立ち上がり、中学生への指導が始まっています。既存の部活動種目を含むその他の種目についても、指導できる競技団体があれば、地域クラブの立ち上げに向けて調整していきたいと考えております。

部活動の地域展開については、全国の市町村や教育委員会が既に取り組みや議論を進めておりますが、新たな仕組みを作ることや、地域の人才確保の難しさなどが要因で、特に地方部において計画どおりには進んでいない状況が見受けられます。村としては、先進事例などを参考に、柔軟な対応ができるような体制づくりに努め、取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、アメリカシロヒトリ被害について申し上げます。

村内ではここ数年、アメリカシロヒトリの被害が拡大傾向にあります。村では6月から9月にかけて、総合中心地に近い防災林の一部や、こども園、小中学校周囲、生態系公園内の樹木などを対象に、駆除作業を実施しております。しかし、近年の猛暑の影響が考えられ、発生量が増加しているものと見られます。村有地及び個人所有地においても、適切な対応が図られるよう、今後は対策の周知・啓発を含め、検討を進めてまいります。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

はじめに水稻ですが、6月の中旬以降、日照時間が少なめであったことと、夜温が高く日較差が小さかったことから、茎数は平年を下回り推移しました。また、7月はこれまでにならない猛暑日が連續し、出穂期は平年に比べ2日程度早まりました。いずれの品種も猛暑の中での出穂であったため、出穂後の高温障害が懸念されましたが、8月に入ってからは気温が平年並みに推移しており、高温障害による影響は少ないものと予想されます。

次に、大豆ですが、本作大豆は播種後のまとまった降雨により、苗立ちが揃い初期から順調な生育となっておりますが、後作大豆は播種後の干ばつの影響で、発芽不良が一部圃場に見られた他、全体的に開花が遅れたため、着莢不足や肥大への影響が懸念されるところであります。

次に、小麦ですが、生育中の茎数や出穂後の穂数は平年を上回っていたものの、登熟期間の低温や日照不足により、整粒歩合が低下し、収量、品質ともに平年を下回りました。

次に、タマネギですが、融雪後の3月に昨年大発生したベト病の感染株が多くの圃場で確

認められましたが、一斉防除の実施や、昨年の大発生を踏まえ見直しした防除体系などにより、その後の感染拡大は一部に留まり、平均単収は3トンを上回りました。品質においても収穫期間の天候に恵まれ、適期に収穫が出来たことから腐敗等もなく、良好となりました。

次に、カボチャですが、定植後の低温により初期生育の遅れや開花不良が目立ちましたが、着果後は天候が回復したこと、病害等も少なく、生育は順調に推移しました。7月の猛暑と干ばつにより、やや小玉傾向と変形果が見られたものの、収量、品質ともに良好がありました。

以上、諸般の報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

次に、日程第5、議案第43号「村道路線の認定について」から、日程第12、議案第50号「令和6年度大潟村公共下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、提出しております議案について、順次申し上げます。

議案第43号「村道路線の認定について」は、西1丁目3番地の宅地開発に伴い、同地区内に3路線の村道を新設するもので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第44号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」について、主な内容を申し上げます。

はじめに歳出についてですが、総務企画課関係では、企画費において、北1丁目地区の集合型村営住宅の建設に伴い、既存の住区接続歩道が遮断された形になりましたので、歩行者の安全性の確保などの観点から、新たな遊歩道整備費として150万円を、生態系公園利活用事業においては公園管理に必要な備品整備に173万4千円を、また、OA管理費では令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修費用として、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金580万2千円などを計上しております。

福祉保健課関係では、ふれあい健康館費において、6月に故障したふれあい健康館の冷温水発生機復旧工事に伴う産業廃棄物の処分費用を計上するとともに、復旧工事が終了したことによる不用額を減額するもので、合わせて149万7千円の減額をするものです。

また、保健センター費では、豆腐づくり教室や学校給食への味噌の提供を行っている「豆加工の会」へ、豆擦り機の購入に対する支援として、食農推進事業費補助金17万9千円を計上しております。

生活環境課関係では、消防施設費において、来年度に保守期限を迎える防災行政無線について、その全面更新にむけた実施設計費用660万円を計上しております。

産業振興課関係では、農業振興費において、環境保全型農業直接支払交付金の取組面積が

増加したことにより 3,938 万 3 千円を、麦生産振興事業費補助金として、株式会社大潟村カントリーエレベーター公社が導入する小麦分析計の購入助成に 121 万 8 千円を計上しております。

教育委員会関係では、千拓博物館費において、受付業務委託料に 91 万 7 千円を、保健体育総務費においては、中学校の部活動地域展開における体制整備について、先進地視察を行うための特別旅費など 64 万 6 千円を計上しております。

これにより、補正総額は 5,659 万 2 千円となり、補正後の予算現額は、53 億 2,277 万 7 千円となっております。

なお、補正の財源は、国、県支出金、繰越金及び地方債に求めたところであります。

次に、特別会計の補正予算案の主な内容について順次申し上げます。

議案第 45 号「令和 7 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」については、資格異動等による過年度還付が見込みより多く発生しているため、保険税還付金 50 万円を計上しております。

議案第 46 号「令和 7 年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案」については、資本的支出において、浄水場の監視体制デジタル化における機能追加に要する費用 5,362 万 5 千円を計上しております。

議案第 47 号「令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案」については、収益的支出において、消費税 408 万円を計上しております。

議案第 48 号「令和 6 年度大潟村歳入歳出決算認定」についてでありますが、一般会計の決算状況は、歳入総額 53 億 7,538 万 1 千円、歳出総額 51 億 7,454 万 3 千円でありました。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源 1,148 万 3 千円を差し引いた実質収支額は 1 億 8,935 万 5 千円の黒字決算となり、剩余金として翌年度に繰り越しするものであります。

次に、診療所特別会計をはじめとする特別会計 5 会計の決算状況は、歳入総額 15 億 7,899 万 4 千円、歳出総額 15 億 6,477 万円で 1,422 万 4 千円の黒字決算でありました。

議案第 49 号「令和 6 年度大潟村簡易水道事業会計の利益処分及び決算認定」についてであります。簡易水道事業会計の決算状況は、収益的収支においては、収益として 1 億 4,612 万 7,183 円、費用として 1 億 3,738 万 245 円となり、当年度純利益 874 万 6,938 円については、未処分利益剩余金とするものです。

資本的収支においては、収入として 8 億 8,690 万 3 千円、支出として 9 億 128 万 179 円となり、収支不足額 1,437 万 7,179 円については、引継金で補填したものであります。

次に、議案第 50 号「令和 6 年度大潟村公共下水道事業会計の利益処分及び決算認定」についてであります。公共下水道事業会計の決算状況は、収益的収支においては、収益として 1 億 3,904 万 8,222 円、費用として 1 億 2,231 万 996 円となり、当年度純利益 1,673 万 7,226 円については、未処分利益剩余金とするものです。

資本的収支においては、収入として 920 万円、支出として 3,738 万 2,788 円となり、収支不足額 2,818 万 2,788 円については、引継金等で補填したものであります。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところであります、詳細につきましては、提出しております議案書、補正予算書、決算書、その他関係書類に記載しておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

次に、議案第48号について、会計管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

近藤会計管理者。

【会計管理者：近藤比成】

それでは、議案第48号「令和6年度大潟村歳入歳出決算認定について」、概要をご説明申し上げます。

歳入決算については、予算現額58億4,763万3,000円に対し、調定額が53億8,048万4,953円、収入済額が53億7,538万886円となり、予算現額に対する収入率は91.9%、調定額に対する収入率は99.9%となったところであります。また、収入未済額は510万4,067円となっております。

予算現額に対して、収入済額が実績増となった主なものは、村税で767万1千円、地方交付税で4,155万6千円、一方、実績減となった主なものは、国庫支出金において、自然エネルギー100%の村づくり推進事業による推進交付金の翌年度への繰越明許及び実績により4億6,778万6千円、村債において、基幹水利施設ストックマネジメント事業等の翌年度への繰越明許により2,800万円、そのほか諸収入で1,590万円となっております。

続きまして、歳出決算については、予算現額58億4,763万3,000円に対し、支出済額が51億7,454万3,003円となり、翌年度繰越額の3億7,323万3,755円を差し引きますと、不用額は2億9,985万6,242円で、予算現額に対する支出率は88.5%となっております。

なお、翌年度への繰越明許費を除くと、支出率は94.5%となります。

また、不用額の主なものは、一般事務費等の経費節減、業務委託料・工事請負費等の請負差額及び実績による減、指定管理料・補助金等の実績及び実績精算による戻し入れ等によるもので、概ね効率的な予算執行により生じたものとなっております。

一般会計の歳入歳出決算差引額は2億83万7,883円で、繰越明許による翌年度へ繰り越すべき財源1,148万3千円を差し引いた実質収支額は1億8,935万4,883円となりました。

前年度の実質収支額が1億8,620万633円でありましたので、単年度収支額は315万4,250円のプラスとなったところです。

次に、診療所特別会計をはじめとする特別会計5会計の合計額について申し上げます。

歳入決算については、予算現額17億1,757万7,000円に対し、調定額が15億8,049万838円、収入済額が15億7,899万4,386円となり、予算現額に対する収入率は91.9%、調定額に対する収入率は99.9%となっております。また、収入未済額は、特別会計全体では149万6,452円となっております。

続いて、歳出決算については、予算現額17億1,757万7,000円に対し、支出済額が15億

6,477万207円となり、不用額は1億5,280万6,793円で、予算現額に対する支出率は91.1%となっております。

特別会計5会計の歳入歳出決算差引合計は1,422万4,179円。実質収支額も同額となりました。

前年度の5会計の実質収支額が4,285万4,479円でしたので、単年度収支額では、2,863万300円のマイナスとなっております。

以上、令和6年度歳入歳出決算についての概要を申し上げましたが、詳細につきましては、決算書及び関係書類に記載しておりますので、ご高覧いただき、ご審議の上、認定くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

次に、議案第49号及び第50号について、生活環境課長より発言を求められておりますので、これを許します。

薄井生活環境課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

それでは、令和6年度企業会計の決算認定の概要につきまして、私の方から報告をさせていただきます。

はじめに、議案第49号「令和6年度大潟村簡易水道事業会計の利益処分及び決算認定について」、決算の概要をご説明申し上げます。

地方公営企業の独立採算制の趣旨に従って運営及び合理化に努力した結果、簡易水道事業収益の決算額は1億4,612万7,183円となっております。うち料金収入等で構成される営業収益は1億1,294万7,423円、一般会計からの補助金等で構成される営業外収益は3,317万9,760円となっております。

また、簡易水道事業費用の決算額は1億3,738万245円となり、うち水道事業の運営費用等で構成される営業費用が1億1,845万3,183円、企業債利息等で構成される営業外費用が662万8,860円、特別損失が1,229万8,202円となっております。

その結果、差引税抜で874万6,938円の純利益となったところであります。

簡易水道事業を継続して維持するための資本的収支について、資本的収入の決算額は8億8,690万3,000円であり、うち企業債が7億6,933万円、国庫補助金が1億1,520万7千円、一般会計からの出資金が236万6,000円となっております。

また、資本的支出の決算額は9億128万179円であり、うち建設改良費が4億721万8,238円、企業債償還金が4億9,406万1,941円で、水道設備の資産取得にかかる建設改良工事として、配水池造成工事、予備水源開発工事等を実施したところであります。

なお、資本的収支の不足額1,437万7,179円については、引継金で補填したところであります。

次に、議案第50号「令和6年度大潟村公共下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」、決算の概要をご説明申し上げます。

地方公営企業の独立採算制の趣旨に従って運営及び合理化に努力した結果、公共下水道事業収益の決算額は1億3,904万8,222円となっております。うち料金収入等で構成される営業収益は9,565万4,478円、一般会計からの補助金等で構成される営業外収益は4,339万3,744円となっております。

また、公共下水道事業費用の決算額は1億2,231万996円であり、うち公共下水道事業の運営費用等で構成される営業費用が1億1,118万1,786円、企業債利息等で構成される営業外費用が844万1,670円、特別損失が268万7,540円となっております。

その結果、差引税抜で1,673万7,226円の純利益となったところであります。

公共下水道事業を継続して維持するための資本的収支について、資本的収入の決算額は960万円であり、うち企業債収入が560万円、一般会計からの出資金が400万円となっております。

また、資本的支出の決算額は3,738万2,788円であり、うち建設改良費が848万2,000円、企業債償還金が2,890万788円で、下水道設備の資産取得として、第3期集合型村営住宅下水道公設ます新設工事を実施したところです。

なお、令和7年度に繰り越される支出の財源充当額40万円を除いた資本的収支の不足額2,818万2,788円については、引継金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填したところであります。

以上、令和6年度の企業会計決算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、決算書及び関係書類に記載しておりますので、ご高覧いただき、ご審議の上、認定くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

ただ今の村政報告並びに提出議案の説明に対する質疑は、明日、9日を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

次に、日程第13、議案第51号「大潟村農業委員会委員の任命について」から、日程第26、議案第64号「大潟村教育委員会委員の任命について」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、提出しております人事案件についてご説明申し上げます。

議案第51号から議案第63号「大潟村農業委員会委員の任命について」であります。委員の任期が令和7年10月18日をもって満了となることから、次の方々を農業委員会委員として任命したいので、ご審議のうえ、ご同意くださるようお願い申し上げます。

農業委員会委員候補者は次のとおりであります。

住所 南秋田郡大潟村字西2丁目

氏名 小松正樹

次に、

住所 同字東2丁目

氏名 餌取拓未

次に、

住所 同字東3丁目

氏名 佐藤千穂

次に、

住所 同字東3丁目

氏名 椎川健一

次に、

住所 同字西1丁目

氏名 豊島正祥

次に、

住所 同字東3丁目

氏名 増永洋

次に、

住所 同字西3丁目

氏名 北村雅幸

次に、

住所 同字東2丁目

氏名 佐藤友能

次に、

住所 同字東3丁目

氏名 小林信之

次に、

住所 同字東2丁目

氏名 松橋良子

次に、

住所 同字西2丁目

氏名 渡邊琢磨

次に、

住所 同字西2丁目

氏名 工藤猛

次に、

住所 同字東2丁目

氏名 高木茂之

以上 13 名を農業委員会委員に任命したいので、ご同意くださるようお願い申し上げます。

次に、議案第 64 号「大潟村教育委員会委員の任命について」であります。委員の任期が、令和 7 年 10 月 18 日をもって満了となります。

住所 南秋田郡大潟村字西 3 丁目

氏名 宮崎和子

を引き続き教育委員会委員に任命したいので、ご同意くださるようお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出議案の村長説明に対して、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。

9 番、三村敏子さん。

【9 番：三村敏子議員】

9 番、三村敏子です。

議案第 64 号「大潟村教育委員会委員の任命について」、反対討論いたします。

5 月 29 日に行われた、令和 7 年度 1 回大潟村総合教育会議の会議録が村ホームページに掲載されました。教育委員会委員の皆さんからは、「村には手厚い子育て支援があると思っていて、サービスについて何でもとなるときりがない。」、また別の委員からは、「村の保育支援の現状の説明を受けても、なお要望があるとすれば、やはりきりがないということになる。」、もう 1 人の委員からは、「村の保育制度がこんなに手厚いのかと驚いた。」などという記録でした。

社会が変われば教育環境も子育て環境も、子どもたちを取りまく環境も変わります。変わっていく社会の中で対応しながら子どもたちの教育や子育て支援がどうあるべきか考えていくなければならないと私は思います。「きりがない」ということではないと思います。

子育て支援に関しては、誰もが子育てしながら自分の個性や能力を生かした働き方や、安心して仕事ができる村には未だなっていないと思います。子どもにとつても何が大事なのか、十分に検討し続けなければならないと思います。

考え方は人それぞれであり、それぞれ違いますが、同意するかどうか最終責任は議員にあります。

よって、大潟村教育委員会委員の任命について、議案第 64 号は反対いたします。

【議長：丹野敏彦】

次に、賛成の方の発言を許します。

ほかに、討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

議案第 51 号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 51 号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第 52 号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 52 号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第 53 号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 53 号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第 54 号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 54 号は、同意することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

(午前 11 時 12 分)

(午前 11 時 13 分)

再開いたします。

次に、議案第 55 号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数・少数であります。

よって、議案第 55 号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第 56 号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 56 号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第 57 号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 57 号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第 58 号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 58 号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第 59 号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 59 号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第 60 号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 60 号は、同意することに決定いたしました。（午後に採決のやり直しあり。
30 ページ参照）

次に、議案第 61 号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 61 号は、同意することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

(午前 11 時 16 分)

(午前 11 時 16 分)

再開いたします。

次に、議案第 62 号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 62 号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第 63 号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 63 号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第 64 号「大潟村教育委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 64 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 27、一般質問を行います。

会議規則第 61 条の規定に基づき、通告のあった順に質問を許します。

3 番、川渕文雄さん。

【3 番：川渕文雄議員】

3 番、川渕文雄です。

私からは1点、お願ひいたします。

八郎湖の水質改善について、鈴木健太知事は選挙運動のときから、公約に八郎湖の水質改善を掲げています。また、知事当選後も、そのための調査費もつけて具体的な提案もしております。

私は入植以来、八郎湖の水質の改善には海と呼吸させることを夢見てまいりました。この思いは昨年11月16日に行われた、第3回八郎湖フォーラムのパネルディスカッションで、ある中学生が、八郎湖を蘇らせるためには海と呼吸させることが最良の方法であると提案されました。私はその主張に強い感動を、共感を覚えました。

そのような状況下に、かねて私が考えていた方法、つまり農業や稻作に影響を与えない8月下旬から数か月、海水を導入することはいかがでしょうか。そして農業施設に海水が影響を与えるとすればどの程度の量なのか、また水道の問題もありますので、そういう実験を行ってはいかがでしょうか。このような策を知事に提案してみたらいかがでしょうか。

村長の考えをお願いしたい。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

八郎湖の水質改善について川渕議員の質問にお答えします。

八郎湖の水質改善については、管理主体である県が「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を策定しており、この計画を推進するため県並びに村を含む流域9市町村が連携し、協議を行い、様々な取り組みを行うこととしています。

この八郎湖に係る湖沼水質保全計画は平成19年度に策定され、その後更新が重ねられ、今年度内には第4期計画（令和7年度から令和12年度）が作成され、様々な水質改善対策が実施されることとなっております。

昭和62年の台風による海水混入後のシジミの大繁殖や、その後の湖水の透明度の上昇により、海水導入による水質改善を望む声があつたため、第2期計画（平成25年度から平成30年度）の策定時には、八郎湖への海水導入について農業、水環境、生物学などの専門家を交えた検討会で議論されてきました。議論の結果、農作物や水道、農業水利施設への影響や、淡水より重い海水が湖底のくぼ地に滞留することによる水質の悪化が懸念されるほか、湖内の塩分コントロールが難しいことなどにより、八郎湖への海水導入は困難であるとの結論に至り、湖沼水質保全計画に海水導入を反映されておりません。

八郎湖の水は農業以外にも、村の水道水の原水として使用しており、昭和62年の海水混入の際には水道水に影響が出ております。また土地改良施設にも影響を与えることから、八郎湖に海水を導入することは村としても困難と考えております。

県では、令和6年度から湖底耕うんによる湖底の環境改善に係る調査を実施し、また今年度は新たな淡水に生息するセタシジミの増殖を調査することとしており、これらの水質改善

効果について期待しているところです。

村でも、水田からの濁水を抑制するため、県が実施している無代かき無落水移植等に対する補助に村も協調助成を行っております。

また、現在進めている国営かんがい排水事業において、農業水利施設の改修に併せて、水質保全機能の増進に資する農業水利施設を整備することにより、農業用水の水質保全を図り、八郎湖の水質保全にも努めていくこととしており、村としてもしっかりと事業を進めてまいります。

八郎湖の水質改善は村にとって重要な課題であり、水質改善に効果が見込まれる活動を今後も継続してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

川渕文雄さん。

【3番：川渕文雄議員】

今村長の方から説明がありましたように、1987年に、8月31日から9月1日のときに、水門の工事のために海水が大潟村の湖水に入ったわけです。そのときはそれから2年後ですね、いわゆるシジミが大繁殖をしまして、約1万トン、金額にして100億円ぐらいの収入があったわけですね。

そのときには、いわゆるシジミが、いろんな養分の高いものを食べてくれるものですから、アオコの発生は一切ないということでですね、その後はもうほとんど水を使わない時期になりますので、その水を入れる期間なんかは別としましてですね、やはり海水を入れるのが一番、水質改善には一番早道ではないかと。

そして農業用水に使うときには8月の終わりに仮に1ヶ月間でもいいですから、海水を入れることによって、その後はずっと水が北の方から南の方に流れてきますので、ほとんど農業関係には問題なく水は薄まっていくといいますか、そういう関係が出てくると思います。ただ水道の問題なんかもありますので、そこはいろいろと検討した上で、ぜひひとつそういう方向で進んでもらえればと思ったりするのですが、この八郎湖の再生は、大潟村のみならず、周辺市町村、あえて言えば、県民の悲願であります。ぜひ県と心合わせ、その実現に全力を尽くしていただきたいと思いますが、村長の考えをもう一度お願ひいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

川渕議員の再質問にお答えします。

先ほど述べましたように、水質保全計画に係る新たな事業として、淡水で生息するセタシジミの増殖を行うこととしておりまして、海水を入れなくても、シジミを増やすことも取り組むこととしています。

最初にも申し上げたように、平成 25 年から 30 年の間に検討した中でも、この湖内の塩分コントロールの難しさとか、中にはくぼ地があつたりして、そういうところに海水が滞留して、逆に水質悪化に繋がる懸念があるというようなことなど、非常に難しい問題がありますので、まずはこの淡水で増殖するそのセタシジミについて県の取り組みに自分も期待しているところです。

また、村としては、村内農家の協力を得て、かなりの面積で無代かきとか無落水田植えが実施されております。そうしたことでもだんだん効果が出てくると思いますし、今進めている国営事業においては、余剰水が 3 分の 1 ぐらいに減ることが予定されていまして、八郎湖に村の中から出る水が大幅に削減されることになりますので、それが実現すると大きく水質改善にも繋がっていくのではないかなと思っています。

そうしたことから、海水を導入するということではなく、こうした淡水で生息するシジミや村の中でできる取り組み、農家の協力を得たり、国営事業を進めたりということでまず取り組んでいきたいと思っていますので、どうかご理解をよろしくお願ひいたします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

川渕文雄さん。

【3 番：川渕文雄議員】

ありません。ありがとうございました。

【議長：丹野敏彦】

次に、2 番、菅原アキ子さん。

【2 番：菅原アキ子議員】

2 番、菅原アキ子です。

私から 2 点のことについて質問させていただきたいと思いますが、はじめに農政転換への村の対応についてお伺いいたします。

政府が米の事実上の減反政策を見直し、増産へとかじを切ることを表明しました。

石破首相は昨日、辞任することを表明しましたが、次の首相が誰になつても増産の方向性は変わらないと思っております。

昨年の夏以降、スーパーなどから米が消え、市場では米の価格が前年より 2 倍以上となる水準に値上がりした「令和のコメ騒動」は、当初、流通業者の売り惜しみによる米不足が原因であると言われておりましたが、政府は訪日外国人客の増加に伴う外食需要の増加や、猛暑による在庫不足、一般家庭での購入量の増加などの要因の見通しが甘かったことを認めております。

大潟村でも、今年は例年よりも早く稻刈りが始まりました。

米価高騰の余波は今も続いており、今後は先端技術を活用するスマート農業を推進し、農地の集約などで大規模化を進め、米が余った場合は輸出の拡大も掲げております。

気候変動を踏まえ、高温に耐える新しい品種を開発し、温暖化を逆手に稻の再生能力を活

用し、1年に2度収穫できる農研機構が開発した「再生二期作」の機運が高まり、暖かい気候の県などで注目を集めております。増産を進めて、米の価格が安くなれば、消費者の恩恵は大きいと思います。

一方、農業機械や肥料、農薬代、燃料代など資材の高騰は深刻で、生産農家の経営は厳しくなっております。主食米を増産するといつても、高齢化で離農が進み、価格が安すぎると離農が相次ぐ恐れがあります。担い手不足は耕作放棄地の拡大にも繋がっております。農地の集約化を進めていくためには、基盤整備が遅れている地域を整備していくことも必要になってきます。

これまで米依存農業からの脱却を進めてきた中で、生産拡大にかじを切ろうとしている政府の姿勢は、専業農家が多い村に与える影響も大きいと思います。大潟村の農家は、水稻単作から複合経営までそれぞれの方たちが一生懸命頑張っております。高齢化で担い手が懸念される中でも、農業が将来も安定できる職業だとなると、必然的に農業を選ぶ若い人たちが増えていくと思います。

生産拡大を進めようとしている政府内には、先月27日に水田政策の見直しなどを検討する農業構造転換推進委員会が新たに設置されました。今後、生産性の向上を図るため、いろいろなことを検討されていくと思いますが、消費者も生産者も安心できる政策の議論を深めてほしいと思います。

そこで伺いたいのですが、村は農家経済の現状をどのように認識されているでしょうか。

また、農業政策の転換は、主産業である村の農業に大きな影響を及ぼすことになります。国が米の増産へとかじを切ることになり、今後村はどのような農業政策を進めようと考えているでしょうか。

そして3点目ですが、農業後継者の減少は、村の将来に多大な影響があると思います。それぞれの農家が判断することではありますが、村が果たすべき役割も大きいのではないかと思います。

村でも、結婚適齢期の後継者を対象とする出会いの場を提供するなど、努めていることは理解しておりますが、農業の村として今後の対応をどのように考えているか、方向性をお示しいただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の質問にお答えします。

1つめの質問について、農業経済の現状に鑑みると、高い米価が続くことは消費者の米離れを招き、ひいては米価の下落に繋がることが予想されます。

昨年の生産者米価から見て、流通段階の値上がりが大きく消費者米価が高騰した状況でした。そこに政府が備蓄米を放出し、米価引き下げを行っているところです。結果として、適正な生産量を確保できなかったことが要因であり、国の減反政策の見直しとなっているところ

ろです。

今回の令和の米騒動を契機に、肥料や資材の高騰も相まって、消費者の間でも、農家が再生産可能な価格という観点からある程度の価格上昇は許容すべきだという認識が広がっていると思います。消費者と農業者との双方がともに納得できる価格の維持が、持続可能な農業の実現に向けた重要な項目であると捉えており、適正な需給量を見極めながら、村としても国や県と連携し、農家へ生産方針を示していくかなければならないと認識しております。

2つめの質問についてですが、国の政策転換が村の農業にどのような影響を及ぼすのか、現時点では具体的な施策が示されていないため不透明ですが、村としてはこれまでの方針を継続し、戦略作物や高収益作物との複合経営によるリスク分散を推進していく考えであります。併せて、戦略作物である小麦、大豆の収益が主食用米に比べて低く、作付けするメリットが薄れている現状も踏まえ、戦略作物に対する助成体系の見直しを国に対して要望していきたいと考えております。

また、国、県等の補助事業も活用しながら、スマート農業機器の普及、経営の省力化を推進し、国の方針に沿った農業政策も展開してまいります。

いずれにしても、令和9年度からの政策見直しも含め、今後の農政に係る情報は速やかに農家の方々へ提供し、営農に大きな混乱を招くことのないよう努めてまいります。

3つめの質問についてですが、直近10年間で約50戸の農家が離農しております。今年3月に策定した大潟村地域計画においても、5年後、10年後の経営について、離農する意向を示した方が合わせて12名、また後継者の有無について「いない」と回答した60代以上の方が16名おり、今後も一定数の離農が続くと考えられます。

入職時から100戸以上の農家が離農してきましたが、これまで耕作放棄地を出すことがなく、1戸あたりの経営規模を拡大しながら、農業の村として大潟村を存続させてまいりました。しかしながら、農家戸数の減少は大潟村の人口減少に繋がり、さらには将来を担う子どもたちの減少にも影響を及ぼしてきます。

これからは農業の村として大潟村が魅力ある産地であり続けるために、若い世代が大潟村で農業をやりたいと思えるような取り組みが求められます。それは大潟村に住む子どもたちはもちろんですが、村外から大潟村で新たな農業を始めたいという方への支援も含めたものであると考えております。新規就農への支援、スキルアップの機会の提供、新たな作物への挑戦、事業継承への支援など、多様な経営体が活躍できる環境を作っていくことが重要であります。

これからも大潟村が豊かな農村として存続できるよう、持続可能な活力ある農業の産地作りを後押ししてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

本当に残念ながら、離農者が増えているということは認識しております、これはやはりその後継者の問題とかいろいろな要因が考えられるわけですけれども、今村長が多様な環境、若い人たちが大潟村に住み続けられるような、移住者も含めてですね、そういう多様な若者が魅力を持てるような村づくりをこれから考えていくということでしたけれども、例えば今具体的にはどのようなこととか、何点かありますでしょうか。再度お願ひしたいのですが。

今回の増産を考えていることに関して、これから国が示してくるとは思うのですが、それを持たずして、村の独自の、農業の村として国がモデル農村として作り上げたこの村の存続にも繋がる大変大きなことだと思いますので、今現在村が考えている、その国が示す前にですね、考えているようなことをお聞かせいただければありがたいです。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

まず国の方でも、今まで新規就農でも、親元継承についてはいろいろな支援策がなかつたのですが、それも事業の緩和で親元就農でもいろいろな支援を受けられるようにもなってきました。今年度予算で村もそうした予算を計上しているところです。

それに加えて、やはり今、農業技術が飛躍的に進化していて、やはり新しい技術とか新しい作物とか、いろいろなことにチャレンジできる状況にもあると思うので、ぜひそういったことを支援していきたいと思いますし、先ほど述べたように、新規就農者への支援とか、スキルアップの機会であったり、また新たな作物へ挑戦することであったり、そういうことを後押ししていきたいと思っていますし、また村外から来て村で農業を始めるというのはなかなかハードルが高い状況がありますが、そういった、例えば施設園芸に特化した農業を開するとか、またはどこかの農家に入りながら一緒に農業の方を継続していったり、法人で働いたりとか、いろいろな形で外からも若者が入ってこられる状況というものを後押ししていきたいなと思っています。

いずれにしても、村が常に先進的な取り組みのもとで若者も活気づいていろいろなことに挑戦できる、こうしたことを応援していきたいと思っていますので、どうかよろしくお願ひします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

ありがとうございます。

今々ではなくて中長期的にこれからの大潟村の将来を考えたときに、やはり後継者が少な

くなるということは、大変な、この問題が大きくなるのではと考えています。

田んぼの作り手を、担い手をお願いすることは、それは可能です。ですけれども、人口がそれによって少なくなるということは、コミュニティづくり、村の存続には大変大きなことだと思っていますし、今朝でしたか、昨日でしたか、テレビに出ていたのですが、先ほど国が推し進めようとしているスマート農業、今はもう会社で、農家でなくともそのスマート技術を使って農業ができる技術をこれから考えていくという大手の会社の様子が出ていました。ああ、これからはこうなっていくんだな、必ずしも農家でなくても、農業ってやっていける時代になっていくのだろうと思ったときに、やはり農家自体のその本来の、何ていうかコミュニティとかその良さというものが何となく、こうね、ただ、増産するためだけにそういうスマート農業の技術を入れるのではなくて、繋がりといいますか、そういうコミュニティの大切さみたいなものも、これからあってほしいなと思っているのです。

本当にだんだん、当時からすればかなりの農家数が減少しているということはみんな、村民は誰しも認識しております、何とかどこかで農業の良さというものがもっと皆さんに浸透して、大潟村がこれからもきちんと存続できる村であってほしいなと思っています。

簡単でいいですが、もう一度お願いできますでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再々質にお答えします。

先ほどお話したように、村の農家の子弟であってまた新たに就農したり、親元継承であったり、村外から新たに来たりとか、いろいろな形で村で働くという場合でも村に住んで働いてもらえるように、今まで住宅政策を進めてきたところで、結構多くの若い人がそこに暮らしている状況で、今回新たな分譲も始めたところで、結構な応募が初日からあったところでして、そういう意味では村に住みたいという、そういう需要はまだまだあるのかなと思っています。

農業政策のいろいろな支援と併せて、住宅政策、村に定住化する、こうした政策も同時に進めていくことで、村に若い人が今後も住み続けて、また増えるように取り組んでいければと思いますのでどうかよろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

次の質問に移らせていただきます。

安心できる安定した水の供給について、どのようにお考えなのかをお伺いいたします。

村の水は、八郎潟調整池の浸透水をろ過した後、浄水場の配水池に貯水し、供給されてお

ります。

今日の村政報告にもございますように、今年の7月以降、雨が降らない日が続き、八郎潟調整池の水位が大幅に低下したため、各家庭への節水の呼びかけが連日行われました。公共施設の一時的な休業や利用時間の変更など、このまま雨が降らないとどうなるのか、村民も不安の日々を余儀なくされました。

春の塩水選が行われる農繁期の時期や、夏場に使用される水量が増えるため、これまで毎年のように節水の呼びかけが行われてきており、それを改善するために配水池を新たに増設したり、暗渠管を入れて集水し、取水する箇所を増やす事業も行っております。

気候は温暖化の影響もあり、年々変化してきており、今後も今年のような気候になるのではないかという懸念があります。

そこで伺いたいのですが、水は生命の源であります。村は今の状況をどのように考えているでしょうか。

また、村が節水を呼びかけ、村民が協力するだけでは根本的な解決とはならず、乗り切れないのではないかと思います。安定的な供給を探る必要があるのではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

また、3点目ですが、滝の頭からの水道水の供給はどうなっているのかという声が未だに聞こえます。立村以来の村民の悲願であり、期待している方が多いからだと思います。これまで長年にわたった男鹿市との協議内容を4年半ほど前に村政報告として示されておりますが、村民にそのことが十分浸透されていないからではないかと感じておりますが、どのようにお考えでしょうか。

また、4点目ですが、令和3年3月定例会の総括質疑で、村長が答弁されていた八郎潟町、五城目町、井川町、大潟村の南秋4町村による水道水広域化の協議会に対し、村も一度出席されているということでした。その後はどのように進められているのでしょうか。

5点目ですが、県では人口減少に伴い、水道事業の経営状況が厳しさを増してくるという課題を背景に、水道広域化推進プランの秋田県域の中での検討が進められていると理解しておりますが、4町村に限らず、その他の圏域での広域化の可能性は探っておられるのでしょうか。

お伺いいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の質問にお答えします。

はじめに1点目と2点目の質問についてですが、近年頻発している水不足への対策として、村では令和7年度に、原水量増加を目的とした水源増補改良工事を実施し、令和6年度には予備水源開発工事を行いました。さらに、浄水場の貯水量増加を目的とし、令和6年度に1000m³の配水池の造成工事を行い、水道水の供給体制を整えてまいりました。その効果もあり、

春先に水不足となる懸念はほぼなくなったものと考えております。

しかし、今年は7月に高温が続き、水道水の使用量が大幅に増える一方、長期間降雨がなく、調整池の水位低下により堤防への浸透水量が低下し、使用量に対して十分な取水量を確保できないといった状況となりました。今後もこのような事態の発生は想定されますので、対策を講じていくことが必要ですが、取水量不足が天候に起因するものであることから、これまでのような取水エリアの拡大や貯水量増加に繋がる対策だけでなく、取水地点の拡充などを検討する必要があると考えております。

次に、3点目から5点目の水道供給の広域化に関する質問についてですが、男鹿市からの水供給については、水量低下により滝の頭水源からの単独供給は困難であること、配管等の布設工事に約15億円程度の事業費が見込まれ、水道料金への転嫁が必要であること、滝の頭水源だけでは供給量が不足するため他の水源から供給するため、整備費が別途必要になること、滝の頭と他の水源のブレンド水となることに伴い、村民が求めるものとならないほか、若美地区もブレンド水となるため、同地区の住民理解を得るのが困難であること等を理由に協議を停止した旨を令和3年3月議会で報告しており、その後、具体的な協議は行われておりません。

また周辺自治体との広域化についてですが、県内では現在、全ての市町村は単独で水道事業を運営しております。

県内の水道広域化を実現することを目的に、平成28年度から秋田県が中心となって秋田県水道広域化プランの策定が進められ、令和5年にプランが公表されておりますが、市町村間の具体的な連携等について明記されているわけではありません。人口減少が進むことに加え、広域化のための配管布設費費用等が受益者に重い負担となることなど、様々な課題があり、現在実現に向けた協議を積極的に行っておりません。

広域化は水道水の安定供給を実現するための有効な手段の1つではありますが、水道事業は原則として水道料金で賄わなければならず、水道料金の値上げが見込まれることから、基本的には村単独で水道事業を運営してまいりたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

暫時休憩します。

(午前11時56分)

(午前11時56分)

再開いたします。

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

今村長がお話をされた、令和3年3月の村政報告の水供給についてのことは私もちゃんと覚えております。それが村政報告として、広報にも載っています。でも、それを見逃した方とか

は、どうなっているんだろうという声が、やはりあちこちからまだ聞こえているのです。それで、村長は1回そういうふうに、もう村民にお示ししているので、今後は行わなくとも、理解してもらわなくともいいのだという考え方でいらっしゃるのか。やはりもう少し何かの折に、こういうことでその協議は中断と、かなりこの事業は困難であるということだけでもお話しする機会があれば村民も納得すると思うのです。あれからもう4年も経っていますけれども、未だにそういう声が聞こえてきているということは、特に入植者世代はやはり待ち望んでいたことだと思うのです。やはり時代の経過とともに環境も違ってきていますし、その滝の頭の水量が少なくなってきたというのが、やはりそれがもう一番の原因として、そういうコンサル会社から調べてもらって4点の課題が見つかったということも具体的に、私達はこういう議会とかで村長から説明をいただけるのですけれども、一般の村民というのになかなか知り得ないといいますか、そういうことがありますので、今後もし何かの折にそういう声があったら、村として、もう一度くらいはお話しすることがあってもいいのではないかと思うのですね。

それから、先ほどまとめて4点目と5点目、4町村の南秋の協議会のことと、県の推進プランのことを一緒にお話しされていたのですけれども、最初に私、令和3年3月議会のときに質問させていただいたときは、五城目、八郎潟、井川の3町から大潟村もどうですかというふうなお声をかけていただいて、一度その協議会に参加したというふうに村長は答弁されております。それで、その後の経過について私は知りたかったのですが、村長は今、5点目の秋田県の広域化の推進プランも一緒に話されましたので、あくまでも南秋の協議会というのと県と一緒に協議会の一環として開かれたという認識でよろしいでしょうか。

それと、まだ具体的なプランは決まっていないということなのですけれども、この協議会自体は今まで1回も開かれてなかったのでしょうか。そしてその秋田県の広域化推進プランの予定も、いつ頃までにこういう話し合いが行われるとか、そういう予定も何にもないということでしょうか。

そこら辺も、もう一度お願いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

まず男鹿市との関係についてですが、このことは男鹿市と協議した上で、まず今後とも協議を打ち切るということの合意のもとで報告させていただきました。そういうことがありますので、また村単独で村民向けにということになると、またどうしたのかということもあるので、この件については前回の報告をもって終わりにさせていただきたいと思います。

県の広域化プランの中で、その地区ごとの協議が持たれたものと認識していますが、結局それも進まなかつたというか、実現には至っていない状況でして、県の方も令和5年にそのプランを公表しましたが、それぞれの地区で具体的に進めるというようなことには踏み込ん

でいない状況でして、先ほども言ったように、人口減少に加え、費用対効果として費用の方がかかりすぎるとして水道料金に跳ね返るというようなことにもなりますので、今の状況でいくと広域的なことを進めるということは難しいと思っていますし、県の方もこの令和5年をもって特段広域化に関する協議というものを行っていませんので、まずこれ以上は進まないものと認識していますので、村としては村単独でできることをやっていきたいと思っています。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

わかりました。

そうしたら、南秋4町村との協議ももう今後は開かれないということの理解でよろしいのでしょうか。

それと、先ほど村長が、これから水不足を解消するために、今までの取水箇所の拡充に努めていくというふうにおっしゃっておりましたけれども、その見通しみたいなものは、あるのでしょうか。今の取水箇所の、正面堤防の浸透水のその箇所をもう少し拡充した形で、同じような場所から取水するというような理解でよろしいのでしょうか。

2点、お願ひします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再々質にお答えします。

まず1点目の、その南秋協議会といつても、これは県が広域化プラン策定の中で、その地区ごとに呼びかけて協議が行われたものと認識していますし、結果として進まなかつたという状況ですので、南秋地区で独自にということではないということですので、まず今後それが進むという状況にないのかなと認識しています。

また、新たな水源取水地点についてですが、堤防の浸透水を求める限り、やはり八郎湖の水位が下がると浸透水も取水量が減ってしまうので、そこを拡充するというのはあまり合理的ではないかなと。

以前、村の中で地下水を調査したことがあります。なかなか良質な地下水には巡り合わなかつたのですが、もう一度そうしたことにも取り組んでいきながら、有用な地下水ということも求めていければなとも思っているところです。また、村ができた頃には地下水から取水していました、もうその井戸は使っていないのですが、そういった箇所がありますので、そういったことを再度調べたり、以前調査したものを見直したりとかしながらも、有益な地下水としてあればなとも思っておりますが、いずれ今後、具体的には検討していきたいと

思っています。

以上です。

【2番：菅原アキ子議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

ここで休憩いたします。

(午後0時04分)

(午後1時30分)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を進めてまいります。

午前中の人事案件の採決において、議事進行手続きに不備がございました。申し訳ございません。

ここで、議案第60号「大潟村農業委員会委員の任命について」、採決をやり直しいたします。

地方自治法第117条の規定により、松橋議員の退場を求める。

《松橋議員退場》

議案第60号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求める。

挙手多数であります。

よって、議案第60号は、同意することに決定いたしました。

松橋議員は入場してください。

《松橋議員入場》

一般質問を続けます。

次に、9番、三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

9番、三村敏子です。

3点質問いたします。はじめに、情報発信者入村事業の転換をということで質問いたします。

先の6月議会で斎藤議員から情報発信者入村事業の見直しについて一般質問がありました。村長からの答弁では、第3期大潟村総合村づくり計画の中で、方向性を検討していくとの答弁でした。

さかのぼると、令和3年9月議会での私の情報発信者入村事業についての一般質問に、村長からは、第2期大潟村総合村づくり計画後期計画の中で方向性を示したいとの答弁でした。

続いて令和5年3月議会での私の一般質問には、「移住者」というキーワードで今後募集を行いたいとの答弁でした。しかし、入村者はゼロの状況であり、1993年から始まったこの事業でありますが、現在は10軒の家が建っていますが、当初計画の17件が埋まらないままで

す。2006年の入村から、ここ20年近くは入村者がいない状況です。30年以上経過しているこの事業が、高橋村政になってからは1人の入村もなく、議会からはこの事業の見直しの質問が繰り返されています。

民間であればこのように景観が良く、隣と隣が接していない優良住宅地である土地を、検討、見直しとしていながら、20年近くこのような状況であることは考えられないことだと思います。

村の財産は村民の財産です。この事業に関しては、当初より課題があり、年月を重ね、懸念していたとおりとなっていました。第3期総合村づくり計画でどのように方向性を検討していくのかわかりませんが、ここまで来てしまっては事業を転換する以外ないのでしょうか。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の質問にお答えします。

情報発信者入村事業につきましては、平成5年に「大潟村文化情報発信者招聘事業」としてスタートし、8名の方を招聘しました。平成16年に「大潟村情報発信者入村事業」と事業名を変更し、招聘制から応募制へと制度の見直しを行いました。その後、2名の入村があり現在に至っています。制度を活用し入村していただいた方々には、様々な分野で活躍していただいているところですが、一方で、三村議員のご指摘のとおり、平成18年以降、新規の入村者はいない状況です。

令和5年度より制度運用において、「移住」をキーワードに募集広告を展開し、村内で起業をする方も応募可能とするなど、応募しやすい環境を整備してきましたが、結果には結びつかなかつたところです。

先般の6月議会で答弁したとおり、第3期総合村づくり計画の中で事業の方向性を示す予定とし、事業の転換も含めて検討を進めているところです。6月の答弁の繰り返しにはなりますが、事業の転換に関しては既に入村していただいている方々と十分に意見交換を行いながら、現制度にとらわれず多方面からの視点で検討を進めてまいります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

今までの見直しということから、転換ということに答弁されたと思うのですが、この転換ということはどのような、今、情報発信者、入村事業に関しては条例があるわけですか、そういうことに関してはどのようにお考えでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

先ほども申しましたように、応募の方法等を応募しやすい形に、起業も含めた形で取り組んでまいりましたが、それでも現状応募がない状況ですので、大幅な見直しが必要ではないかなと感じているところです。

条例も含めて検討する必要があるかと思いますが、いずれにしても既に入村していただいている方々の理解も必要ですので十分に意見交換を行いながら進めていきたいと思っています。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

東3-4ですが、そこが情報発信者の住区という認識で、自分ではそういうことになるかなと思っているのですが、その情報発信者ではない方が増えていく中で、情報発信者としての条例を今検討していくということですけれど、第3期総合村づくり計画の中で、本当に大きい計画なので、以前も同じように質問しましたが、その中で検討するというのはなかなか難しいと思うのですけれど、これに特化して、やはりもっと転換するということの、ここでもう既に破綻しているわけですので、私が考えるには、ここで大きく転換しない限りなかなか、今までどおり見直しみたいな形でいってしまうと、またずるずると先延ばしになってしまふのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

繰り返しになるわけですが、ただいま第3期総合村づくり計画を策定していまして、今年度中には成案とすることにしておりますので、その中で十分、今入村していただいている方々と意見交換を行い、理解を得ながら、現制度にとらわれず検討を進めていきたいと思っていますので、どうかよろしくお願ひします。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いいたします。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

次に、こども園休日保育の実施をということで質問いたします。

子育て中の保護者との意見交換会が6月27日に行われ、記録を読ませていただくと、活発な意見交換だった様子が伺われ、意見交換を行っていただいたことは大変良かったと思いま

す。

保護者からは、土日祝日保育についての意見がありました。土曜は申し込み制となっていますが日曜日は預けられないので、土日が休みの仕事しか選べないとか、農繁期の祝日も預かってほしいという声がありました。

その後行われた休日保育についてのアンケート調査結果では、休日保育が必要との回答は25%、16世帯、そのうち5世帯は常に休日保育が必要、11～12世帯が季節保育期間中の休日となっています。

①現状では3点の説明があり、その中の1つに、現在のこども園での職員の配置状況では休日保育の対応は難しい、保育教諭等を募集しても応募がない、との現状が述べられていますが、3月議会での私のこども園に関する質問への答弁では、保育士等は21名で、国基準である11名より10名多く配置しているとのことがありました。なぜ倍近い配置であるにも関わらず、休日保育の対応が難しいのでしょうか。保育士へのアンケートや意見交換会などを行われているのでしょうか。

②今後に向けてでは2点について方向性を示されていますが、その中の1つ、休日保育については、こども園ではなくても地域の方やサポート体制などを含め検討が必要と思われるところですが、どのようなサポート体制を想定し、検討していくのでしょうか。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦智】

三村議員のご質問にお答えします。

はじめに、6月27日に開催いたしました子育て世帯の保護者の方との意見交換会につきましては、保護者の皆様の率直な思いや、こども園を利用して良かったと感じている点など、さまざまご意見を直接伺う貴重な機会となりました。また、行政側の考え方や思いもお伝えすることができ、やり取りを通じて、今後の子育て支援に向けた双方の思いを共有する機会になったと考えております。

今後もこのような意見交換の場を継続的に設けながら、出されたご意見に対し、対応可能なものについては前向きに取り組んでまいります。

さて、1つめの質問の保育教諭等の配置人数についてですが、本村のこども園では国が定める保育士の最低配置基準に対して10名多い保育教諭等を配置しており、3月議会でもその旨ご説明申し上げました。この11名という基準人数は、園児の利用時間や在園時間の長さにかかわらず、0歳から5歳児までの在籍児童数を年齢ごとの配置基準に基づいて単純に算出したものであり、あくまでも常時、保育にあたっている必要がある最低限の人数というものであります。しかし実際には、こども園の開園時間は1日11時間にわたり、正職員の勤務時間は7時間45分、会計年度任用職員は7時間となっているため、国の最低基準である11人を常時確保するだけでも、交代勤務、休憩時間を含みますことを前提に15人以上の職員が必

要となります。また、現場では、職員の休暇取得や研修対応に加え、特別な配慮を必要とする子どもの増加や、0歳児の受け入れ数の増加といった背景から、パート保育教諭等を含めても、日々ぎりぎりの体制でシフトを組んでいるのが実情です。

こうした状況の中で、さらに休日の保育まで対応するとなると、職員の負担が大きく増すだけでなく、保育の質や安全確保の低下を招く懸念があります。さらに、休日保育を実施するため新たな人員を募集しても集まらないことが予想され、人員確保という点でも大きな課題を抱えております。

以上のことから、現在の職員体制のままで休日保育を実施することは、現実的には非常に難しい状況にあると考えております。

次に、2つめのご質問である、保育教諭等に対するアンケート調査や意見交換についてお答えいたします。

現在、保育現場においては、園長や教育・保育を統括する立場の職員が、日頃から保育教諭等と一人ひとりと面談したり、業務の中で意見を聞き取ったりしたりしながら、保育のあり方や職場環境について意見交換を行っております。また、年度末には園経営の職員アンケートを行っており、職員の考え方や声は把握できているものと認識しております。そのため、現時点であえて改めて全体アンケートや意見交換会を実施することは考えておりません。ただし、保育の質や職員の働きやすさを維持・向上させるためには、今後も引き続き現場の声にしっかりと耳を傾けながら、持続可能な保育体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に3つめの質問の、どのようなサポート体制等を想定しているかについてですが、村として休日保育をすぐに制度として確立することは難しい状況にあることから、次の策として地域の支え合いによる仕組みづくりはできないかということあります。具体的には、元保育士や子育て支援の経験者、また子育てが一段落した地域住民の方などを対象に、将来的に地域住民が主体的に子育てを支える「ファミリー・サポート・センター事業」のサポーターの育成・ネットワーク化など、子育て家庭を包括的に支える役割を担っていただけるような体制づくりにつなげていけたらと考えております。

いずれにおいても、こうした取り組みの根底にあるのは、保護者や大人の都合ではなく、「こどもまんなか」の視点でございます。制度設計や支援のあり方において、常に子ども一人ひとりの権利と幸せが尊重されることを最優先に、今後の子育て支援策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

職員を募集してもなかなか集まらないという現実があると思います。

それで、3月議会で民間移行について的一般質問をさせていただいたて、検討していただいているとは思いますが、それはやはり正職員として採用する場合に、村の公立の場合、公務員でなければならない、公務員と保育士、幼稚園教諭の資格が必要ということもネックになっていると思うのですが、もう1つ、3月議会でお話した、会計年度任用職員が7時間となっていて、もし8時間にすると1時間余計に働くわけですが、8時間となった場合、退職金が必要になってくる。けれど必要とされる保育にぎりぎりの状態で保育士が働いているとすると、会計年度任用職員にもう少し、1時間でも余計に働いていただくということも検討されながら、退職金のこともあるかとは思いますが、少しでも待遇改善にも繋がりますので、そのことについても検討されていってはいかがでしょうか。

あとは、季節保育というのは昭和51年から始まっているわけですけれど、その当時は、幼稚園がお昼で終わっているという、3歳児から大潟村の子どもは保育が必要ないのかという状態でした、3、4、5歳児、もうお昼で終わってしまうという、預かり保育もない状態でした。どうしても田植え期間中とかも危ないので見ていただきたいという婦人会からの要望で始まった季節保育ですが、現在この季節保育は、土曜保育が行われていますが、普段の土曜保育は給食が出てなくてお弁当持参、季節保育と呼ばれているのはその時だけ給食が提供されるということで季節保育となっていると思います。

どうしても農繁期になると、もう何度も言っていることなのですが、なかなか大変、子どもをダンプに乗せて連れて歩くという形になったりしていますので、祝日だけでも拡大の季節保育として、季節保育を拡大できないかというような事はいかがでしょうか。

あとは、元保育士とか、地域の人たちの連携でということでのサポート体制ですが、以前、は福祉保健課の担当としてファミリー・サポートを提案させていただきましたが、そこはなかなか、村民は農家が多くてなかなか難しいというようなことだったと思うのですが、ファミリー・サポートのような体制を教育委員会の方で体制づくりをしていく方向と考えてよろしいでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦智】

三村議員の再質問にお答えします。

1つ目は、職員の募集と、それから会計年度職員の勤務時間のことについてありました。これについては、会計年度職員の方で残業させるか、残業命令を出すかどうかというのも含めますが、いずれ会計年度職員を正職員にするということについては、村の方の職員の規定もありますので、その点は今後総務と、違いますか。

【議長：丹野敏彦】

休憩いたします。

(午後1時54分)

(午後1時55分)

再開いたします。

【教育長：三浦智】

フルタイムの会計年度職員ということですが、村ではその制度を運用していないということですでの、パートタイムで全部行っているということです。

それから2つ目の季節保育のところでの休日保育を導入してほしいというご意見だったと思いますが、先ほどの繰り返しになりますが、現職員での運用はかなり厳しいというところで、結局はですね、職員の方も日曜日に出ますと他に平日のところで休みを与えなければいけなくなりますので、日曜日に出した分、平日の方で手薄にもなりますし、ということでなかなか難しいということは先ほどの答弁の中で話をしました。

また、子どもの方にも休日は必要かと思います。他の市町村の方にも、休日保育の状況を伺いました。すると計画的に、日曜日に保育をお願いする場合は、平日のいついつ休ませるというように計画的に、預かる方にお願いしているということでしたので、その辺、村でうまく運用できるのかが心配であります。

最後、ファミリー・サポート・センター事業についてのお話がありましたが、これについては今後どのような形ができるか、まずはサポートを育成し、保育を希望する方と保育ができる方を結びつける役なども考えていかなければいけないので、この辺はまだ組織をどのように構築するかの事前研究段階でありますので、この後、検討していきたいと思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

以前、会計年度任用職員の方とちょっと話をする機会がありまして、その方とお話をしたときに、会計年度任用職員は時給なので、祝日とかが多い月は手取りが非常に少ないのでというお話をされていました。もっと働きたいのだなどと、私はそういうふうに取りました。ですので、そのフルタイムで働いていただける会計年度を村は運用していないということでしたけれど、今本当に職員不足の中、会計年度任用職員に頑張っていただくという点でもフルタイムの会計年度任用職員の運用も考えられてはいかがでしょうか。

それから季節保育の、週1回日曜日とか、子どもにも休みが必要だというのは理解していますので、日曜日は休みとしても祝日がちょうど田植え時期、それから稻刈りに入った時期、祝日が5月で何日だったか数えたのですが、ゴールデンウィークが4月29日、5月3日、5月5日、6日、今年度ですが、稻刈り期間中は9月15日、23日と思います。なので6日ですか、その時期だけでもやっていただけないかと思いますが、どうでしょうか。

サポートの育成ということに関しては、そういう方向で進んでいただければ大変ありがたいと思います。

いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

三村議員のご質問の中で、村の会計年度職員の基本的な勤務時間を定めた基本的な考え方をお答えしたいと思います。

フルタイムありき、パートタイムありきではなくて、その職務の内容に適切な時間を積み上げた制度の7時間運用していると。例えば業務内容ですね、やっていただいている業務内容に応じた必要な時間、施設であればその施設の開設時間、あるいは窓口であれば窓口の開いている時間などを勘案して、村では7時間のパートタイム勤務の会計年度を採用しているということありますので、給料がどうこうというより、必要な時間で必要な人数の採用をしているということでご理解をいただければと思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦智】

三村議員の再々質問にお答えします。

先ほど、パートタイムとフルタイムの話がありました。それについては私どもも会計年度職員の方にいろいろな話を聞いております。三村議員の方に、もっと働きたいというような趣旨の発言もあったかと思いますが、一方では7時間という縛りがあるおかげで、今も働いているという職員もいることをご理解いただければと思います。

もう1点、祝日の保育ということで、年間、今年の場合であれば6日間になるということのお話だったかと思います。本当に田植えが忙しい時期であれば、家族総出というのも考えられるかもしれません、連休の前半等は、何とか工夫できないものかなというふうなところは考えているところであります。大変天気に左右される部分もわかります。そして、天気に左右されるということであれば、一方で、今日は天気があまり良くないので預ける必要はなくなるという場合も考えられると思います。

そういう状況も踏まえながら、今後考えていくべきふうに思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

最後に、株式会社ルーラル大潟の経営について質問いたします。

先月行われた、株式会社ルーラル大潟の第31期令和6年度事業報告では、当期純利益は1,372万2千円の赤字を計上したことです。特にホテルの経常利益はマイナス3,079万9千円となっています。計画では700万円のプラスでした。純資産は、令和2年度9,619万

7千円から令和5年度2,046万3千円、令和6年度は674万1千円となりました。借り入れは1億円を超えていきます。

1. 村長としてこの現状をどう捉えているでしょうか。
2. 取締役会ではどのような意見が出ているでしょうか。
3. 県とはどのような協議がなされているでしょうか。秋田県指定管理者制度導入施設評価表によると、県の施策達成に向けた施設運営等について、今後の対応方針（令和5年度策定）によると、
 - ・次期公募に係る完全利用料金制以外の方法の採用や選定基準等については、物価上昇や最低賃金上昇等の動向を踏まえつつ、サウンディングによる民間事業者等から意見を聴取の上、判断する。
 - ・利便性の向上や安全対策など必要不可欠な修繕等を行いながら、サービス経営の安定化に向け、サービス水準の向上や、利用料金の値上げ等について、大潟村や指定管理者と協議を行っていく。
 - ・今後の施設のあり方については、地元等への譲渡も視野に検討を行い、その方向性に応じて設備更新などの必要な対応を行っていく。
4. 2024年2月に提出された株式会社ルーラル大潟の経営改善計画の進捗状況はどのようになっているでしょうか。改善の方向性として、宴会の売り上げ向上では、アウトバウンド・インバウンド施策の見直し、営業ツール営業体制の見直しとあるが、どのように見直されたでしょうか。アクションプランでは、ベッドの更新等2024年2月からの検討、予算措置、5月設置スケジュールとなっていますが、現状はいかがでしょうか。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の質問にお答えします。

ホテルサンルーラル大潟はじめ、ポルダー潟の湯、産直センター潟の店・道の駅おおがたは村の観光振興、農産物の販売促進、雇用の促進、経済の循環、村民の福祉の向上の観点から、村にとってなくてはならない施設であり、官民連携による運営は重要であります。

平成20年、株式会社ルーラル大潟の15期社長に私が就任し、その後、年によって変動はありますが、コロナ以前は順調に推移し、資本が5,200万であったものを1億6,000万まで回復を進め、2億の資本回復が見えてきたところでした。それがコロナ禍で大きな影響が出たところです。一昨年の30期はようやく黒字に回復することができ安堵していたところ、昨年はマイナス計上となりました。停電や工事による休業等もありましたが、特にホテルの宴会部門の落ち込みが大きかったことが要因です。

現在、経営改善計画に沿って進め、特に職員の配属を超えた多能化により、ルーラル職員

の意識改革、繁忙期の応援や急病への対応など進めているところです。各セクションで改善計画の共有やアイディア出しを行い、職員の意識向上にも繋がってきており、ここが踏ん張りどころと思っております。

次に、取締役会での意見についてですが、現在の状況を説明したうえで、今後は経営改善計画を進めながら、生産性向上と適正なコスト管理に努めていく旨を報告しております。これに対し、取締役からは、現在、時短営業しているモーレンの有効活用やラーメンコーナーへの誘客をポルダー湯と連携して取り組んではどうかといった意見があつたところです。

次に県との協議についてお答えします。

三村議員のご質問にありました評価表に記載された検討事案1つひとつに対し、村としては個別での協議は行っておりませんが、必要に応じて意見交換等を行っているところです。

株式会社ルーラル大湯としては、県と昨年10月にサウンディングを実施しており、光熱費高騰、人件費上昇などにより経営が厳しい状況にあることから、指定管理料を支出いただきたい旨、相談しております。これに対し、県としては、光熱費高騰や人件費上昇はサンルーラル大湯に限らず、他の民間施設にも共通しているため支出は難しいとの回答がありました。村としましても、株式会社ルーラル大湯としても、安定経営に向けて、引き続き関係機関と協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、サービス水準の向上については、県が包括連携協定を締結している東急株式会社の「東急ホテルズ&リゾーツ株式会社」より、取締役員と元総料理長の方2名にホテルサンルーラル大湯へお越しいただきアドバイスをいただきなど、第三者の意見も聞きながら取り組んでいるところです。これらについても、引き続き、県や関係機関と連携を密にしながら進めていきたいと考えております。

次に、今後の施設のあり方についてですが、県では「あきた公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画において、県外からの利用者が大半を占め、本県への誘客を支える重要な施設と位置づけており、耐用年数を迎える設備機器等を改修・更新し、存続するとの基本的な方針を示しています。また、建物の耐用年数に基づき、目標使用年数を60年とし、計画的に改修・更新しながら施設を維持すると定められております。

昨年6月にメールで、10月には対面で、県の観光戦略課より譲渡に関しての意向確認が行われました。村としましては、現在の財政状況等を鑑みると受入は難しく、引き続き、県と連携しながら管理運営を行っていきたい考えをお伝えしているところです。

次に、経営改善計画の進捗状況についてお答えします。

アクションプランに基づき、ワーキンググループを設置し検討を行うなど、それぞれのテーマごとに改善を図っております。1年目ということで、すべての部門に着手できてはおりませんが、例えば、客室単価についてはベースレートの引き上げや、逆に稼働率が低い部屋タイプではレートを引き下げるなどレートコントロールを行い、宿泊売上の増加に努めています。宴会売上については、人員不足もあり思うように営業活動ができていませんでしたが、今期は社内の館内サポート体制を整え、対応してまいります。また、ベッド等の更新に

については、経営改善計画策定以前より、県に対して客室備品の更新を相談しておりますが、実現にいたっておりません。

質問にもありました、予定されていたスケジュールより遅れていますが、現在、更新が必要な備品の把握と総費用の算出を行っておりますので、今後、村としましても、指定管理者とともに県に強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

ルーラルの社長は、村長ということで、村長の仕事をやりながら社長ということだと思いますが、ルーラルの経営責任は社長だと思います。高橋村長にその観光業とかそういう経験がおありとは思われないですが、県の十和田ホテル、第三セクターの十和田ホテルを見てみたら、観光に関係した方がお2人、取締役に入っています、その中の1人が社長になられました。

コロナが収まれば、もっとお客様が来てくれるのではないかと自分も思っていましたけれど、このように経営が厳しいとこれがどこに責任があるのか、第三セクターというのは一体誰に責任があるのか、問題点は大きいわけとして、結局、経営がうまくいかないと、村が何とかしてくれるのではないかというようなところに流れがちだと思います。

ルーラルの取締役を見ても、観光に関した仕事をされている方というのが私には見当たらないような気がするのですが、その取締役にもっとプロの方たちが、先ほど東急の方からアドバイスいただいているということでしたが、やはり村長をやりながら、観光に關しても集中してやることはできないと思いますので、前にもその話はしましたけれど、村長として、その責任が全部村長に来ているわけですから、経営状況が良いときはいいですけれど、やはりなかなか大変なときに、どうにかしなければならないときに、このような取締役会の体制でいいのか、その辺も考えていかなければいけないのではないかでしょうか。

横手市の方では、第三セクター等への関与に関する指針が作られています、その必要性の検証がされています。そのような、やはり第三セクターへの関与に関して、ルーラルの他に、オーリスもなかなか今大変だと思いますが、潟共エネは順調だと自分でも思っています。村長という大変な仕事、それに今度観光がうまくいっていればいいですが、このような状況になるとやはりプロの方が取締役に入っていたらというのも検討されてはどうかと思いますが、その点についてはどんなものでしょうか。

あと設備に関しても、これはそうすれば、ベッドとかというのは、県の方で予算を計上して出していただけるという理解でよろしいのでしょうか。

ホールのソファーも非常に傷んできています、そのようなことを今洗い出しされているということではあります、どこまで県の方でそれはやっていただけるのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再質にお答えします。

まず十和田ホテルですが、あそこは藤田観光が運営していて、藤田観光グループですから本業のところが行っているということありますので、うちやフォレスタ鳥海とはちょっと違うのかなと思います。

その中で先ほども話をさせていただきましたが、村において今ルーラルが管理運営しているそれぞれの施設は非常に重要であり、それは村と行政と切り離せないものだと思っています。そういう意味において私が社長をやること自体は、それはそれで、その上で今の取締役の皆さんも非常に多岐にわたっていてそれぞれ知見のある方でして、そういう意味では皆さん非常勤ということで頑張っていただいている。ただ、常勤の取締役を置いていないという点について、以前からルーラルにおいては総支配人がまとめ役ということで機能していました、それを現在も継続しているところです。今の総支配人も非常によく頑張っています、本当に今、経営改善計画を含め、鋭意取り組んでいるところですので、本当に、先ほども言ったように、今が踏ん張りどころと思っていますし、ともに取り組んでいければと思っております。

また備品に関してですが、県の方では大きな設備に関する修繕等は行いますが、各備品については、今までルーラルの方で協議してきたのですが、なかなか良い返事は現実いただいておりません。しかしそうも言っていられないで、改めて、村としてもルーラルと一緒に県へも要望をしていきたいと思っているところです。

そうしたことを進めるためにも、具体的な設備の導入計画を作っているところでして、今後、県と協議していきたいと思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

ルーラルが黒字になって、業績アップしていってくだされば本当にいいなと思いますし、総支配人、本当に頑張ってくださっていると思います。ただ建物が大きいし、湯の湯もそうですけれど、かかっているホテルと湯の湯の施設整備の事業、村から出ているのは2017年が1,976万円、2018年が1,090万円、2020年は2,569万円、2022年は6,617万円、2023年は4,246万円となっています。今のところ、地方交付税が結構国の方から来ていますし、税収も上がっていますが、このような小さい村の財政の中で、古くなればなるほどなかなか大変な施設整備費だと思っています。

これによって村が活性化していくことになっていかなければいけないということでありま

すので、その辺りでもっと、取締役会のお話でも出たお話を聞くと、ちょっとこのような感じのお話だったかなという感じではあるのですけれど、本腰を入れて考えないといけないというときにこの体制でいいのか、どうでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩します。

(午後2時24分)

(午後2時24分)

再開いたします。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再々質にお答えします。

まずサンルーラルの方においては、県とともに大きな修繕は、それぞれの持ち分に応じて取り組んできたところでして、村もそれ相応の負担を県とともににしてきているところでして、今後も県の方ではそういう意味の大きな修繕や施設の更新等については、行っていくということですので、引き続き県と協力しながらしっかりと施設を維持できるよう、先ほども言ったように、60年使うことを県として掲げていますので、今後30年ですから、しっかりと運営していくように取り組んでいきたいと思っています。

併せて村側としては、温泉や産直センターということでそれぞれあるわけですが、それにおいてもまず同じ時期に建てたものですから、構造も同じようにコンクリートでして60年はもつと思っていますので、今後30年しっかりと維持できるように村としても取り組んでいきたいと思っています。

大きな修繕等にかかる想定を想定して、観光振興基金を積み立てました。物産公社を解散した時の剰余金で、またそれもありますので、そういうものを活用しながら大きなものは対応していくことを思っています。

また、先ほども話をしましたが、県の方も引き続き、このホテルサンルーラルを維持していくことが前提ですので、県と協力できるところ、または県から支援いただけるところがあれば、県にもお願いしていきたいと思っていますので、どうかよろしくお願いします。

いずれにしても、今職員の方も本当に頑張っていますので、ともにこのルーラルの改善計画を進めていければと思いますから、どうかよろしくお願いします。

【9番：三村敏子議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、7番、齋藤牧人さん。

【7番：齋藤牧人議員】

7番、齋藤牧人でございます。

通告に従いまして2点質問させていただきます。

まず1点目ですが、生態系公園の樹木の維持についてでございます。生態系公園が村に譲渡され、現在、村民の手によって公園内の樹木の維持管理がなされていると承知しております。

令和7年3月議会の大潟村予算特別委員会においては、生態系公園の樹木については村に合う樹種と合わない樹種があるので、それを無理して維持することは考えておらず、例えば、村に合わない樹種が枯れた際には村に合う樹種を選んでいきたいと、そういう旨の答弁がありました。生態系公園が秋田県の生態系を再現し、現在のところは樹木のみならず、鳥類をはじめとする生物の保全も担っているという観点からしますと、鳥類の餌となっている樹木の保全が必要であると思っております。鳥類の餌となる樹種は生態系公園内にもいくつかありますが、特にマツ類は生態系公園内のアカマツ、さらに隣接する防風林としてこれまで数多く植えられており、マツの実は生態系公園内の鳥類の重要な餌となっております。

近年、村内ではマツ枯れにより防風林が伐採されており、生態系公園内の防風林のマツも枯れているものが散見されている状況であります、前述の観点から、生態系公園内及び隣接する防風林のマツの生態系に影響を与えない範囲での防除および樹幹注入を行い、その維持に努めるべきではないかと思っております。

当局の考えをお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

斎藤議員の質問にお答えします。

生態系公園の管理は、各作業を村民の方々など個人への業務委託により行っており、芝生をはじめ公園内は概ね良好な状態で管理されております。

一方で、斎藤議員ご指摘のとおり、園内でもマツ枯れが確認されております。村内のマツ枯れ対策は、伐採を中心に対応しているところであります、役場周辺の黒マツなど一部において樹幹注入による予防対策も講じております。生態系公園内のマツについては、一定の閉鎖区域であることを考えると、残すことが可能なマツは薬剤の地上散布や樹幹注入も平行して検討してまいります。しかし、薬剤散布は村民をはじめ利用者の理解を十分に得る必要がありますので、そこは慎重に進めていきたいと考えております。

生態系公園は秋田の代表的な自然植生を凝縮し、再現した公園です。その基本的な考え方のもと維持管理に努めつつ、大潟村の環境に適した植生ということも同時に考えていくことが大切であろうと考えております。

ネイチャー・ポジティブ宣言のとおり、農業を基盤とした人々の生活と野鳥をはじめとした多様な生物が共存する大潟村の自然環境を確立していくうえで、生態系公園もしっかりと守っていく考えでありますので、どうかよろしくお願ひいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

齋藤牧人さん。

【7番：齋藤牧人議員】

ただいま生態系公園の樹木、マツについても維持管理をしていきたいという考え方であることを答弁いただきましたが、私も先週ちょっと歩いて見てまいりましたところ。赤マツのラインにも少しマツ枯れ、判然としませんが枯れているマツもあり、当然黒マツのところも枯れているものが少し散見される状況で、非常にマツ枯れは、1回枯れているものが出てしまうと周囲にどんどん広がっていくというふうに聞いておりますので、樹幹注入による防除についてはぜひ早急にやっていただきないと、赤マツは本数も多くありませんので、どんどん広がってしまって、取り返しつかないことになってしまう可能性があると考えております。

検討されるということでございましたが、樹幹注入等、大まかな、実施されるような目途等ありましたらぜひお答えいただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齋藤議員の再質にお答えします。

まず樹幹注入を検討するということで話をしたところで、まだ具体的なスケジュール等はこれからということになりますが、まず今9月になっていまして、これからを考えると新年度、来年度からの事業化ということを、まず今は想定しているところであります。

また今後、専門家、樹木医等とも相談しながら、どういった時期にどういう対応をすることが一番よく、または防除の効果があるのかということも相談しながら進めていかなければと思っていますが、現段階では次年度というようなことで考えておりますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

齋藤牧人さん。

【7番：齋藤牧人議員】

次にまいります。

では2点目の方に移りますが、生態系公園の利活用について、1点質問がございます。

広報紙に、村に譲渡後の生態系公園の特集が載りまして、村民にも村に譲渡された後の生態系公園の情報が周知されたものと承知しておりますが、調べてみると、まだ生態系公園のウェブサイトは県が保有している状況のままであります、最新の情報も取得できる状況ではありません。

特に、村に譲渡されたことにより、村内のいろいろな団体がございますけれども、そこによる生態系公園を利用した活動の振興が期待されておるものと承知しておりますが、公園の

利用方法についての周知が特になく、生態系公園を利用したイベントを実施できることを、多くの村民および団体が知らない状況であるというふうに認識しております。

生態系公園を利用した活動を振興する方針について、当局のお考えをお伺いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齋藤議員の質問にお答えします。

現在の生態系公園のウェブサイトについては、去年までの指定管理事業者で作成したホームページが残っている状況です。こちらのホームページについては、閉鎖する方針で作業を進めていると聞いていますが、ホームページ作成業者とのやりとりに時間がかかっており、まだ公開されているとのことでした。今後、村の公式ホームページ上に生態系公園の特設ページを作成し、イベント情報や写真、各種お知らせなどの掲載を行っていきたいと考えています。

生態系公園は4月に県から譲渡を受けておりますが、旧温室については現在、県発注の修繕工事中であり、工事終了後の12月以降に改めて譲渡される予定です。本格的な活用は来年度以降となります。村内団体をはじめとして、生態系公園を活用したイベントなどで利活用の促進を図り、また、将来的には賑わいづくりを目的とした地域おこし協力隊の活動拠点とすることが可能であるかを検討していきたと考えております。

また、生態系公園でのイベントについては、物販など収入を目的としたものや大規模なイベントにより敷地を専有するものなどについては事前申請が必要となります。営利目的以外であれば基本的に自由に利用できますので、ご活用いただけますと幸いです。

生態系公園の情報はホームページの整備とあわせて、利活用案内についても、適宜、広報やSNSで情報発信し周知してまいりますので、よろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

齋藤牧人さん。

【7番：齋藤牧人議員】

説明をいただきありがとうございます。

ウェブサイトの方も、旧サイトの方を閉鎖し村の方に移すということで承知いたしました。ちょっとそこは時間かかるものと承知しますが、村民の利用についてはぜひ早急にやっていただければと思っております。きらきら塾関係で話を伺ったときに、もう全然、使えることを知らなかつたということで、今おそらく地域おこし協力隊の方が独自にやっているイベントのみが許されているかのような誤解を招いている可能性もありますので、そこをぜひ調整していただきたいと思いますが、概ねいつ頃になるかというものだけご答弁いただければと

思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

斎藤議員の再質にお答えします。

村民向けの利用案内等について、9月中には村民にそうした情報が届くように周知してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【7番：斎藤牧人議員】

ありません。以上です。

【議長：丹野敏彦】

次に、10番、大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

10番、大井圭吾です。

2点伺いたいと思います。

まず、安全確認の補助に、道路反射鏡の設置について伺いたいと思います。

大潟村の西側を県道42号が通っております。村の住宅街からこの42号に通じる道路を北から挙げていきますと、まず西3丁目と西2丁目の間を通る道、次に農協のガソリンスタンドがあつて信号のある十字路の道、それからまた南の方に行くと神社の南側と農業資材の北側を通る道があつて、4つ目に農協資材の南側と格納庫やカントリーエレベーター公社の北側を通る道があり、5つ目にカントリーエレベーター公社の南側、県立大学の北側、寮の側を通る道があつて、6つ目に県立大学の南側、南の池公園やハウス団地の北側を通る道があります。

現在、県道42号と村道のこれら6つの交差点で、道路反射鏡、いわゆるカーブミラーですね、一般的にオレンジのポールに丸い大きな鏡が付けられているものですが、これが設置されているのは、6つ目に挙げた県立大学へ向かう丁字路の1箇所のみとなっております。

通常、これらの交差点から県道に出るのには、視界を妨げる障害物、建物等はないので、左右通行する車を確認するのに問題はないのですが、雑草が伸びてきてしまうと、県道の走行車がよく見られない状態になってしまいます。そうなってしまうと、村の道から県道へと右折左折する際には、県道を走行している車の邪魔にならないようにぎりぎりまで車を前に出して、走行車の存在を左右、数回、慎重に確認する必要が生じることになります。そのため、安全確認には他の交差点以上に時間がかかりますし、それによってストレスを感じることにも繋がってしまっています。県道沿いの草刈りが済めばそのときは見晴らしが良くなり、基本的にそういった問題はなくなり解決するのですが、毎年草刈りのタイミングは後手に回

つているように見受けられ、なかなかタイミングよく草を刈るのは容易ではないのかと察しているところです。

そこで、特に雑草によって視界が妨げられる状態になる4つ目の農協資材やカントリーエレベーターへと通じる道と、その南側のカントリー・ハウス団地へと通じる道の2箇所の交差点にカーブミラーを設置することによって、安全確認の補助的役割となり、ドライバーの走行を確認する時間とストレスの軽減になると期待されます。

県道と村道の交差点なので、これは村が設置を担当することではなく県が担当することになるのかもしれません、そういう場合は村からの強い要望として県の方に上げていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

大井議員の質問にお答えします。

議員ご指摘の交差点には、村道側に停止線があることから、信号がある交差点を除いて、道路交通法に基づき一時停止し、県道を通行する車両や歩行者の妨げにならないよう安全確認を行い、交差点を通行する必要があります。

今回要望されている農協資材北側とカントリーの南側の交差点について、交通事故の発生状況を秋田県警五城目警察署に確認したところ、過去3年間に交通事故の発生がないということから、これらの交差点ではおおむね安全に車両が通行できていると思われます。

県道沿いについては、道路管理者である県が6月から7月の間に草刈りを行っており、交差点から村道沿いについては、村が草刈りを実施し、視界や安全性の確保に取り組んできたところであります。また、草で見通しが悪くなる箇所については、個別対応により適切な時期に草刈りを実施できるよう今後努めてまいりますので、道路反射鏡の設置については、現在、検討しておりません。

道路を利用する皆さんにおかれましては、交差点を通行の際は一時停止の上、目視による安全確認を行い、安全運転を心掛けてくださいますよう、どうかお願ひいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

過去、事故が起きてないということでありましたが、普段私もその道を使っていますと、やはり草が伸びてくると非常に県道に乗りづらいと、特に土曜・日曜日とかになると普段道路を通っていない人も通ってくるし、平日とちょっと車の流れも違う状態で、そういうときにやはり農繁期にかかったりして、急いでいるときにはなかなか行けないと、「ああ、こちらに来るのではなくて村の中の道を行けばよかった」ということもあるのですが、闇雲に反射

ミラーとかを付ければいいとは僕も思っていないくて、道路の表札とかもなければないに越したことはないのではないかとは思っています。ただ、やはり普段使っている身としては、あった方が安全確認もしやすいですし、草刈もなかなか適期には刈れないというのは村長の方も理解いただけるのではないかなと思うのですが、今 2箇所を挙げましたけれど、実験的にでも 1箇所の方につけていただきて状況を見るとか、そういった方向を考えるのもやぶさかではないと思うのですが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

大井議員の再質にお答えします。

先ほど草刈の状況について、県は県で、村は村でということで取り組んでいるところですが、村の方でも樹木管理というか、その観点から草刈りを実施していて、今まででは交差点の見通しが良くなるための草刈りということで、こまめに取り組んではいなかったような状況が逆にまず今回の質問でわかりまして、今後その交差点においてちゃんと道路管理の観点から草刈りを実施していくということで今整理をしたところでありますので、まず来年以降について、その状況も見ながら、また大井議員からも見通しが悪いときには、早く刈るようにというようなことを含めて、ご助言をいただければと思いますので、どうかよろしくお願いいいたします。

ですので、今のところその道路反射鏡というのはまず設置せずに、草刈りを優先して見通しを良く保つようにしていきたいと思っていますので、どうかよろしくお願いいいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

わかりました。反射鏡を付けずに視界を保つという方向で村がやっていくということですのでそちらの方に期待して、私も利用して何かあればまた意見を言わせていただきたいと思います。ありがとうございます。

次の質問にいってよろしいでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

はい。

【10番：大井圭吾議員】

次は人間ドックの補助の増額について伺いたいと思います。

村では年に一度、集団健康診断により基本診断やがん検診を実施しており、本年も 10 月 15 日から 22 日までの期間で実施予定の案内を受けております。

村の補助としては、40 歳以上の国民健康保険加入者は、特定健診無料、がん検診も健診料

に補助が出ている上に対象年齢では無料になる場合もあり、手厚い体制で村民の健康維持・増進に取り組んでいると受け止めております。

さて人間ドックの補助については、対象は30歳以上で2年に1回、2万円の助成を行っていると理解しています。現在、人間ドックにかかる基本的な費用は、秋田厚生病療センターでは3万7,400円、秋田県総合保健事業団では4万960円となっているので、2年に一度はおおむね半額ほどの補助を得て、自己負担は2万円前後で受けられるようになっていると思います。

人間ドックでは、検査項目が通常の健康診断より詳細な検査50項目以上が行われ、普通の健康診断では見つからない潜在的な病気・異常の早期発見が可能となり、将来の健康リスク把握のために非常に有効で、社会一般的にもこの有益度の認知は広く浸透しているのではないかと思います。さらに、人間ドックを受け、自分の健康状態をより深く理解することによって安心感を得られ、精神的ストレスや不安が解消されることにもなります。

これにまして大潟村の主要産業は農業であり、農業従事者の割合が非常に多いですから、肉体労働が多い農業という仕事に耐えうる健康な体の維持が求められるのは言うまでもなく、村の特殊性を考慮しても人間ドックを推奨することは、村民にとって非常に有益な助成になるであろうと考えます。また、病気の早期発見は、結果的には医療費の削減にも繋がることも期待できます。

そこで年齢的に健康リスクが高くなると言われている40歳から2年に一度は数千円程度での自己負担で人間ドックが受けられるような村の補助をお考えいただきたいと考えますがいかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

大井議員の質問にお答えします。

村では、議員のおっしゃるとおり、毎年「人間ドック」及び「脳ドック」の受診費用に対し、1人当たり2万円の助成を行っております。人間ドックは30歳以上の方を対象に2年に1回受診することができることとしており、令和6年度の実績は、人間ドックで47名となっております。

JA秋田厚生病連の医療機関において、日帰り人間ドックを男性が受診する場合を例に挙げてご説明いたしますと、まず村の助成で2万円が差し引かれ、それに加え40歳以上の国保加入者は特定健診分9千円が差し引かれます。さらに農協会員の場合であれば会員割引4千円が差し引かれることとなり、最終的な自己負担額は4,400円で受診することができます。

またJA共済でも、加入している生命保険内容により、人間ドック受診の際には毎年1万円から6万円の助成があるとのことです。さらに、村では今年度から個別に医療機関で受診する際の胃カメラでの胃がん検診の助成も開始し、2年に1度、自己負担4千円、50代の方は2千円での受診が可能となりました。よって、「総合検診と胃カメラの助成を利用して個別医

療機関で胃がん検診を受診する年」と「人間ドックを受診する年」を交互にするなどして、助成を活用しながら、ご自身の健康状態を毎年確認していただければと思います。

なお、これまでお伝えした内容については、広報や全戸配布でも周知しておりますが、今後も引き続き周知してまいりますので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

ちょっと私の方も細かいところの勉強不足で、厚生病療センターの方ではもっと自己負担が少なくて済むということで、これからは胃カメラについても補助が出るということで今聞きましたが、やはり胃カメラは、バリウムを飲む人が苦手という人も結構いるので、そういう部分の補助をつけていただくのは非常にありがたいと思いますので、そこら辺のトータルとした部分での補助というのがわかりやすく広報していただけるような形をしていただければありがたいかと思います。

そしてまた厚生病療センターではそういう形になって、秋田県総合保健事業団の方もまた私が知らない範囲でまた自己負担を減らす方法もあるのかもしれません、なるべくそういう人間ドックの推進とかそういった部分で個人負担が済むようにということで村の方も進めていっていただきたいと思いますが、そこら辺をもう一度、お願いできればと思います。すみません。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

大井議員の再質にお答えします。

先ほど話をさせていただいたように、厚生病療センターの場合は、農協の会員ということの特別な割引があってさらに安くなるわけですが、保健事業団の方はそうはいきませんのでその分高くなってしまいますが、村としてこうした助成を継続していきますし、内容についても議員おっしゃるとおり、わかりやすく説明していただけたらと思います。

また、胃カメラ検診についても助成を始めましたので、先ほど言ったように、2年に一度例えばドックを受診して、その翌年は総合健診プラス胃カメラというようなこともいいと思いますし、2年に1回だけでも人間ドックを受けるということでもだいぶ違うと思いますので、ぜひ皆さんに活用していただければと思いますから、どうかよろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

すみません、そうすると総合保健事業団の方を受けることに関しては、基本的な今のは2万円の補助というのは今までどおり変更ないということで、その補助の増加等は予定はないという理解でよろしいでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

2万円の補助の他に、40歳以上の方は、特定健診分の9千円も差し引かれますので、それは総合保健事業団も同じで、ただ農協の会員割というのが保健事業団はないので、その4千円分だけが負担が増えるということになりますが、トータルするとまず2万9千円の補助という形になりますので、ぜひ活用していただければと思います。

以上です。

【10番：大井圭吾議員】

ありがとうございました。

【議長：丹野敏彦】

ここで、暫時休憩いたします。

(午後3時00分)

(午後3時10分)

再開いたします。

次に、工藤勝さん。

【11番：工藤勝議員】

11番、工藤勝です。

通告に従いまして、私から大きく2点について質問をいたします。

はじめに、魅力ある道の駅おおがた・産直センター潟の店ということで質問をいたします。

村の中では、大きな観光拠点の1つとなっている道の駅おおがた・産直センター潟の店ではありますが、現在では農産物の出荷量も低下しており、これといった特色のない道の駅になっているように感じております。ゴールデンウィーク時にはかなりの観光客が来ているようですが、県内の他の道の駅と比べて、魅力があるとは残念ながら言えないと思っております。

道の駅とは全国の主要道路に設けられた地域の賑わい創設を目的とした施設で、駐車場やトイレなど24時間無料で利用できる休憩機能、道路情報・地域の観光などに関する情報提供機能、文化教養施設・観光レクリエーション施設などの地域と交流を図る地域連携機能の3つの機能を備えておりますが、その地域の農産物・特産物やグルメがあることも道の駅には重要なポイントの1つかと思っております。また、あらゆるもののがコンビニやネットで手に入る現在では、そこに行かなければ味わえない地元食材を使ったグルメや、変わった農産物・特産物などもそこに行かなければ手に入らないということは非常に重要なことかと考えてお

ります。

決して立地条件が悪いわけではなく、まだまだ伸びしろがあると感じられる村の道の駅であり、地域おこし協力隊の力も借りながら活性化に向けて頑張っていることとは思いますけれども、魅力ある道の駅にしていくのと同時に、今後の農業振興、地場産業の振興をどう図っていくのか、村の考えをお伺いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

工藤議員のご質問についてお答えします。

道の駅おおがた・産直センター潟の店は、農産物や特産品の販売拠点、観光情報の発信拠点、地域交流の場として、本村における観光拠点の役割を担う重要な施設であります。

令和6年度の利用客数は22万7,037人であり、コロナ前の令和元年度に比べると13.5%の減少率となっております。コロナ禍の令和3年度に一度20万人を下回り、多少増加しているものの、コロナ前までは回復しておりません。

また、農産物加工品売上収入についても、令和元年度に比べると12.5%の減少率となっております。令和6年度は米の値上がりもあり、令和5年度に比べるとやや増加しておりますが、コロナ前までは回復しておりません。利用客数、農産物加工品売上収入の落ち込みに加え、他地域の道の駅と比較した際の特色不足についても、村として課題と認識しているところです。

道の駅おおがたが観光のゲートウェイ機能を担い、観光客がまず目指す目的地であったり、観光客が訪れるきっかけとなる情報やサービスを提供する場であったりと、村の玄関口としての役割を最大限発揮できるよう、指定管理者と連携しながら管理運営に努めてまいります。例えば、村の魅力や強みを活かした季節イベントや体験イベント、定期的なキャンペーン、特定のターゲット層に合わせた企画を開催することで、認知度向上と集客力向上に努め、何度も来たくなる場所を目指してまいります。

現在、産直センター潟の店・道の駅おおがたの活性化に行政・地域と連携して取組む活動に従事する地域おこし協力隊を1名採用し、活動しているほか、別の隊員も店舗内に有機農産物コーナーを設けて有機農産物の販売促進と施設の魅力向上に努めているところです。

また、産直センター潟の店を単なる販売拠点にとどめず、野菜生産者や農業後継者の挑戦を後押しする機能を担わせることで、農産物の充実を図っていきたいと考えております。登録農家の方々を対象にした勉強会や定期的な意見交換の場を設け、課題の共有と改善を図り、安定した農産物の提供と出荷量増加に努めるほか、チャレンジ農場利用者や農近ゼミをはじめとした新たな作物に挑戦する方の出口戦略のひとつとして産直センターを位置づけ、農業振興を進めてまいります。

引き続き、指定管理者、関係者と連携しながら、観光客はもちろん村民にとっても身近で魅力ある施設となるよう今後とも改善に努めてまいりますので、よろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

工藤勝さん。

【11番：工藤勝議員】

まず、売上が大分落ちてきているということで、売上改善に向けていろいろ協議検討しているというお話であったと思います。売り上げ向上に向けてまた頑張っていただきたいとは思うのですけれども、これは去年のことになるのですけれども、3月に産直センター・道の駅に用事があって行ったときに、道の駅でそのときにレストランが営業しておりませんでした。日にちまではわからぬのですけれど、12月何日から3月何日かまで休業というはり紙が出ておりました。この道の駅のレストランというのはルーラル大潟さんがコロナの影響で施設の経営改善また人員不足のために、業者に外注することにしたという記憶があります。その外注した先の業者でさえ営業をしていないということであれば、これは何の意味もないのではないかとその時に思ったことあります。やはりそういうことであれば、もっと他のやり方があったのではないかと感じるところでありますが、この休業については事前に村に報告・連絡があったのか。また、これは村としてそれを良しとしているのか、どうなのか。

お考えをお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午後3時19分)

(午後3時19分)

再開いたします。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

工藤議員の再質にお答えします。

まず議員おっしゃるとおり、以前は直営でレストランを運営していましたが、なかなか運営が厳しいということで、テナントに入つてもらう形で、今レストランを継続しているところです。

その休業については村の方にも連絡があったということですが、その詳しい経緯等については少し把握していないところもありますが、冬期間どうしても客足が減ってしまいますので、おそらくそうしたことからかと思います。

いずれ、今年度においてどういった営業形態を想定しているのかというのはまだ聞いておりませんが、そうしたことでも確認しながら、できるだけ冬の間でも集客に繋がるようなことを一緒に取り組んでいければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

工藤勝さん。

【11番：工藤勝議員】

この件に関しては、やはり今年度に向けてまず改善していただきたいと考えているわけでありますけれども、外注するにあたっては貸付利用料の収入が、売り上げの30%以内をいただくことになっていたと思うのですね。ということは、この間、休業しているということは多分、全く入ってこなかつたということになると思うのです。この点からも、やはりこの休業、ただただ休業するということではなく、やはり改善策を検討していただきたいなと考えているところでありますけれども、ルーラル大潟さんから毎年、業務計画書が提出されていると思うのですけれども、この変更にあたっては手続き上の提出があつたのか。また、軽微なのでこういう提出というのは、この件に関して提出は必要なかつたのかという点についてお伺いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

工藤議員の再々質にお答えします。

事前にというか、年間を通した計画書というようなことでの提出はいただいているないということでありまして、全体として道の駅を運営しているということあります。ですので、中に入っているテナント、外に入っているテナントも冬期間は休業したりしていまして、それと同じような位置づけで休業したのかなとは思いますが、ただやはり店内にある割と大きな場所を占めていますし、来場者が休憩したり、また温かいものを飲んだりとか食事をしたりということでも大事な場所ではありますので、今後、今年度において冬期間どういうことを想定しているのかは伺いながら、よりよい方向でともにやっていければと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いいたします。

工藤勝さん。

【11番：工藤勝議員】

次の質問に移ります。

村職員の働き方改革は、ということで質問をいたします。

近年、村では若年層・中間層の職員の退職が増加しているものと思います。自己都合による退職なのか、どういった理由なのかはわかりませんけれども、個々の事情に合わせた多様で柔軟な働き方や、労働環境の改革が必要なのではないかと思っております。また人手不足、住民のニーズの多様化、突発的な災害や緊急事態への対応など、今までの業務体制を見直し、柔軟で効率的な働き方も必要かと考えております。

DX化やICTツール等も活用し、改革が進んでいるものとは思いますけれども、行財政改革による職員数縮減の取り組み、組織のスリム化、人件費の抑制などにより、業務に支障がでていることはないのか、職員の負担が増していることはないのか。また現状の定足数は適正と考えられているのか。村の考えをお伺いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

工藤議員の質問にお答えします。

村では、令和4年度から令和7年度を期間とする第4次大潟村行財政改革大綱に基づき、職員の多様な働き方の推進に努めており、年次有給休暇や夏季休暇をはじめとした特別休暇の取得を促すとともに、ICTを活用した業務効率化に努めているところです。

議員のご質問にありますとおり、近年、自己都合による早期退職者が増加しておりますが、全国の自治体で同様の傾向にあり、共通の課題であると認識しております。

一方で、男性職員による育児休業の取得も進んでおり、育児や介護による休暇や休業の取得促進は、職員のワーク・ライフ・バランスの向上に寄与するだけでなく、働きやすい職場環境の整備にも繋がるものと考えております。管理職員には、日頃より所属職員からの相談を受けやすい雰囲気の醸成に努めるとともに、希望する職員が安心して休暇や休業を取得することができるよう、あらかじめ体制の準備や業務分担の見直し等を行い、職員が休暇や休業を取得しやすい環境を整えるよう引き続き徹底を図ってまいります。

これまでの行財政改革の取組みにおいて、徹底的な業務効率化を進めることで職員数の抑制に努めてきましたが、複雑化する社会情勢や多様化・高度化する行政需要への対応も求められる中で、人材育成と確保の重要性はこれまでになく高まっていると感じております。

また、行政サービスの担い手たる職員の価値観の変化も相まって、職員の能力を最大限に引き出し、職員一人ひとりがやりがいを感じ、多様な働き方を受け入れる職場環境づくりが必要であると考えております。

職員数は、令和7年9月1日現在60名となっておりますが、広域等への派遣や育児休業、長期休暇取得者を除いた実職員数は55名であります。検討を進めております第5次大潟村行財政改革大綱の中では、これまで述べた喫緊の状況を踏まえて、今後必要となる職員数を定員管理計画として示していく予定です。

引き続き、行政サービスの向上に努めるとともに、働きやすい職場環境の確保に努めてまいります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

工藤勝さん。

【11番：工藤勝議員】

私がこの質問を考えたときに、やはり近年、職員のミスの報告を受けることが多くなってきたなとちょっと感じていることから今回の質問に至ったわけでありますけれども、やはり人間ですので誰でもミスはあるものだと思っております。またわざとミスするということもありますないと思います。ですが、担当の課であったり、担当によっては仕事量もやはり違いますし、個々の仕事をこなせる量も違ってきてていると思います。やはりこれは本人の仕事の進み具合もあると思うのですけれども、ミスが起こらないようにするには、やはりこれは職員数だけではなくて、課を超えた庁内全体で考えていかないといけないことだと考えております。やはりそういったことからも、この庁内の改革が私は非常に大事ではないかとは考えているところでありますけれども、それについて村長のお考えをお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

工藤議員の再質にお答えします。

まず働きやすい環境ということでは、先ほども申し上げましたとおり、育児休業や介護休業含めて取得しやすい環境で、男性の方も今、村でも現実に育児休業を取っていますし、こうしたワーク・ライフ・バランスをしっかりと維持できるというか、それに役場として、それぞれ個人の生活を大事にしていくという、こうしたことがまずは必要かと思っております。

その上で、今 ICT 化の流れにあるわけで、本来システムが入ると、それぞれの業務が軽減されるということであるはずですが、現実にはそうではなくて逆に複雑化していたりしているところもあり、こうした ICT 化に対応しきれないで苦慮している職員も一部見受けられるようにも感じます。そういう意味では庁内全体でのこうした研修会等をまず行っているところですが、今後も継続して職員のスキルアップということでは取り組んでいく必要があると思います。

また、その担当課においても、担当者 1 人ということではなくて、互いにフォローできる、支え合うようなことも必要、重要で、こうしたことも取り組んでいくこととしています。

いずれ、働きやすい環境づくりに努めながら、今非常に速いスピードで ICT 化が進んでいますので、こうしたことに職員がしっかりとついていける、理解できるように研修等も含め取り組みながら進めていければと思っています。

そして、先ほども話をしましたように、今、休業等を含めて休まれている職員もいたりして、長期的な研修や、県や国への出向といったことを少し止めている状況ですが、やはりこうした出向も非常に職員の能力向上には役立ってきましたので、今後もこうしたことも再開するためにも、ある程度の職員の確保というのが今求められているのかなとも感じているところです。

以上です。どうかよろしくお願いします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【11番：工藤勝議員】

ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、1番、松本正明さん。

【1番：松本正明議員】

1番、松本正明です。

通告書に則りまして、大きく2点質問いたします。

まず1つ目、農家の作業環境改善のための公衆トイレの設置をということで、農作業における公衆トイレの設置ということですね。農業現場の労働環境改善や就農者不足の解消、女性や高齢者の参加促進、観光等の利便性向上に重要な役割を果たすと考えています。

大潟村のように農地が自宅から離れているところに存在する場合、トイレがない場合、自宅や遠方の施設に戻る必要があり、時間と労力のロスが発生し、特に農繁期において、女性、高齢者にとってはとても不便であると考えます。また、トイレ利用を避けるためにも水分摂取を控えるなど、近年の高温化により、熱中症や夏場の健康リスクが増大するものと考えております。

春の桜と菜の花の開花時期には多くの観光客が見込まれ、大潟富士、特にみゆき橋付近には車を停め観覧する人が多いことから、観光客への利便性向上に寄与するものと考えられます。

そこで質問ですが、北の橋および南の橋、またみゆき橋辺りへの公衆トイレの設置ということを検討できないかということを質問いたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松本議員の質問にお答えします。

大潟村の公衆トイレは、墓地公園や公民館前、南の池公園に設置しており、冬期間以外に利用できます。また、産直センターの道の駅は通年で使用可能です。

議員からの提案にある橋の付近には上下水道のインフラが無いため、先に述べたような公衆トイレの設置は行えず、イベント用の簡易トイレが想定されますが、手洗い場の設置や毎日の給水と清掃が必要となり、衛生面のほか防犯面でも危惧されるところです。

GAP、農業生産工程管理の観点からも、作業者の衛生管理のなかで手洗いやトイレの確保は明示されており、雇用者の待遇改善や健康リスクを考えると、雇用主の方が圃場へ簡易トイレを設置することが望ましいのではないかと思われます。

また、桜と菜の花ロードは滞在型ではなく、産直センターなど村の施設へお越しいただきたいという考えもありますので、設置の必要性は低いと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松本正明さん。

【1番：松本正明議員】

そうですね、なかなか下水道が整備されてないというところで設置は難しいなど、仮設でも、確かに汲み取りですとか、手洗い場とか、非常に難しいところもあると思いますが、やはり最近これも1つの機会があって、今年6月1日からの改正労働安全衛生規則が改正されてですね、労働者、雇用する全ての事業者に対して、これは熱中症対策ですけれど、職場の熱中症対策が罰則付きで義務化されたということもあります。

近くに公衆トイレというか、そういうものがあればいいなという声は度々村民の方から聞こえてくることもあったのですが、村長がおっしゃったように、なかなか設置が厳しいということでもありますけれども、熱中症対策もそうですけれど、やはり作業の待遇改善というのはこれから農業の現場においても非常に重要なことであります、先ほど村長が述べたように雇用主の責任でということは、これは確かなことだと思います。であればですね、例えば去年、農水省なのですけれども、2024年度の補正予算で、女性の就農環境改善活躍推進事業を盛り込んで、女性が働きやすい環境整備に向けて、1件あたり300万円を上限に助成するという補正を去年組んでいるところもあるのですね。先ほど村長がおっしゃったように、雇用主の責任でということであれば、例えば圃場に農家の方が仮設のトイレを設置する場合に対して補助するですとか、汲み取りですとかそういったところに対して、近くにそういった公衆トイレとして設置できないのであれば、そういった支援を村民、農家に対してしていくということも、これはいろいろな事業でこれから出ているみたいですので、そういった情報提供とともに、農家の方がリース屋から仮設のトイレを借りて圃場に設置するとかですね、こういったことは最近、村長の村政報告でもありましたけれども、やはり離農する方も増えて面積が拡大していった中で、バイトの方ですとか、いろいろな方が村内に入ってきて仕事をするのですが、問題となるのはやはりトイレの問題でして、やはり作業途中で休憩時間を持みながら、村内の公共施設に行って用を足すとかということが、やはりこれからいろいろな人が就農、アルバイトとかいろいろな人が来る中で、そういったところの作業環境をこれから改善していくかないと、そういった改善のことも含めてやっていかないと、いろいろな人が農業に対しての魅力を感じる職場という、トイレの話であれなのですけれども、こういった環境整備も1つ村内で働いてくれる人の環境を整備するというのは、非常に軽視できない部分にあるのかなと思います。そういったことですので、いろいろ、農水省だけではなくて建設現場とかそういった、国交省辺りもそうだと思うのですけれど、大きい現場に対しては、そういった男女別のトイレだとかシャワールームですとか、そういった作業環境改善のために対しての支援を結構してきていると思います。これも熱中症関係とかいろいろ最近の環境の変化というところで、仕事をする環境を改善するということで、いろいろ補助が出ていると思いますので、うまく使ってですね、農家の方にそういったところで、使えるものは補助として使って作業環境を改善、向上させていくということちょっと村の方で指示をしてい

く、助成をしていくということも1つあるのではないかなと思いますけれども、村長の考え方をお聞きしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松本議員の再質にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、近年、雇用者というか、特に農繁期は増えてきているようにも思いますし、学生がアルバイトで来るというのも、村にとっては非常に重要な労働力になっております。

そうした中でトイレのことというのは非常に大事でして、そのとおりだと思います。

村で、農水省や国交省などの支援があるというのはちょっと把握していませんので、今後こうしたことも調べながら、農家とともにできることというのも少し勉強させていただきたいと思います。

また、村単独としてどこまでできるかというのもありますが、こうしたことも含め検討させていただきながら、農家の雇用環境の改善というか、こうしたことにも一緒に取り組んでいかなければと思いますので、まずは国のこうした事業を調べることから進めていかなければと思いますから、どうかよろしくお願ひします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【1番：松本正明議員】

次に行きます。

【議長：丹野敏彦】

お願ひします。

【1番：松本正明議員】

2つめの質問として、暗渠事業終了後のもみ殻の有効活用の計画をということで、今のところ土地改良区で行っている暗渠事業というのが令和9年度で終了するという予定であります。その後ですね、今後大量のもみ殻が暗渠事業で使われなくなるということで結構余ってくることが予想されます。

もみ殻は農業、畜産、エネルギー分野で多様な活用が可能であり、地域資源を最大限生かし、環境負荷を低減しながら、経済的メリットを生む循環型農業の鍵となるものであると思います。バイオマスでの利用は限られていますが、それ以外での活用方法を令和9年度以降、今後検討していくかなければいけないと考えております。

そこで1つめが、令和10年度以降のもみ殻の有効利用についての考え方をお聞かせください。

2つめが、現在、畑作地のみの横暗渠、もみ殻暗渠に対する補助がありますけれども、以

前は水田横暗渠に対しても補助があったのですけれど、その復活は今後どうなるかということをお聞きします。

3つめですね、暗渠事業終了後、今まで土地改良区が行っている暗渠事業があるのですけれども、以前やっていたような村単独での本暗渠への補助は考えられるのかと、この3点をお聞きします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松本議員の質問にお答えします。

1つめの質問についてですが、現在はもみ殻バイオマスによる地域熱供給をはじめ、もみ殻くん炭として圃場への散布や暗渠施工、畜産の敷き材として活用しておりますが、現状の取組みでは、今後、大きく需要が増える見込みが無い状況であります。

新たな活用方法としては、例えばシリカを取り出すために活用したい企業の誘致などが考えられ、今、そうした問い合わせもあるところです。

ご指摘いただいているとおり、令和10年以降のもみ殻活用について、新たな活用方法は決まっておりませんが、もみ殻は地域資源の1つでもありますので、有効な活用方法を今後検討してまいります。

2つめの質問についてですが、村単独事業として実施している排水対策事業は、畑作物振興のため、令和6年度より圃場で畑作物を栽培している方に限定した助成内容となっております。本事業は、もみ殻暗渠に対して1メートルあたり50円、枓サブローでの施工には1メートルあたり10円、最大で2,500メートル、1経営体あたり上限12万5,000円の助成となっております。今後も畑作物栽培で重要となる排水性を維持・向上させるため、事業を継続する考えではありますが、水田地への助成の復活は今のところ考えておりません。

3つめの質問についてですが、平成24年度から平成26年度まで、農業体質強化基盤整備促進事業として、定額の国庫補助で本暗渠への施工助成を行っておりました。現在は大潟土地改良区で後続事業である農地耕作条件改善事業を活用し実施しておりますが、事業の採択要件を満たせなくなるため、令和9年度で終了することとなります。

村単独での本暗渠への補助ですが、国事業では基本は10aあたり10万円の補助となっており、同規模の助成は財源確保の観点からも難しいと考えております。

しかしながら、生産基盤整備の助成は国としても引き続き実施すると見込まれますので、村民から新たな要望がある場合には、村としても土地改良区と連携し、国と協議してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松本正明さん。

【1番：松本正明議員】

やはり9年度で、本暗渠を入れることができる人は、ほぼほぼ大体終わると、要望調査もありまして、やはりその内容からして大体9年度で終了ということで、以前ちらっとお話を聞いたことがありましたが、事業が始まってから相当年数が経っています、もう10年以上ですかね、だから最初に入れた方の暗渠というのはだんだん効きが悪くなってくるのではないかなど。

もみ殻は本当に循環型で使うには、自分たちが出すものですから非常に低コストでありまして排水のものに使うにあたって非常に有効に使えるものだと思います。これをうまく使うことによって循環型ということもアピールできると思いますし、私が玉ねぎをやっていたときには、もみ殻を全面に畑に播いてから起こして、一部分試験的にやったときもあったのですけれど、すみません、もみ殻の量は忘れたのですけれど、起こして玉ねぎを植えた場合には収量が上がったという試験結果も出ていますし、中にもみ殻を播く、本当の生のもみ殻ですね、水田に戻して播く機械、水田に戻して次の年を迎えるということで、そんなに影響は多分出てこないと思いますし、燃やすよりは絶対にいいと思うのですね。害にはならないと思います。そういうことで暗渠事業が終わるとなると、相当もみ殻が余ってくると、その処分に対してどうするかということはこの9年度、10年度以降まだ時間がありますので、相当考えていかなければいけないと思いますし、水田に直接もみ殻を播いても多分大丈夫だと思いますけれども、ちょっと水田にそのまま糞を全面に播いて次の年にどう影響が出るか、分解したときに窒素が食われて生育不良になるのではないかというところもありますけれども、あまり多分いい影響はないと思いますけれども、そういうことで有効的に使っていくということを、まだ今日の明日すぐ決めるという話ではないので、もう2、3年ありますので、そういうことでもみ殻を有効的に使えるということをしっかりと計画をしていかないと、本当に不法投棄に繋がって、イメージとしても落ちる可能性もあります。これは今後、暗渠事業がまた復活するということもあるかもしれませんけれども、無いことを前提としても考えてもよろしいのではないかなどと思いますし、圃場にそのまま播いていくということも計画しなければと、その場合には機械が必要になるので、そういうたびに機械の補助だとか、そういうことも含めて、できるだけ燃やさずに圃場に循環させていくという方法をこれから本当に村を挙げて考えていかないといけないのかなと。この処分に困るというときに、大量に出てからどうしようということを考えるよりは、ここ2、3年、時間がありますので、今のうちに有効的に使えることをしっかりと考えていった方がいいのではないかと思います。

もう一度、村長の考えをお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松本議員の再質にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、令和9年で大体暗渠事業が終わる見通しでありますと、令和10年からの、暗渠のめどは現状立っていないところでありますと、議員がおっしゃったように最初に入れた暗渠がまた効きづらくなつて再生暗渠ということがいいのか、また新たな本管を入れるのがいいのかは、いろいろ施工方法あろうかと思いますと、そういった要望が多いようであれば土地改良区と連携して、国と協議するということは進めてもいいのではないかと思っております。ただ、協議したからまた補助がつくということの確約は今の段階ではできないので、一応、暗渠の区間がありますので、ただ村の特殊性というか、そういうことも言いながらやっていければと思います。

またそれとは別に、先ほども少し触れましたが、もみ殻からシリカを取り出すような事業とか、もみ殻から糖を取り出して、それをまたいろいろに活用する、そういったことも具体的に考えている企業も村に来てますので、まだ実証実験段階ですが、そうしたところとも引き続き連携をしながら、もみ殻の活用ということでは様々な方面から取り組んでいければと思いますので、どうかよろしくお願ひします。

私からは以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松本正明さん。

【1番：松本正明議員】

そうですね、いろいろな企業がそういった実験的にということで声がかかってくるというのは非常に嬉しいことだと思います。

この中でやはり短期的なところと長期的なところをしっかりと見て、これから行っていかなければいけないと思いますし、今現在進行している暗渠事業ということでも、もみ殻がある程度の使い道があるとか、企業が行っているシリカを抽出するとか、糖とかということは、やはりこれはもうちょっと長期で考えなければ、それがどれくらい使われるのかということはやはりめどが立たない。この短期のところと長期のところ、両方組み合わせながらしっかりと、もみ殻が不法投棄されることなく、これこそ本当に100%有効的に利用される、極端に言ったら、大潟村で出るもみ殻が足りなくて周辺から集めるというぐらいの、何かそういったことぐらいのインパクトがあつても非常に良いと思いますし、そういったことで農業を循環させていくということは大潟村の農業に対してのイメージの、ブランドも含めてアップすることに繋がっていくことだと思いますので、あくまで副産物でありますけれども、農業にとっては非常に有効な資材だということをしっかりと認識して、もみ殻の有効活用ということをしっかりと考えていただきたいと思います。

答弁はいいです。そういうところでしっかりと考えていただければと思います。

以上で終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、5番、松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

5番、松橋拓郎です。

7月から9月まで様々なスポーツの合宿や大会などありました。特にローイングですね、私参加させていただきまして、村民との交流の機会もあって、コースの評価も高くて、本当に素晴らしい機会だったなと思います。

そうした中で、村民、特に子どもたちにローイングですとか、あるいは力士の方々、水上スキー、トップアスリートの方々がいらして、いろいろな刺激になったのではないかなと思うのですが、そういった子どもたちがスポーツ活動をするプラットフォーム、場というのが改めて大事だなというふうに感じました。

それですね、部活動の地域移行ということで、今大きな岐路に立たされておりますが、今日はそういった部活動の地域移行のことについて私の方から質問いたします。

大潟地域クラブの運営について質問いたします。

部活動の地域移行という表現が、「地域展開」という表現に変わってきました。もしかしたらこれは当局の意図するところではないかもしれません。事業名の変更ですとか、そういった機械的なものかもしれませんけれども、しかし当初、部活動そのものの地域への移行というイメージを私は抱いておりましたけれども、いろいろ進捗状況を伺ったりですとか、お話を伺ううちに、これはどうやら既存の部活動とは違う新たな活動が始まるんだというふうに思うようになります。そういう観点では、個人的には地域展開という表現が腑に落ちております。

大潟村の部活動地域展開について、2026年中に既存の部活動を終了して、生徒たちが地域の方々とともに活動する大潟地域クラブを開催することです。大潟地域クラブに関する説明資料には、「事前に全ての課題をクリアした上で活動を始めることは難しいと考えている。まずは活動を開始して、改善を繰り返しながら、自立した活動ができる組織に育てていきたいと考えている」というふうに記されております。我々大人にとっては毎年やってくる中学生かもしれません、中学生にとっては一生に一度の3年間ということで、本来であれば、はじめから環境が整っていることが望ましいのかもしれません、しかしまずはやってみる、そして出てきた課題を解決していくというこの方法、この試みは、良いことだと私自身は思っております。

現在、大潟地域クラブは教育委員会が主体となっておりまして、一部の競技で先行する形で既に活動が始まっています。これまでの活動や部活動の活動目標以上に、大潟地域クラブのコンセプトはシンプルでわかりやすく、特に大人の価値観を押し付けずに子どもたちの自主性を尊重するという点には私も大いに共感いたします。また適切な休養を取りながら参加者が短時間に集中して取り組めるよう努めること、あるいはハラスメントの防止等、具体的な指導方針も示されております。

また、これまで以上にスケジュールの方も具体的になってきまして、2026年8月末を持って部活動を終了して、同年9月から大潟地域クラブを本格的に開始するというスケジュール

も示されております。

大潟地域クラブの実施主体は、現在は教育委員会ですが、今後は総合地域型スポーツクラブであるスポーレ大潟となり、事務的なことを担うことになります。運営主体は地域の幅広い団体や保護者などの地域住民による任意団体も想定されています。運営団体は登録申請を行い、審査承認を経て、中学生にスポーツや文化活動などの活動機会を提供することです。

以上のことと踏まえて質問いたします。

まず1つめです。部活動地域展開に関する資料には、大潟地域クラブ、実施主体・運営団体という言葉が出てきますが、それぞれの役割と関係性について改めて整理したいと思っております。ご説明いただけませんでしょうか。

2つめです。大潟地域クラブの運営主体の登録は、年度ごとの更新制で、やむを得ない場合を除き最低1年間は活動するとあります。しかし1年更新すると、例えば翌年に実施主体が引き続き登録されるかわからないような状況もあり得るということで、こうした状況で安心して活動に取り組めるのかという点を懸念しております。これは制度上、年度ごとの更新ということにせざるを得ないのでしょうか。

3つめです。活動方針、活動計画の作成および公表、登録の更新の際の活動報告が義務付けられています。どれも組織の安定的な運営のために必要なことだと感じております。しかし、こうした事務手続きが負担になることも一方で懸念しております。今後はスポーレ大潟が事務的なことを担うことですが、このような点に対するサポートがあるのでしょうか。

4つめです。大潟地域クラブの各活動団体はそれが独立しているのでしょうか。それともスポーレ大潟を事務局に横の繋がりがあるような組織になるのでしょうか。

5つめです。運営団体に登録申請をしてもらい、それを審査・承認して、指導者研修や各種講習に参加してもらい、教育委員会として地域クラブの活動方針を遵守しているかを確認するという構想です。これらの資料を読んだときに、これらは地域の側に主体性があり、それを教育委員会としてサポート、指導助言していくという前提のように感じました。しかし部活動地域展開の文脈では、どちらかというと運営団体や指導者をいかに確保するかが課題となるようなイメージがあります。運営団体や指導者の確保について、現在どのような見通しを持たれているでしょうか。

最後、6つめです。9月1日締め切りで、大潟村スポーツ協会の加盟各団体宛に指導者派遣などの協力への意思確認のアンケートを行っておりましたが、その結果はどのようになりましたでしょうか。

以上、お願ひいたします。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦智】

松橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに部活動地域展開については、既に全国の多くの自治体が取り組んでおります。しかし、県内外の先行する取組事例を見る限り、まさに試行錯誤している状況であると感じております。

大潟村では、現在、松橋議員の質問にありましたとおり、令和8年度中の開始を掲げ、関係者との調整や、それに向けた体制整備、進め方の具体案について検討しているところであります。その内容については、ご質問に答える形で説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、1つめの大潟地域クラブ、実施主体、運営団体のそれぞれの役割と関係性についてですが、はじめに、実施主体、いわゆる統括的な役割はスポーレおおがたが担う予定です。そのスポーレにぶら下がる形で競技種目毎の地域クラブが登録されます。この地域クラブは運営団体でもあります。ただし、地域クラブに登録するためには競技を希望する中学生はもちろんですが、それを指導する地域の指導者が必要になります。この指導者の部分を村スポーツ協会に加盟している各競技団体が担っていただけだと、持続可能な形として進められるのではないかと考えております。

次に2つめの、大潟地域クラブの登録更新についてですが、当該年度に活動実績があれば、翌年度も更新される仕組みであり、不安を感じる必要はないと考えております。

毎年更新としている理由は、クラブ会員である中学生が年度ごとに入れ替わるため、登録名簿を更新する必要があることによるものであります。

次に、3つめの、活動方針・計画の作成等事務手続の負担懸念とサポートについてですが、現時点の想定では、統括する実施主体のスポーレおおがたと指導者が、分担しながら進めていただきたいと考えております。はじめは、全てのことが試行錯誤だと思いますので、教育委員会もサポートしていきたいと考えております。

次に、4つめの、各活動団体は独立しているのかについては、原則としてそれぞれの地域クラブの活動は独立したものになりますが、指導者研修などの共通する事業は合同で開催する場合もあるかと思います。

5つめの、運営団体の指導者の確保の見通しについてですが、この部活動地域展開とは、これまで当たり前であった、学校の先生が部活動を指導するということをやめ、地域に指導者の役割を移して、全く新しい形で展開するというのが目指す姿です。そのためには、ご指導のとおり地域で指導者を確保する必要があり、その具体策としては次の2つがあると考えております。1つは、新たに指導者を招聘する、もう1つは既に指導者のいる競技だけで活動を行う、です。しかし、1つめの新たに指導者を外部から招聘するには、人材探しや費用負担を考えると現実的ではなく、2つめの既に指導者のいる競技だけ活動を行うことが大潟村では現実的な選択ではないかと考えております。例として、既に定着しているスポーツ少年団の指導体制がわかりやすいかと思います。

次に、6つめの、村スポーツ協会の加盟団体の協力意思確認の結果ですが、「協力できる」と回答した団体は6団体でした。それ以外にも具体的な内容を相談して、課題や懸念がクリ

アされれば協力できる団体もありますので、今後相談していきたいと考えております。

理想としては、その時の指導だけでなく、将来の指導者の育成についても競技団体と一緒に進めていくことで、持続可能な組織になることを目指したいと考えておりますので、開始時は、部活動として活動していた種目やクラブ数よりも少なくなるかもしれません、徐々により多くのクラブができるよう、指導者育成事業も併せて進めていきたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

承知いたしました。私もローイングですね、以前、完全民間のクラブチームということで、監督ですか事務局を10年ぐらいやらせていただきまして、その経験上感じることなのですが、何かもっと技術指導をしたいし、もっと子どもたちと向き合う時間をいっぱい取りたいのに、事務作業ですかそれ以外のことが多くて、なかなか現場に行けない、なかなか触れ合う時間を取りれない、なかなか技術指導にあたれない、そういう悩みをいつも抱えていたように記憶しております。

今回、運営団体と実施主体のスポーレ大潟の関わりについては役割分担をしてということなのですが、そうなると各スポーツ協会加盟団体が指導者として来てくださる方が、場合によっては技術指導のみならず、その各種目の事務的なこともある程度はやらなければいけないというふうなことになるのでしょうか。それとも、そういうものは横断的にスポーレ大潟が全てやりますので、皆さんは研修を受けて、安心して技術指導してくださいという体制になるのか、そこら辺のイメージをちょっとお伺いしたいなということがまず1つです。

あとはですね、指導者派遣への意思確認の結果として、6団体の協力が得られそうだという回答があったということなのですけれども、ちなみにこれは既存の部活動がこのまま続けられそうなアンケート結果だったのか、それとも既存の部活動の、例えば今ある種目の協会の方々の中でも、残念ながら今回はそういう回答を得られなかつたという競技があったのか。答えられる範囲で構わないのですが、そこら辺をちょっと教えていただいていただきたいのですけれども、お願いします。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦智】

松橋議員の再質問についてお答えします。

1つめの、クラブ運営の体制ということで捉えて回答したいと思います。

これまで学校の教員が、いわゆる部活動の運営から指導にまで少数であたっていたと、そ

れが地域のクラブになったときにどういうふうになるのかと、また指導者の方としては、指導だけならばクラブに協力できると、ただ運営面ではやはり、という考え方もあるであろうということだと思います。そのとおりだと思います。

そこでですね、運営団体としまして、これから組織をつくる時には、やはりその運営団体の組織づくりそのものが重要になってくるかと思います。現段階で申請する場合には、運営団体代表者、それから監督指導者、それから会計等その他の役割がありますが、その辺の役割を指導者が1人で担うのではなく、やはり運営団体そのもので組織して担っていく。もちろん統括の方の実施団体であるスポーレ大潟の方では、それに対しては指導や援助など、行っていくような体制づくりを今後していきたいと思います。

2つめの協力できる団体のことで、既存の部活動の種目は、というような質問だったかと思います。今回のスポ協所属団体への説明会の際にも、私どもが感じたのは、やはり今までの何十年も長きに渡ってきたこの部活動のイメージそのものを、なかなか、新しく変えるという点に苦慮したことはあります。今まで全員が加入し平日毎日練習する、土曜日・日曜日試合する、今は休日も間に取るようになっていますが、そういう部活であって、そして最後の夏の大会、7月の大会に向けて全力で頑張って、そこでいわゆる勝利を目指すような部活のイメージが、なかなかそのイメージが強く残っている方々が多いように感じました。

今回、この地域クラブ活動については、やはり子どもたちのスポーツの場を確保する、そして子どもたちの自主的な活動を支援しながら活動の場所を提供するというのが大きな目的ですので、その点を踏まえてこの後も考えていかなければいけないなというふうに考えています。

そこで、既存のクラブ、具体的に言いますと、野球、卓球、バレー、剣道等ですが、多少条件はありましたが、その点を話し合って、この後、既存部活動クラブの種目については協力も願える状況にもっていきたいというふうに考えています。いろいろな考えがありまして、条件が多少あり、この部分がクリアできれば指導者派遣はできますよというような回答がありました。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

承知いたしました。お話を伺えば伺うほど、今回の件が大きな転換で、それが故に混乱しているところもあるでしょうし、本当に我々もイメージをアップデートしていかなければいけないと思いますし、活動を希望される生徒たち、その保護者の皆さんにも今までとは違うのだということをきちんと説明する必要があるのだなというふうに感じました。

それで必ずこういった話をしていると、やはりこれまでの延長線で考えてしまう場合に、「いや、やっぱり学校の先生に関わってもらった方がいいんじゃないかな」みたいな考え方があ

やはり出てくると思うのですが、でもやはり、これまでの一般質問でも申し上げたのですが、教員の方々の今まで負担のもと、負担と一概に言ってはいけないかもしませんが、やりがいを持って取り組んでいる方がいっぱいいらっしゃると思うのですけれども、そういう負担の上に成り立っていたという部分で、ちょっと話を簡略化して極端な話をしますけれども、例えば今まで教員の方々がこの部活動、子どもたちに向き合う時間をとっていました、その時間を地域の方に移行、展開するのであれば、その分の人物費が少なくなるのではないかと考えることもできると思うのですね。その分のお金を使って地域の方でみたいなことに、シンプルに考えるとなるかと思うのですけれど、ただ、そうならないというのがおそらくこの問題の根本的な部分にあるのではないかなと思っていまして、これまで時間外の活動ですか、ボランティアのような献身的な活動によってこの活動が支えられていたというところにやはり根本的な部分があるのかなというふうに思いまして、それを行政としてお金をかけて、それと同じようなことをやっていくのか、あるいはもうそういうことはできないのだと、できる範囲でやる、もう価値観を転換して説明をしてやっていくというところの、どういう方向に行くのかということもあると思うのですが、今、教育長としては、これまでとは違う、またそれを新しい価値を生み出してやっていこうというようなお話をされていたので、そのとおりだなというふうに思いました。

その中でも、お話を伺って、スポーレ大潟の役割というのが結構大きなポイントになるのではないかなというふうに感じました。そこで伺いたいのですけれども、スポーレ大潟の方にこの話をしたときの、スポーレ大潟側のリアクション、どういったリアクションだったのか。もう全然りますよというのか、いや難しいですというのか。あるいはそこでスポーレ大潟側にも業務が増える中で、どうやって人を確保するのか、あるいはその人物費をどう確保するのかということもあると思うのですが。

すみません、まとめますが、まずスポーレ大潟のリアクションと、その人物費ですね。今まである程度の活動を続けていく上で、行政としても責任を持って予算措置をして、ある程度人物費も含めてベースの部分を支援していくというようなお考えがあるのか。

そのような部分をお聞かせいただけませんでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦智】

松橋議員の再々質問にお答えします。

前段の部分は松橋議員の考え方ということでしたが、教員を全く外すというわけではないのでそこは誤解なく、仮に、村に勤めていて、もし状況が許すのであればちゃんと地域クラブを指導するという体制はできるということありますので、そこはご理解ください。

そこでスポーレ大潟の方の反応とのことでしたが、スポーレ大潟とは何度も今まで協議を進めてきております。地域展開に関しましていろいろ相談したところ、まずスポーレ大潟の方では引き受けることは可能であるということありますが、先ほど松橋議員が心配してい

るよう、今のスポーレ大潟の体制だけでは、全てを今の体制で賄えるかというと心配なところがありますので、スポーレ大潟の体制強化ということについては考えております。そこに人員配置なり人件費なりというところは今後検討していかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

【5番：松橋拓郎議員】

本当にまずはやってみるというところで、これからいろいろ出てくると思うのですが、子どもたちにとって、いい活動の場、学びの場になることを願って質問を終わりたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

本日の会議時間は、議事進行の都合によりあらかじめ延長いたします。

延長時間は1時間です。よろしくお願ひいたします。

次に、4番、黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

4番、黒瀬友基です。

通告に従い3点質問させていただきます。

はじめに、デンマーク・サムソ市との友好交流都市協定の目的は、ということで質問させていただきます。

今回、10月に村長などがデンマークを訪問し、サムソ市との友好交流都市協定締結を行うと聞いております。これまでの説明では幅広い分野での交流などを促進したいとの説明も出ていましたが、きっかけなどを考えると、脱炭素を中心とした活動が大きなウエイトを占めていると感じられますし、今回の協定の目的、効果が明確に見えません。

以前、お聞きした際の説明ではですね、交流にかかる費用も大きいため、数年に一度、お互い訪問して交流といった話もありましたが、目的が明確でない中で、交流も間隔が開いてしまうと、早々に交流自体がフェードアウトしてしまうことが強く懸念されます。せっかく協定を結ぶ以上は、その協定の成果が大潟村そして村民にメリットを与えられるような形で継続して活動していっていただきたいと思っております。

そこで来月の協定締結に向け、目的、効果、今後の活動の内容を、具体的にどのように考えているのでしょうか。ぜひ協定の意義、協定を締結することの意気込みを示していただけないでしょうか。

また、活動の内容を村民がわかりやすい例なども挙げて示すべきではないかと思いますが、その点もいかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の質問にお答えします。

村では2014年より再生可能エネルギー活用への取り組みを本格化させ、先進地であるデンマークとエネルギー分野をはじめ、教育やボートでの交流が行われてきました。その過程で2016年には駐日デンマーク大使館と大潟村の総合交流に関する覚書を調印し、東京2020オリンピックにおいては、ボート競技でデンマークのホストタウンとなり、中学生や一般村民、高校ボート選手のデンマーク訪問や、事前合宿の受入、選手の凱旋交流などを行いました。

また、一昨年にはサムソ・エネルギー・アカデミーなどと地域の脱炭素を進めるための連携協定を結んでおります。

今回、村とサムソ市は、これまでの交流の下地を発展させ、お互いの共通理解の上に立ち、相互の交流を通じて得られた知見を今後の地域づくりに役立て、両地域が持続可能な取り組みの先進地域となることを目指し、協定を締結したいと考えています。具体的な内容につきましては、環境・農業・福祉および教育等の視察や研修、再生可能エネルギーに関する視察や研修、教育・歴史・文化およびスポーツ等による親善交流といった分野において行政レベル、住民レベル又は民間企業も参画した多様な交流を行うことを方針としております。

サムソ市側でも国の予算を活用した交流のあり方を検討しており、10月の協定締結式の際や関係者との今後の協議の中で決めていくことになりますが、訪問団や視察団の派遣といった行政交流、観光や農業分野での交流など多岐にわたる活動を相互において行政レベルから民間レベルへの交流に発展させていきたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。多様に渡る、多岐に渡るということで、若干多様すぎるかなという気がしていました、もう少し村民が、では3年後にはこれぐらいいくんだろうなとか、こういう分野で交流するんだろうなとか、そういう何かイメージがわくようなですね、内容が示されないものなのかなというのが1点あるのですが、ちょっと今の内容ではなかなかこのイメージが湧きにくくてですね、ちょっと改めてそこ辺り、もう少し具体的に何か、全てではなくて構わないのですけれども、そういう点、何か示していただけるような点があれば、お願ひできればと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再質にお答えします。

先ほども述べましたように、具体的なその交流の内容等については、10月に訪問した折に具体的に協議することになると思っております。実際の交流というのは、毎年村から派遣するというよりはできれば相互交流の形で、隔年であったりというようなことでできればとも

思っております。

今回は我々が訪問する際、今までエネルギー分野の訪問、視察のみでしたが、今要請しているのは、農業であったり、幼児教育であったり、あと議会のあり方も視察させていただきたいと要望を出していまして、そういう視察も踏まえて具体的な内容については協議をさせていただきたいと思っております。

いずれ、以前、村から中学生や一般村民をデンマークに派遣いたしました。その折にも参加した方々からは非常に良い体験やいろいろなことを学ぶことができたということでありましたので、ぜひそうしたことをまたサムソ市と一緒に進めていければなと思っていますので、どうかよろしくお願ひします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

10月に訪問して、協定締結の際にまた協議されるということですので、そこ辺りでもう少し具体的な部分がわかれれば、ぜひご報告いただければなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後にもう1点だけ、関連してですけれども、私はデンマークにもちろん行ったこともないですし、知識がないのですけれども、最近本屋さんに行くと、この『デンマーク人はなぜ4時に帰っても成果を出せるのか』という本がありまして、読まれていないですかね。これがですね、今6万部を突破している本だそうです。ちょっと前書きを読ませていただきますと、「午前8時から9時ごろ、淹れたてのコーヒー一杯とともに軽やかな仕事を開始したかと思うと、午後4時頃、既にオフィスから姿を消している。これはこの国ではあるあるの光景だ。」とあるのですね。本の紹介文を読ませていただくと、「デンマークは2022年、2023年と2年連続で国際競争力1位に選ばれた。千葉県よりも人口の少ない北欧の国が、なぜ世界と肩を並べるビジネス国に成長できたのか。デンマーク在住の著者がビジネスパーソンを取材してわかったのが、その生産性の高さ。DXを活用し、圧倒的なスピードでプロジェクトをこなす一方で、午後4時に退社して家族との時間を過ごす。高い生産性とワーク・ライフ・バランスを実現させる要因は、無理しない、させない時間の使い方と、職場の人間関係にあった。」というふうに説明があります。

今回、幼児教育ですか議会についての視察ということですけれども、すみません、4時半も過ぎて、帰らなければいけない時間に言うのも恐縮なのですけれども、脱炭素だとかそういうことよりも何よりもですね、先ほども働き方改革の話が出ていましたけれども、このデンマークの取り組みをですね、ぜひ大潟村、そして大潟村役場に取り入れることが第一ではないかなというふうに思うのですね。

この本が全てを表しているか、正しいかというのはひとつあるのですけれども、ぜひそ

いったところも含めてですね、そこを今回協議するのであれば、そういう内容も入れていただきたいと思うのですが、その点、村長いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再々質にお答えします。

本当に議員がおっしゃるとおりでして、デンマークは国際的いろいろな指標で常に上位にあって、幸せ度ランキングとか、国際競争力であったり、国民1人あたりの生産性であったりとか、非常に小さい国ではあるのですが、やはりしっかりやられている。その上で暮らしも本当に、議員おっしゃるように、4時にはもう退社して家庭を大事にするという、そういうことが現実に行われているということで、本当に我々、まだまだ学ぶべきことが多いのかなと自分も感じております。

今言ったようなことを具体的に、何回かデンマークに行ってますが、まだ触れていないというそういうところもありますので、ぜひサムソ市という具体的な相手の都市が決まりますので、そういう視点も含めていろいろなことを学べたらなとも思っております。

いずれ、サムソ市も農業の島でして、そこがやはりサムソ島としても自信を持っているというか、そういう点でも非常に大潟村と似ている部分がありますので、今回の友好都市協定を結んだ後の具体的な交流ということは、10月に訪問した折にさらに深めて、来年度以降、具体的に内容を示していければと思いますので、どうかよろしくお願ひします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問お願いいたします。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

続いての質問に移らせていただきます。

大潟村 PTA 連絡協議会の解散と社会教育の推進についてということで質問させていただきます。

大潟村 PTA 連絡協議会が解散になるとの話を伺いました。PTA 連絡協議会は村内の各PTA 役員から構成される組織ですが、大潟村で子どもを育てた保護者のほぼ全員が会員となっている、こども園・小・中学校の PTA の会員を対象とする活動を行ってきており、大潟村教育の振興に寄与するとともに、会員相互の教養の向上を図ることを目的とし、子育て世代の保護者の社会教育の一翼を長年担ってきた団体です。

会を運営する役員などが集まって決めた決定でしょうから、その結論を尊重すべきかと思いますが、そのような長年活動を行ってきた団体が解散することは、非常に残念だと感じています。

それに関連して質問させていただきます。

1点目として、PTA連絡協議会は、各PTAの連携や協議会自体の活動だけではなく、幅広く大潟村の子育て世代の保護者が参加した各PTAの役員が参加していることもあります、協議会の役員は村の各種会議などにも、子育て世代を代表して参加者として参加していました。今後の村における各種会議などへの子育て世代の意見を反映させる上では、どのような対応を行うのでしょうか、もしくは行っているのでしょうか。

また2点目として、PTAは保護者の利益代表という側面だけではなく、会員である保護者や先生自身も学ぶための社会教育団体と連携されています。そのような社会教育団体などが地域において活発に活動していくことは、単に学習・文化・スポーツなどの社会教育活動が地域で盛んになるということだけではなく、これから村民が参加しての村づくりにおいても、地域の中での交流、社会教育活動の発展が重要な意味を持つと個人的には考えています。

社会教育の場、社会教育団体の活動をさらに活発にしていくために、行政側としても、その仕組みづくりや支援体制などが必要ではないかと思いますが、その点についてどのように考えているのでしょうか。

よろしくお願ひいたします。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦智】

黒瀬議員の質問にお答えします。

はじめに解散した理由がありますが、PTA連絡協議会、通称3P連は、園小中の各PTA6名ずつの代表で組織され、3校の連絡協調を密にし、大潟村教育の振興に寄与するとともに、会員相互の教養の向上を図ることを目的として設立されました。

ただ、近年、PTA連絡協議会により実施されていた周辺環境整備が不要となったことや、主催するPTA研修会の参加者が少なく、人集めに苦労するなど、会の目的や意義が薄れしてきたことが解散を決定した理由と伺っております。この原因としては、園小中の立地状況の変化により、一堂に集まって行う共同作業等の必要性がなくなったことや、保護者の生活様式の変化のため、多忙となり、時間がとれなくなってきたということが考えられます。

なお、解散の決定については、6月に開催されたPTA連絡協議会において、昨年度から話し合われた内容などについて意見交換し、今年度は事業を行わずに単体PTA活動の充実を図るということで、PTA連絡協議会は解散するという流れになりました。

それでは1つめのご質問の、今後どのように意見を反映させるのかについてですが、PTA連絡協議会が解散した後も、PTAの意見を村政に反映させることは、村づくりにおいて重要であると認識しております。このため、PTA連絡協議会長が委員になっていた会議については、会議内容の中心となる世代のお子さんのPTA会長を新たに委員に選出することで、よりいっそ実情に即した意見を伺うことができると考えています。園小中の全ての年代に通じる内容の会議である場合は、全てのPTA会長に委員になっていただくことで、同様に実情に即した意見が出てくるものと考えております。

なお、教育委員会としましては、園小中の各 PTA は存続しますので、引き続き保護者との連携を密にし、学校・保護者・教育委員会がともに手を携えながら教育環境の整備充実を図ってまいります。

続いて 2 つめのご質問の、活動を活発にしていくための、仕組みや体制づくりをどのように考えるのかについてですが、各種団体が活発に活動していくことは、村民参加の村づくりにおいて重要な意味を持つという黒瀬議員のお考えには、私も賛同するところです。

教育委員会としましても、令和 6 年度までバス研修へ補助していた、社会教育団体等バス研修支援事業に代え、令和 7 年度からは、社会教育団体の自発的な活動を促す事を目的とした社会教育団体・スポーツ団体等活動支援事業を計画し、予算措置いたしました。この事業は、自ら主催して行う研修や文化・スポーツ活動を支援し、組織活動をより活発にすると考えており、園小中の各 PTA で事業を実施したいとの要請があれば、本事業にて支援してまいります。

今後も様々な機会を通じて村民の声を聞きながら、主体的な活動に結びつく施策を講じていきたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4 番：黒瀬友基議員】

1 点目に関しては、今後も各 PTA 等、関係する村民の方を招いていただきて各会議等を開催していただきて、子育て世代の意見もしっかりと反映させていっていただきたいと思います。

2 点目の前に、PTA 連絡協議会がなくなったことに関してなのですが、役員の方々が話し合ってというお話だったのですが、昨年度、私も役員しておりまして、その当時、会の中では特段、解散という話は、会員の中としては出ておりませんでした。ただその際にですね、教育委員会の方から活動の方を一旦終了するのも 1 つの方法ではないかというご提案をいただきまして、それに関しては役員会で昨年、議題に挙げさせていただきました。その際には、各役員の方、事務局を担う学校側からも特に異論は出なかったのですけれども、一旦、今のところ環境整備等はないのですけれども、今後何か連携してやる場合に、組織として残しておいた方がいいのではないかという話ですとか、昨年度の研修に関しては、先ほど研修に人が集まらないという話ありましたけれども、200 名前後、村民の方を含めて集めてという活動もしていますので、そういった中でそのような話が出て、昨年、議論が終わったと認識しております。それが今年に入って役員も変わっていますので、その方々が決めたというのであれば、それで構わないのかなと思いますけれども、私の方での認識としてはそういうような形だったと思っております。

では、2 点目の方の社会教育活動の推進ということですけれども、今までのバス研修から自発的な研修への支援ということに変わられたということですけれども、やはり PTA 連絡協

議会の活動がなかなか停滞しているというか、先ほど言われたとおり、ライフスタイルも変わってなかなか活動が活発にならないという中で、それは PTA 連絡協議会に限らずということだと思いますけれども、そうなってくると他の会も全部同じような形でして、できれば、ぜひとも新しいそういった組織、活動が生まれてくるといいのかなというふうに思っております。

そういうところで、今回、令和 7 度から、バス研修に代わる活動の方ですけれども、そういう新しい団体、もしくは任意団体になるのですかね。そういうところが新たに今までと違った取り組みでやっていくということに関して、そういうものを増やしていくかないと社会教育活動が活発にならないかなと思うのですけれども、そういう新たな組織の設立、任意団体の設立ですか、新たな活動が立ち上がりしていくところに関しての何か支援というのはされている、もしくは考えておられるのでしょうか。

その点、お聞きできればと思います。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午後 4 時 47 分)

(午後 4 時 47 分)

再開いたします。

三浦教育長。

【教育長：三浦智】

黒瀬議員の再質問についてお答えします。

先ほど PTA 連絡協議会の話がありました。教育委員会からも補助を出していることで、まず一応 PTA 連絡協議会の方にもいろいろな助言等あって、活動がないのであればというような話もしたと思います。また昨年度の研修については、潟上南秋 PTA 連合会というような大きな組織での研修であったかと思います。それでたくさんの人があった。それまでの研修は、バスでどこかの施設見学ということで、その間を含めて会員同士の交流を図ったり、一緒に研修したりというふうに私の方では認識していました。

そこで、社会教育団体の新たな組織が生まれるということでのお話があったかと思います。それについては社会教育団体として、組織としてはやはり村にある、例えば芸文協であったり、スポーツ協会であったりに所属して活動していただきたいと、そこに村としては支援を行っているというような認識であります。

行政として支援する場合にはそのような形になるかと思いますので、新たな組織が生まれるということで、新たに組織づくりをしたいというところに関しては、教育委員会としても、指導、助言や支援をしていければというふうに考えています。

そして、次期村づくり計画の中に、コミュニティの創出というところで、新たな社会教育団体ができるることを目標として実際に入れ込もうと今検討しているところであります。具体的な策というのがなかなか難しいのですが、そのような団体があれば、文化系であれば芸術

文化協会、それからスポーツ系であれば村のスポーツ協会等で所属していただければ、そこに支援をしやすくなっていくかというふうに考えています。そのような道筋で新たな組織が生まれるよう支援していきたいと考えています。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

わかりました。村づくり計画の中でもというお話で、直接、社会教育団体として教育委員会の下にという形ではないですけれども、その間に芸文協であったりとか、スポーツ協会が入ったりという形は当然かなと思いますので、できた後の組織の体制は問わないのですけれども、ぜひそういった新たな取り組みをするという方がいらっしゃるところというのを、何かしらうまく支援する体制をとっていただければなというふうに思います。

1点だけちょっと訂正させていただくと、昨年のPTA連絡協議会の研修に関しては、潟上南秋のPTAに関してはその前年に2年に一度の研修開催ということになりましたが、昨年は開催しておりませんので、PTA連絡協議会単発での開催ということになっております。

最後に、今、教育長の考え方をお聞きしましたので、改めて村長にお聞きしたいと思うのですけれども、村長もPTAをはじめとして、様々な社会教育活動を村内でやられてきているかと思います。村長として、村づくりという観点で、村内の社会教育団体の意義、もしくはこの先の振興という点をどのようにお考えかということを、最後にお聞きしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再々質にお答えします。

最初、黒瀬議員の質問が出たとき、正直私も驚いたところでして、3P連が解散するということを実際知りませんでしたし、ちょっと残念な思いであります。内容を聞くと、なるほど時代の流れの中で、ある意味、具体的にやる事業が減ってきてている状況で、それぞれのPTA活動に注力した方がいいのではないかというようなことのように受け取った次第です。

そういう意味では、ある団体をいつまでも維持するということでもなく、やはりその時代時代の当事者が判断するということは大事ですが、ただ、議員おっしゃったように、いろいろな団体がただなくなるだけではなくて、やはり新たな活動が生まれたり、より活発になっていったりというようなことにぜひ繋がっていけるように、ですから解散した後、また別の活動が生まれたり、またそれの単体のPTAがより活発になったりというようなことに、ぜひ繋げていければと思っています。

いろいろな団体が今、高齢化の問題であったり、会員不足だったりとか、いろいろな課題も抱えていますが、ぜひ村づくりや社会スポーツ活動に興味関心のある人たちがまた新たな

活動を立ち上げるということを、今は村としては特に支援ということはないのですが、立ち上げれば支援の対象にはなりますので、そうしたことでやっていければと思います。

ただ、教育長も話をしていたように、体育協会や芸文教に参加するということでないとなかなか支援を受けられないということのようですが、それだけでないような活動もあるような気もしますので、そういう点は少し見直しをしながら、村民がいろいろな活動で仲間を集めたり、実際に村民に声をかけて何か事業をやったり、そういうことがやりやすい環境というのは考えていく必要があるかなとも感じました。

いずれ、これからも村に新たな活動が生まれるようなことを支援していきたいと思っていますので、どうかよろしくお願ひします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩します。

(午後4時55分)

(午後4時56分)

再開いたします。

次の質問をお願いいたします。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

最後の質問に移らせていただきます。

脱炭素先行地域事業の進捗状況はということでお伺いしたいと思います。

脱炭素先行地域事業は、令和4年から令和8年の5か年の事業ですが、残り1年半となっています。全体的に当初の計画よりも遅れが発生しており、5か年の計画事業の中でどこまで計画を実現できるのか不安が残ります。

先日、県内では三菱商事などが行う洋上風力発電事業の白紙撤回が決まりました。同じ脱炭素関連の事業であり、撤退理由としては、「2021年に落札して以降、世界的なインフレなどとともに、風車メーカーによる値上げなどが重なってコストが大きく膨らんだ。建設費用は当初見込んだ金額の2倍以上の水準となり、事業期間全体での売電収入よりも、保守や運転の費用を含めた支出の方が大きく、事業計画の実現が困難との結論に至った」と説明しています。

事業内容や売電単価固定などによるリスクの違いはありますが、三菱商事コンソーシアムによる洋上風力は、一般海域における洋上風力発電公募の第1ラウンド、大潟村の脱炭素事業は国における脱炭素先行地域事業の第1回の先行地域と、どちらも国のエネルギー政策および脱炭素政策を推進する上での新たな枠組みであること、どちらも初回公募という募集する側を含めて手探り状態の部分もあったと思われる新たな事業・政策分野であるということ、そして、三菱商事コンソーシアムの落札が2021年12月、大潟村の脱炭素先行地域事業への採択は2022年4月と時期も4ヶ月ほどの違いでほぼ同時期であることなど、共通点も非常に

多い状況です。すなわち、三菱商事による洋上風力において2倍のコストとなり、長期にわたる計画であっても事業計画の実現が困難となる状況というものが、大潟村の脱炭素事業においても当てはまるのではないかと懸念されます。

そこで、村政報告と重複する部分もあるかと思いますが、質問をさせていただきます。

1点目として、もみ殻バイオマス熱供給事業や家庭への太陽光パネル蓄電池設置、公共施設などへの太陽光パネル蓄電池設置、メガソーラー計画、電気自動車導入などの事業の進捗状況はどのようにになっているのでしょうか。

また2点目として、もみ殻バイオマス熱供給事業に関しては、当初計画では、現時点で第2期のボイラーの増設が行われている予定がありました。また、メガソーラーやオンサイトの太陽光発電などの事業についても、遅延・規模縮小が行われているように見受けられます。これらは、技術的な要件に加えて様々な物価上昇の影響も当然あると考えます。そのように様々な事業が遅延・縮小している中で、村も出資している運営会社の現在の経営状況はどのようにになっているのでしょうか。今度次今後の事業継続性に問題は生じていないのでしょうか。

以上、質問させていただきます。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の質問にお答えします。

まず、三菱商事事業については国の補助金などがない形で、売電価格が最も採択の大きな要因となって、三菱商事が大幅な低い金額で落札して現在の状況になっているということであり、我々の脱炭素事業は環境省の補助金を活用した形でありまして、遅れてはいるものまず事業を進めている状況でありますので、どうかよろしくお願ひします。

その上で、はじめに各事業の進捗状況についてですが、もみ殻バイオマス熱供給事業について、熱の供給量について3月議会で回答した時点では計画値の80%程でしたが、当初計画どおりの水準となり順調に稼働しております。現在はくん炭の質を上げるため、技術アドバイザーの監修で燃焼試験・分析を行いながらボイラーの運転をしているところです。

今後予定していたもう2機のボイラー導入についてですが、熱事業単体で見た場合、最初に導入した熱需要の大きい5施設への熱供給において、更なる増設は難しい状況と考えているところです。

次に、一般家庭用太陽光発電設備の補助についてですが、これまで21件の申請があり、その約8割が施工を完了しております。この補助事業は来年度も継続予定ですので、多くの村民の皆様に活用いただければと思います。

公用車の電動化についてですが、役場車庫へのパネル設置については10月末、電気自動車2台については2月頃に納車見込みです。なお、電気自動車の追加導入については、再エネ電源と合わせた導入が必須となりますので、各施設の太陽光発電設備の設置状況に合わせ車

種を選定の上、隨時導入してまいります。

公共施設の LED 化については、小中学校で現在実施中であり、また村民センターや千拓博物館など 6 施設については、8 月末に実施計画が完了したところであり、今後各施設において工事を発注する予定となっております。

太陽光パネル・蓄電池の設置についてですが、オーリスにおいて、ひだまり苑、小中学校、こども園の発電設備導入にかかる入札が終了し、契約に向けた協議を行っております。メガソーラーを含め、他の施設についても条件が整い次第実施していく予定です。

最後に、オーリスの経営状況についてですが、電気・熱の収入が安定してきましたが、まだ黒字化には至っていない状況です。今後、くん炭の品質向上による収益化、大きなコスト高となっているフライアッシュについて、廃棄物処理ではなく、ケイ素含有資源としての取引、また令和 9 年度以降は事業構築にかかるアドバイザー等顧問契約のコストについても減額となるため、設備導入が終われば黒字転換になると考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4 番：黒瀬友基議員】

いろいろ説明いただいたので、1 つずつはまた後できちんと見なければいけないのでしょうけれども、これまで説明していただいた資料等をもう一度探して見ていましたのすけれど、いろいろと事業が途中で変わって、脱炭素先行地域以前の 6 次産業化等の資料なんかもあって、どこをスタートとして、どう変わったかというのが難しいのですけれども、見させていただくとですね、2022 年、令和 4 年 6 月採択された後の会社設立のときだと思うのですけれども、そのときの説明と、それから 1 年半後ぐらいの 2024 年の 2 月に変更の説明というのをいただいておりまして、そこあたりを見ていくとですね、各施設の太陽光パネルの設置というのが当初の計画で 3548kW というお話をしました。それが 2020 年 2 月の計画変更で 2791kW ということになっていまして、現状は、温泉・ホテル・健康館等で当初予定 1644kW だったのが 849kW ということで、現状でいくと当初計画の 24% ということになるのですね。今回説明いただいたひだまり苑、小中学校、こども園、こちらが入ってもですね、当初計画の 36% 程度ということになります。

もみ殻バイオマスの熱需要がですね、当初計画で全部で 8063MWh ということだったのが、もみ殻代替分として、今、ホテル・温泉・健康館・ひだまり苑・学校で 4577MWh ということで、これがもみ殻で代替できている分ですけれども、当初の計画の約 57%。メガソーラーに関しては、おそらく最初は 8 MW ぐらいのメガソーラーを考えていたと思うのですけれども、2024 年 2 月時点では、3 MW が 2 箇所 6 MW ということになっています。これもちょっと今どうなっているのか、6 MW、2 箇所でやるのかというのをお伺いしたいところなのですけれども、そういう形で全部減ってきていまして、あと一般住宅の太陽光パネル蓄電池設置に関

しては、先ほど 21 件という説明がありましたけれども、こちらも当初はおそらくオーリスが間にに入ってという形で、それがどの程度オーリスの収益に繋がったのかはわからないですけれども、そういった事業もオーリスからなくなっている。EV 化に関しても、おそらくカーシェアなどを含めてオーリスでやるという話だったのがなくなっているという形で、全体的にそのオーリスの事業が縮小されている傾向にあるのですね。その中で太陽光パネル設置について、施設の太陽光パネル設置はまだこれから進んでいくのだと思うのですけれども、これだけ事業が、半分になっているのか、それともどの程度減っているのかわからないですけれども、そこを見込んだ上での、今の今後の黒字化が達成できるというお話、説明なのでしょうかというのが 1 点。

それともう 1 点、先ほどメガソーラーの点、ちょっと細かい部分ですけれど、どうなっていくのでしょうかという点があったのですけれども、その 2 点ほどをお伺いしたいのですがいかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再質にお答えします。

議員がおっしゃるように、当初からはかなり見直しを行いまして、オーリスが当初は全てを行うということでしたがなかなか無理がありました、行政側がやるというようなことで、LED 化であったり、自動車の EV 化であったりということで、管理もやはりその方がスムーズにいくというようなことで、そうした形を取らせていただいているところです。

また、太陽光発電施設の導入についても、当初計画していた、特に外建てのメガソーラーについては、そもそも東北電力の電力線に入る容量がないということが判明しまして、現在 3 MW がもう最大で、実際に接続は 2 MW というようなことの整理がされたところです。また、その 2 MW、2 箇所ということでありましたが、現実に北部の方では設置する場所がなかなか定まらず、断念をしているというようなところもあります。

そして、熱事業について、当初はボイラー 4 基ということで、第 1 弾 2 基、その後追加でということでしたが、今現状で 4 基入れて熱需要に逆に採算が取れるのかというようなこともいろいろ試算する中で、今の 2 基で全ての需要は満たすことができないのですが、県立大の寮など、または役場などのそうした今後追加する予定の需要家に対しては、まず対応していかないということで、今既存のところのみで対応するということの方がまず効率がいいというようなことの判断であります。

このような形で、いろいろ切り離したり、縮小したりということでやっていまして、その上での試算をして、先ほど言ったように、全部の事業設置をしたあと、令和 9 年度からは、大体黒字化が見込まれるのではないかなどということの試算をしているところです。

ただ、これには役場からの固定資産の減免ということも入っていまして、そういったことも含めてということになりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

わかりました。事業を縮小されて、その中でもう一度事業計画を立てられて9年度の黒字化というお話は理解しました。

ただ、固定資産税の減免というのは当初予定されていた内容でしたっけ。ちょっとそこ辺りも後で、再々質で教えていただければと思うのですけれども。

様々な事業が、役場が直接やるような形に変わってきています。本来ですね、これは個人的な考えですけれども、今回オーリスという会社を立ち上げて、そこが脱炭素事業を進めていくということで、できることならば、先ほどから働き方改革の話も、役場の職員の話も出ていましたけれども、やはりこういった事業にずっと役場の職員が関わっていくという形ではない方が望ましいという形で個人的には考えておりました。ですので、新しい事業会社を立ち上げて、村が直営でやるのではなくて、そこが民間の出資も得て事業をやっていく、そこで人員も抱えてやっていく、それで採算がきちんと取れていくという話がこの事業のスタートだったというふうに思っています。それが、今役場がやっている部分が大きくなってきたですね、それこそやはりそこが職員の負担になっているのではないかというところが非常に危惧する部分なのですね。ですので、やはりここはどうしても民間で脱炭素の事業というのを回していくっていただく、なるべく役場が関わらない形でやっていくっていただくという形を改めて取るべきではないかと思うのです。

今回、4基にボイラーをすると採算がなかなか、熱供給は難しいというお話ですけれども、そうなってくると、当初どの程度の人員体制でやるという判断だったのかわからないのですけれども、売り上げ的には減ってくることが予想される、その中でどれだけの人員が当初より減るのかわからないのですけれども、そういった部分、それが地域の雇用を生んで、新しい事業が生まれてという、そういう理想というか、理念というか、そこもちょっと変わってしまっている部分もあるのではないかというふうに感じるのですね。

先ほど、三菱商事の話は補助金がない事業でという話がありましたけれども、逆に言うと、補助金がこれだけあって、なかなかこういう状況はどうなんだという、逆にそちらの方が不安になってきてしまうわけですけれども、改めてオーリスと役場の関係性、これは私としては脱炭素というのは、言い方はあれですけれども、やはり役場が丸抱えでやる話ではなくて、民間がしっかり事業を回していくものだというふうに考えておりますので、その部分をどのように考えておられるのか。

それともう1つ、細かい話ですけれども、固定資産の減免というのは、当初から予定されていたお話なのか。

その2点だけ、最後にお伺いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず言葉の訂正ですが固定資産の減免ではなく、固定資産と同等の補助をする、同額の補助をするということで、今まで村として、例えば産地パワーアップ事業であったり、米粉の関連事業であったり、そうした大きな事業については3年から5年、そうした支援をしてきましたので、今回の脱炭素事業においてもそうした支援をしていきたいと考えているところですので、どうかよろしくお願ひします。

その上で、先ほどもお話をさせていただきましたように、当初は全てオーリスが、役場の省エネ化であったり、公共施設の省エネ化であったりをやる、また電気自動車もというようなこと等も想定していたのですが、現実にLED化したり、それを設置した後も管理費としていただくというのもおかしな話というか、ですので、やはりそこは役場として設置させていただいて、国の支援は支援として受け入れる形の方が、よりお互いにベストな形ということで整理をさせていただきました。

同じように、当初、脱炭素事業で全てやれるつもりではいたのですが、現実に進めていくと、例えば先ほど言ったように、8MWの電力容量が東北電力に入らないということが判明しまして、結局2MWしか繋げないのですが、容量としては3MWを今想定しています。同じように、ルーラルでも公道をまたいでいると電力事業法に引っかかってだめだということで、それも村道を廃止して構内道路という形をとらせていただきました。こうした細かい法律的なこともあったりもして、いろいろ事業推進に苦労もしてきたところですが、大体こうしたことを見えてきましたので、まず最大限やれる範囲で取り組んでいきたいと思っていますし、その上ではしっかりと黒字になるようにしていきたいと思っています。

その上で、やはりこの国の事業を進める間は、やはり村としても、国の補助金を村を通して活用しますので一緒に進めていくという形を、その事業が終わった後、令和9年度からは、やはりオーリスが自立していくというか、こうした方向が必要ではないかなと感じております。

いずれ、この事業をできるだけ、当初予定していたことから今見直しもしているわけですが、できる事業についてはしっかりと進めていきたいと思っていますので、どうかよろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午後5時19分)

(午後5時19分)

再開いたします。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員のご質問にお答えします。

まずオーリス側として、また村としても、そうしたことを他の事業でもやってきていますので、支援をするということを当初から考えていたところです。減免ではなく補助という形ということです。

以上です。

【4番：黒瀬友基議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、8番、松雪照美さん。

【8番：松雪照美議員】

8番、松雪照美です。

私からは、高齢者の村内移動手段についてお尋ねしたいと思います。

先般行われました敬老会は盛会であり、高齢者の皆さんから元気をいただきました。

村の高齢化率ですが、8月末現在、総人口 2,929 人に対して 65 歳以上が 976 人、これが 33.32%、75 歳以上の後期高齢者が 675 人 23.04% にまで膨らんでいるという現実を抱えています。県内 21 市町村別の数字から見ると、村の高齢化率は低いといふものの、平成 27 年は 30.7%、平成 30 年には 31.6%、そして現在と増加しております。村全体では高齢化が進んでいる状況です。

その中で、高齢者の村内移動手段として、マイタウンバスの村内循環線が挙げられますが、その運行についてはある程度評価できるものと捉えています。しかし、加齢や健康上の理由で運転が難しくなった人や、免許返納者にとって、現在のような 1 日に 1 本、大通りのみ運行のルーラル往復線だけでは移動できる範囲は限られており、まだまだ不足していると考えられます。

産直センター、道の駅、農協店舗、コンビニ、役場そして診療所などへの移動には、家族の協力が必要不可欠であり、現在の運行ではとても自由な外出は望めません。運転生活弱者の外出を村がサポートすることは当たり前のことであると考えられますが、運行数を増やすことに加え、各住区内を巡回するような運行経路のあり方も今後考えていくべきではないでしょうか。

西 2 丁目の高齢者が毎日、今日もちょっと見てきまして、そうでしたが、歩道沿いのイチヨウの木に歩行補助バーを括りつけて、雨天時にはその補助バーにハウスビニールを覆ってバスを利用していらっしゃることをご存知でしょうか。各住戸の利用希望者をあらかじめ募るなどして、その通りだけでも運行することができれば、現在のように難儀することもなくなるのではないかと思います。

現在の大型バスでの住区内の運行が困難であるならば、ワゴン車であるとか、あるいは小

型バスの購入やレンタルを検討してみてはいかがでしょうか。県立大生の村内移動や、土日は学校行事、夜間はルーラルのラーメンコーナーの送迎にも利用できるかと思います。費用対効果にばかりとらわれることなく、まずは将来、私達にも必ず訪れるであろう課題に向き合ってもらいたいと考えます。

今後さらに増加する高齢者の村内外出サポートは、これから村の将来を見据えた非常に大きな課題であると思いますが、いかがお考えでしょうか。

お答え願いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松雪議員の質問にお答えいたします。

高齢者等の村内の移動手段については、社会福祉協議会において、地域福祉推進事業の一環として、村内移動が困難な高齢者や障がいを持っている方などを対象とした「村内おでかけサポート」を実施しております。自宅から村内の目的地まで片道50円で送迎しており、令和6年度は計279件の利用実績がありました。なお、村内おでかけサポートにおきましては、以前は3日前までの予約が必要としておりましたが、現在は前日までの予約としており、ニーズに沿うよう対応しております。ただ、利用者によっては迎えにいっても予約の日時を間違っているなどの事例もあるようです。この村内おでかけサポートにつきましては、乗り降りしやすいワゴンタイプの福祉車両を1台購入し、村から送迎用として社会福祉協議会に無償貸与しているものです。

また、同じく社会福祉協議会において、65歳以上の通院困難な方向けに「通院サポート」を行っており、正規料金の2割の自己負担でタクシーによる送迎を利用することができます。マイタウンバスの村内循環線の活用においては、75歳以上の方や障がいをお持ちの方、運転免許証を自主的に返納された方の村内移動に係る運賃を全額補助しており、令和6年度は合計で1,947件の利用実績となっております。冬期間の利用では、乗降時の補助として、ふれあいネット「ぬくもり」やシルバーパートナーズに補助員をお願いし、冬場の移動の安全確保に努めています。

高齢者等の村内の移動については、マイタウンバスの村内循環線の活用と併せて、村内おでかけサポートの利用も増えてきていることから、現時点で小型バス等の導入は検討しており、引き続き、社会福祉協議会と連携して事業の周知に努め、今後、利用実績の増が見込まれる場合は、支援体制の更なる充実や利用対象範囲の拡大も視野に入れ、高齢者の外出サポートに努めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松雪照美さん。

【8番：松雪照美議員】

今村長から返答がありましたことなのですけれども、この村内お出かけサポートであったり、通院サポートであったりというのは、全部前日までの予約になっているのですね。これが大変高齢者にとっては、ちょっと言い方は悪いのですけれども、面倒くさいということで、なかなかその日にちが覚えられないということもあるのでしょうかけれども、当日にすぐ対応していただければ、もっと件数も増えることでしょうし、皆さんがストレスを抱えることなく、村内に出向いて、いろいろなところへ出かけて、皆さんと交流ができるのかなとも思つたりしています。

そしてまた農繁期にもなると、この近場の送迎であっても家族間でも頼みづらいという声もありますので、特にそういった時期に体調を崩されたりした場合に、診療所であったり、あぐりの薬局であったり、そういう場所への運行があれば安心できるのかなとも考えております。

また、ワゴン車を今使用しているとのことでしたけれども、村内お出かけサポートについては、せっかくであれば脱炭素先行地域のこの村であるからこそ、上小阿仁村のような自動運転バスの導入も、最初は無人ではなく有人からはじめて、村の知名度向上のために役立たせてはどうかなと思ったりしているところです。道路が整備されている本村だからこそ導入しやすいとは思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松雪議員の再質にお答えします。

まず予約ですが、前日ではなく当日、行きたいときに来てくれということですが、やはり運転手がいますので、その調整も含めるとやはり前日に申し込みしていただいて、場合によれば時間の調整もしていただくというようなことでないと、なかなかかえってご迷惑をおかけすることもあるので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

また、上小阿仁の事業について、私も視察したり、実際に運営している会社から来ていただいて説明を受けたりしました。あの車両は道路に線を敷設してやるというようなことで、なかなか村の場合は、難しいところがあるというか、そういったことで、それ以上話が進んでいない状況でしたが、実証事業というようなことでいろいろあるようでして、そういった意味で情報収集はしているところです。具体的にはまだ何もなっていないのですが、引き続きそうした実証的なことについてもいろいろ調べて、もし村で事業ができるのであれば取り組んでいければと思っています。

また先ほども話をさせていただいたように、電気自動車については今後どんどん増やしていく予定であります、そういったことも取り組みながらやっていければと思いますので、どうかよろしくお願ひします。

私からは以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松雪照美さん。

【8番：松雪照美議員】

タクシーのドライバーさんの件はいろいろと聞いてはおりますけれども、複数人できれば何とか雇用していただくとか、タクシー会社さんの方に対応していただくなどお願ひして、急に体調が悪くなったりということは高齢者の場合つきものですので、前日に予約をしておいても当日どうなるとか、その日によって体調も変わりますので、何とかそういう形をとつていただけるようにお願いしたいと思います。

そして、私の方で上小阿仁の自動運転バスについて調べたのですけれども、これは「こあにカー」といいまして、2019年から導入されておりまして、道の駅かみこあにを拠点に周辺集落を結ぶ全長約4キロのルートであるということです。先ほど村長が言われましたように、道路に埋め込まれた電磁誘導線などを活用し、遠隔地からも運行状況の監視が可能である。住区全体は、これは網羅することは厳しいかもしれません、導入できれば今後間違なく、買い物はもちろん通院等の足として活用できると考えております。このシステムは単にルートをガイドするだけでなく、埋没された磁石やセンサーを使って、車両の速度調整や決められた場所で停止することも可能であるということで、先般、東京都の八王子市で自動運転カーの試運転がございました。そのような形で道路整備の整った村でありますし、ルーラル裏の駐車場には電気自動車の充電場所もできました。そういうこともありますので何とか、高齢者にとりましてはストレスも溜まりやすかったりとか、免許返納者にとりましても同じようなことが言えると思いますので、高齢者の活動の幅を狭めないでいただくためにも、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

もう一度、村長のご意見をお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松雪議員の再々質にお答えします。

議員がおっしゃるように、上小阿仁のバスは道路に誘導線を敷設してやらなければいけないということでありました。また、今もやはり人が乗っていないとだめだというようなことであったり、また冬期間なかなか不安もあるようとして、そうすると村には今の段階では難しいところもあって、今回村で導入したワゴンで、お出かけサポートというような形で、直接その家まで迎えに行って、送り返すということの方が、まだ高齢者にとっても安心でいいのかなと思っております。

ただ、今後ますます需要が増えて、そういうことも間に合わないようであれば、また次の手段というようなこともありますが、ただそういう新しい技術というのはどんどん進化しているので、先ほども言ったように、いろいろ情報収集には努めながら、村のこの平坦でし

つかり区画されたところですので、自動運転などしやすいかと思うので、そういういた実証的なものにも取り組めればとも思っていますので、どうかよろしくお願ひします。

以上です。

【8番：松雪照美議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午前5時37分)

令和7年第5回（9月）大潟村議会定例会【第2日目】

1. 開議日時 令和7年9月9日（火）午前10時00分～午前11時41分

2. 会場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1番 松本 正明	2番 菅原アキ子	3番 川渕 文雄
4番 黒瀬 友基	5番 松橋 拓郎	6番 菅原 史夫
7番 斎藤 牧人	8番 松雪 照美	9番 三村 敏子
10番 大井 圭吾	11番 工藤 勝	12番 丹野 敏彦
計 12名		

4. 欠席した議員の氏名（敬称略）なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村長 高橋浩人	副村長 小澤菜穂子
教育長 三浦 智	代表監査委員 佐々木秀樹
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教育次長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第1号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第43号 村道路線の認定について

議案第44号 令和7年度大潟村一般会計補正予算案

議案第45号 令和7年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案

議案第46号 令和7年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案

議案第47号 令和7年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案

議案第48号 令和6年度大潟村歳入歳出決算認定について

議案第49号 令和6年度大潟村簡易水道事業会計の利益処分及び決算認定について

議案第50号 令和6年度大潟村公共下水道事業会計の利益処分及び決算認定について

令和6年度大潟村決算特別委員会の設置について

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただいまの出席議員数は、12名で定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

はじめに、昨日の黒瀬議員の一般質問に関して、村長より発言を求められておりますので、これを許します。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

昨日、黒瀬議員の一般質問について、オーリスの経営状況に関する部分について補足をさせていただきます。

先般、オーリスから各株主に対し増資の要請があり、村としては応じていきたいと考えております。

なお、最終日に追加案件として議案提出に先立ち、この件について議長にお願いし、勉強会の形で自由に意見交換ができる機会を設けたいと考えております。詳細につきましては、その場でご説明申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

これより、お手元に配付しております議事日程のとおり、進めてまいります。

日程第1、議案第43号「村道路線の認定について」から、日程第8、議案第50号「令和6年度大潟村公共下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

次に、日程第9、総括質疑を行います。

昨日の村政報告並びに提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番、菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

6番、菅原史夫です。

私から4点、質疑させていただきます。

まず1ページ目の、これは上水の件なのですけれど、今回、説明にあるとおり、雨が降らなかつたということで、水道水の使用の制限ということで協力を村民に願つたということだったということです。先般の全員協議会でもちょっとお話をさせていただきましたが、まず、この非常事態なので協力をお願いすることは確かに必要だったと思います。ただ、その文書、節水のお願いについて、特に「花壇の水やりは水道水を使わないでください。農業用水を使ってください」という、ちょっと紋切り調で、普通のルールの中でやってはいけないについてのお願いだったらしいのですけれど、水道水は、要はみんな水道料金を払って使っているということなので、やはりこの辺で、行政としてこの表現が適切だったのかどうかというのは考えるべきだと思うのですけれど、実際にそういうように「ちょっとあれはないよね」という話もちょっと耳にしますので、気持ちはわかるのですけれど、この辺の文書の表現の仕方というのをやはり考えていかなければいけないのではないかと思うのですけれど、それについて当局の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

菅原史夫議員の、渇水対応における村民への節水のご協力のお知らせの内容について、回答させていただきます。

議員ご指摘のとおり、7月30日付で節水のご協力をかなり強い表現で周知させていただきました。その時期でございますけれども、いい天気が続いて降雨の見込みがしばらくなく、そして調整池の水位が水稻の出穂期ということもあって、今後下がっていくだろうというもと、浸透水量が減少傾向にありましたのでかなり危機的な状況を持っておりまして、このような、水道水を使わないでください、農業用水を使ってくださいというような表現をさせていただきました。確かに議員おっしゃるとおり、そういった命令調といいますか、不快な思いをした住民の方も少なからずいらっしゃったのではないかと思っております。この表現に関しては大変申し訳なく思っております。

ただ、水道水の給水の状況についてですね、今回を教訓にしまして、もう少し節水の呼びかけ、そして協力のお願いについては、ちょっと勉強させていただきたいなと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

以上になります。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

もちろん、ある意味、危機的な状況だったので、気持ちは理解できます。心配だったのは、やはりこのことによって今、各住区で、悩みの種と言っては語弊がありますけれど、やはり花壇、サルビアの件なのですけれど、やはりそれに今後大きく影響するのではないかなどという懸念があります。農業用水を使ってくださいということなのですけれど、当時は、「じゃあ、どういうふうに使うのよ」と、ただでさえ水やりが負担だというような意見もある中で、このように行政が、こういうふうな話でパンと出してしまうと、「じゃあ、やめてもいいんじゃないの」というような風潮になることがやはりちょっと懸念されていたのですよ。ですので、その辺についても、来年の花いっぱい運動の件もありますので、ちょっと注意して見ていただければなというふうに思います。その辺について、この担当は教育委員会だと思うのですけれど、そのサルビアの件も、今回のこの渇水の対応についても含めてどのように考えてらっしゃるのか、お聞かせ願えればと思います。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦智】

菅原議員の再質問にお答えします。

先ほど生活環境課長からあったように、やはり今回は危機的な状況であったということで、村としましては生活用水の方を優先したことでの措置がありました。そのことが、住区の花壇の水かけの方に大きく影響したことは、教育委員会としても認識しております。

これとイコール花いっぱい運動を即時中止するかどうかということについては、今後まず検討はしていきたいと思いますが、前回の議会の際にも私の方で述べさせていただきましたが、あの花壇の経緯とそれから村の景観というところも含めまして、花いっぱい運動については、個人的ではありますが、村の良いシンボルとなっていることで継続していきたいというふうには考えています。ただ、その継続するにも状況がかなり昔と変わってきているということは認識していますので、継続の仕方については今後ちょっと検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

別に私は、花いっぱい運動に反対しているわけではありませんので、ちょっと懸念されているのかなという感じで思っていますので、よろしくお願ひします。

次の質問にいきます。

3ページ目の渇水の後の、今度、大雨の件を書いてありますが、やはりちょっと気になるのは下水の逆流、下水が流れにくい状態というふうなことが今回も発生しました。それはやはり同じ場所、特定の地域といいますか、そこがやはり毎回、雨が降るたびに流れが悪い、逆流、ボコボコするというような話が耳に入ります。これについて、やはり4、5年前ですか、下水道の長寿命化で管渠更新事業を確か9年でしたか、かけてやったと思うのですけれど、その効果がちょっとどうなのかなと、それとは関係ないことだったのか、その辺も、かなりの金額をかけて長寿命化をやったと思うのですけれど、それについてこの状況をどういうふうに考えているのか、当局の方で。その地域の人は、こここの説明の書きぶりでいくと、「可能な限り水回りのご使用を控えてください」というふうに書いてありますが、ということは、その地域の人は我慢してくれということ、それはどうなのというふうに私は思います。まず何とか解決する方法というのは、当局としてもやはり検討していきますという姿勢を出さないと、どうなのかなというふうに非常に疑問に思いますので、その辺についても併せてお聞かせ願えればと思います。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

菅原議員の下水道の流れが不良な状況の対応について、説明を申し上げます。

まず今回の豪雨ですけれども、朝5時から12時ぐらいまで7時間に80mmの雨がありまし

た。特に朝ですね、7時から9時までの2時間の間には、30mmと非常に強い豪雨があったというふうに認識しております。またちょうど朝ということで、各家庭においては顔を洗ったりとか、家事であったりといった形で、水を使う時間帯と重なったこともあったかと思っております。そういうこともありまして、短時間の豪雨プラス水を使う時間帯での使用量の増加が合わさって、下水の流れの不良に繋がったのではないのかなというふうに考えているところです。

具体的には、村内全域で流れにくい状況があったわけですけれども、特に西2丁目であったり、東2丁目であったり、あるいは北1丁目であったりといったところからも流れにくいというような苦情は多数寄せられております。これが逆流によるものか、あるいは雨水の流入によって詰まってしまっていることによるのかというの、その場所で違ってくるかと思いますが、様々な要因があったのではないかと思っております。これについては、事業者に既にお願いをして、この原因究明も含めてどういった対応をしたらば、より水がスムーズに流れるのかということを既に依頼をしておりますので、それについてはもう少し解決までお時間をいただきたいなというふうに思っているところでございます。

また、数年前に行われた改修工事の影響がどれだけあったのかということに関しては、これまでですね、短時間で豪雨の際の水の流れは以前より良くなっているのかなというふうには感じております。ただこれは客観的に、これだけの降雨量があったときにどれだけ良くなったのかというような客観的な分析は非常に難しいのですが、短時間の間に降雨があったときでも、下水の詰まりというのは見られないこともあったことから、一定の効果はあったのではないかというふうに思っているところでございます。

あと、村政報告で申し上げました、「このような状況では、可能な限り水回りのご使用を控えてください」というような表現でありますけれども、短時間の豪雨の際には、どうしても下水がつまりやすいというのが現状としてございます。確かに議員ご指摘のとおり、すぐに解消に向けて何か手を打てればいいとは思うのですけれども、現実的にすぐの対応が難しいというところもございましたので、今回は可能な限り水のご使用を控えていただきたいという旨で村政報告をさせていただいたと、こういった形になります。

いずれ下水の滯水、そして水の流れの不具合の状況については把握をしておりますので、こちらについては事業者の調査結果を踏まえて、然るべき予算を措置して、具体的に対応を検討してまいりたいというふうに思っているところでございますので、どうかよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

場所は把握しているということで、対策も今検討中ということで、まずそれは引き続き継

続していただきたいというふうには思います。

ただ、特定のところ、具体的に言うと、僕が聞いているのは西 1-4 のところなのですけれど、もう何年もなのですよ、私の知っている限り。今年は、その方はトイレを使えないの八竜の実家の方に行ったということで、そういうように不便がかかっているのは確かなのですよ。その話もかなり前からしていると思うのですけれど、未だ良くなっていないというのがやはり現状なので、ですのでこれについてはやはり同じ大潟村に住んでいて、そこは我慢しなければいけないというの、やはりちょっと行政としても考えなければいけないとだと思いますので、予算もかかるでしょうけれど、可及的速やかに検討して対策の方を練っていただきたいというふうに思います。

それについて、村長の方からも一言いただければ。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再々質にお答えします。

先ほど課長の話にもあったように、今回は短時間に雨が多く降って、それが主な原因になっているということです。

今まで管の改良工事をいろいろ実施してきて、だいぶ流れはスムーズになってきて、長寿命化ということでもなっているわけですが、近年というか、特に今回はその短時間の大雨で、やはりそれが下水にも入り込んでくる状況というのが主な原因になっているかと思います。改良工事をして、そうした雨水も入りにくくしたのですが、さらにそれ以上に雨が多く降ってどうしても入り込んでしまう状況かと思いますが、業者の方に依頼して今調査を始めたということですので、そういった原因をやはり潰していくというか、直していくこと以外にはないのかなと感じています。

いずれにしても、毎回同じ地区が特に滞るということは、やはり村に住んでいる中であまりよろしくないことなので、そういった箇所は特に早く改良するようなことに繋げていければと思いますので、今後、そうした業者の調査を受けた上で具体的にどうしたことができるか、またどういった事業を活用できるかということも含め検討していきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【6番：菅原史夫議員】

いいえ。次の質問にいきます。

次が 13 ページ、体育館の増改築事業についてなのですけれど、今現在、実施設計を進めているということなのですが、この説明でいきますと、令和 8 年度に工事をやって、9 年度にオープンという予定だということなのですけれど、まず要は 1 年間、体育館が使えないとい

うことになりますので、その辺についての村民並びに利用団体への周知はどのようにしていくのかお聞かせ願いたいのが1点と、あと策定委員会の意見交換をやって平面図をもとに意見や要望などが出されましたということなのですけれど、主な意見の内容というのを、差し支えなければお聞かせ願えればというふうに思います。

【議長：丹野敏彦】

教育委員会、宮田教育次長。

【教育次長：宮田雅人】

菅原史夫議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の村民体育館は1年間使えなくなることについて、村民並びに利用団体への周知はどうするかといった内容だと思いますけれども、これについては、一応時期としては秋以降には周知をしたいというふうに思っております。

代替施設が村内にどこがあるか、使えるのか、そういったこともそれぞれの施設を管理する人たちと調整をして、代替として使えるかどうか、その辺も含めて皆さんにはお伝えしていきたいなというふうに考えております。

2つ目の新体育館検討委員会の委員の中でどういった意見がありましたかということなのですけれども、平面図は基本設計の平面図、昨年の基本設計の平面図を使って、まずは説明をいたしました。今回、実施設計の契約をした設計業者さんも入れて、どういったことができるのかといったところと、それについて要望も改めて出してもらっています。例えば、増築部分で新しくトレーニングルームを設置するのですけれども、基本設計での案ではトレーニングルームの中にヨガなどをやる空間も合わせて作るという提案だったのですけれども、そこはやはり別々の方がいいとか、そういった具体的なものも提案としてありました。あとキッズスペースをもう少し広めに取ってもらえた方がいいとか、控え室だったり会議室に使えるような部分も設けているのですけれども、それについて具体的に、もう少し配置を換えたりとかといったような提案や要望などもございました。基本的には、配置などについては概ね賛成する意見が多かったのかなというふうに印象として思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

わかりました。まず村民や利用団体への周知については、例えば大会とかいろいろなものに使う場合にはかなり前から予定が入ると思いますので、今年の秋からと今おっしゃいましたか、秋頃から早めに周知をしていただければというふうに思います。

あと、新体育館の方なのですけれど、大体の設計、大体のレイアウトが固まった時点で、我々の方にも報告、説明はいただけるのかどうか、お聞きしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

教育委員会、宮田教育次長。

【教育次長：宮田雅人】

菅原史夫議員の再質問にお答えいたします。

レイアウトの説明なのですけれども、今実施設計の中で一応平面図は確定いたしましたので、それをもとに説明することは十分可能でございますので、この後、日程等については議会事務局、議長さんと相談をして実施したいと思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【6番：菅原史夫議員】

ありません。

最後の質問なのですけれど、質問ということでもないのですけれど、19ページ、委員会が違うので確認なのですけれど、福祉保健関係なのですが、最後の方の保健センター費で、豆摺り機の購入に対する支援、要は食農推進事業費補助金ということできているのですけれど、予算書を見ると「食と農のまちづくり推進事業」のことなのかなというふうに思うのですけれど、そもそもで申し訳ないのですが、これが何で保健センター費なのでしょうか。今更で申し訳ないのですけれど、何か、味噌を作るのが保健センターなのかなという感じが非常に疑問だったので、すみません、ちょっと教えてください。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋学】

菅原議員の質問にお答えいたします。

今回のこの補助金について、なぜ保健センター費なのかということなのですけれども、この食と農の推進事業については教育委員会だったり、あるいは産業振興課が従前からやっていたわけなのですが、去年、一昨年辺りですか、保健センターの方に管理栄養士の資格を持つ職員の方を採用したということで、そういう食の方に特化したというわけではないのですが、専門の知識を有する職員の配置するところに、その食と農の推進事業が移管されてきたということで、今回、保健センター費の方で予算計上をお願いをしたということとなります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

わかりました。

ということは、もう活動も管理栄養士さんの方が中心になってやって、産業とかその辺に

は特に関係ないというお話なのですか、事業の活動について。ごめんなさい、予算のときに聞けばよかったですけれど分からなかつたので、ちょっとお願ひします。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋学】

菅原議員の再質問の方にお答えいたします。

この食農推進事業についてはプロジェクトチームを庁内の方に作っております。その中では、産業振興課それから教育委員会の方の職員からこのプロジェクトチーム員となつてもらつております。この3課でと言いますか、この事業の方を推進しているところであります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【6番：菅原史夫議員】

ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

3番、川渕文雄さん。

【3番：川渕文雄議員】

ページ数で言いますと、6ページから7ページにかけてでございます。

お尋ねします。消防広域化の素案がまとまつたということですので、消防本部をどこに置くのか。またそうした場合に、大潟分署は廃止になるのか、あるいは人員削減になるのか、その1点だけをひとつお願ひをいたします。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

川渕議員の消防広域化に関するご質問にお答えいたします。

現在、消防広域化について計画の素案が出されたところであります。まず当面の間は、消防本部は現在の男鹿地区消防本部、男鹿市船川港の現在の施設を活用する形でという計画となつております。また、ちょっと時期ははつきりとはわからないのですが、近い将来、消防本部は潟上市に移転するということで、そういう計画内容となつております。まだ時期ははつきりしておりません。

大潟分署につきましては、この消防広域化の計画の中では、広域化直後は現在の湖東地区、そして男鹿地区ともに全ての分署はそのまま残す予定でありますが、広域化後に10分署から8署所、そして20年以内に7署所に、だんだんだんだん統廃合していくような計画となつております。ただその中では大潟分署は引き続き、大潟分署のまま存続をするというような計画の内容となつております。

また配置職員数についてですけれども、広域化直後は現在の職員数を維持する計画であります。今後、周辺人口の減少等を踏まえまして、計画の中でだんだんだんだん分署の数も減ってまいりますので、そういった中で全体としての消防署の職員の人数は減らしていくような計画となっております。ただその中で、大潟分署の職員数が具体的にどうなるのかというのまだちょっとはつきりしないところですが、全体の枠組みの中では署所の減少に伴って職員も減少していく、ただ、必要な分署に対して必要な人数はきちんと配置をして、そこの地域に必要な消防力は維持するというような計画と伺っておりますので、安心してよろしいのかなと思っております。どうかよろしくお願ひします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

【3番：川渕文雄議員】

いえ、終わります。ありがとうございました。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

10番、大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

10番、大井圭吾です。

9ページ、10ページの脱炭素先行地域事業について質問したいと思いますが、この事業につきましては、私、昨年来から議員につきまして、なかなかもみ殻バイオマスボイラーが想定したとおりに稼働しないということで、大きな問題でずっと続いてきたかと思いますが、今年に入りようやく順調に稼働できるようになっているところで、大変私も安堵しているところですが、これから寒いシーズンを迎えるボイラーの稼働率も高くなってきて、いよいよこのボイラーの本領が発揮されるだろうと期待しております。

そもそも、この脱炭素先行地域事業は、環境省の公募に村が手を挙げ、村の申請内容が評価されて採択されたものだと理解しておりますが、5年間にわたって事業費の3分の2の交付を令和4年度から受けているというふうに理解しております。令和8年度で5年間の交付が終わりになるということで、最終的にはその5年間を総括して次のステップに進むということになると思いますが、令和9年度以降、この投資したインフラを維持して村の自然エネルギー100%の取り組みを継続していくものだと思いますが、今後9年度以降はどのような展望を村の方では抱いておられるのか。

また、当初の計画から変更してきているものがいくつかあるのか、そういうものを伺いたいのと、併せて9年度以降、全く交付金や補助金のようなものを受けれる可能性というのはもうなくなつて、独自に村でやっていくのか。その点を何か村の方で検討されているかというところを伺いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

大井議員の脱炭素事業に関する質問にお答えします。

まずこの脱炭素先行地域事業については、それぞれいろいろな事業を組み合わせる形で認定を受けて、今はその事業を進めているところです。これがまず令和8年度で終了する予定として今進めておりまして、主には公共施設中心に、太陽光発電であったり、また地域熱供給、温泉やホテルも含まれるのですが、準公共的なそういうところへの電力供給であったりとていうこと。後は省エネですね、LED化だったり、電気自動車だったり。あと民間の部分として大きいのは各家庭の太陽光発電の設置ということになります。今回は主にそういう意味では、公共施設、また公共的な役割の施設中心の、村の中としてはですね、そういうところへの脱炭素の導入というようなことになるような事業になると思っています。

この令和9年以降ですが、来年も、今年度もさらに各家庭での太陽光発電設備の設置についてはまだ応募を受け付けますので、そういうものを今年これからも、また来年度いっぱい継続することになりますし、この事業が終了した後、どういった形で国の補助が受けられるかというのもあるのですが、村としては、それ以降は民間での広がりを進めていかなければなども思っております。

また今、電気自動車についても、軽トラも確かに販売されたのかなと伺っていますし、そうなると農家が、例えば軽トラで田んぼ行って、田んぼで太陽光パネルでその間充電するとかということもできるでしょうし、いろいろな形で今回の取り組みがさらに広がるようなことに繋げていければなと思っております。

いずれ、いろいろな技術が進んだりしてきている中で今回の大雨、さらにはその前の干ばつを含めて、やはり気候変動というのは、炭素が、要は地球温暖化は二酸化炭素が増えたことが大きな要因だと思っていますので、それをできるだけ減らしていくということは自治体のみならず各個人、また世界共通の大きな課題だと思うので、ぜひそうしたことに積極的に村としても取り組んでいきたいと思いますし、それはこの事業で終わりではなくて、村が掲げる自然エネルギー100%の村づくりということに繋げていきたいと思っていますので、今後もいろいろな国の事業を活用しながら進めていきたいと思っています。

まだ具体的に何というものはないのですが、まずは今回の脱炭素事業をしっかりと終えて、次に繋げるようにしたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

そうすると9年度以降は、民間の株式会社オーリスを中心に事業をしてもらうと、村の方からはちょっと手を離れるというか、会社の方に事業中心を担ってもらって、基本的には補助

事業もなくて単独に回していくようなものを目指していくという理解でよろしいのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

大井議員の再質にお答えします。

少し説明不足でしたが、この脱炭素事業で導入した設備の維持管理についてはまずオーリスが継続して行なっています。それは先ほど言ったように、熱と太陽光パネルを中心に継続していくますが、各家庭であったり各事業所が今後新たに導入することについてはオーリスが実施主体になるようなことは今のところ想定していません。それぞれが設置するようなことになると思っています。今回も各家庭への太陽光パネル設置は、この脱炭素事業の補助金を村が受けて設置者に補助する形をとっていますので、そういう形が今後はなるのかなと、オーリスはあくまでも今回設備導入した太陽光パネルと熱供給のボイラー関連のそうした施設を運営していくということになろうかと思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

いろいろな事業が絡んだり、いろいろなものが絡んだりしてわかりづらい部分とかもあって、ちょっと今、僕も自分の方でも整理しなければいけないというふうには思ってはいるのですが、いずれにしても8年度で5年間のスパンの補助が終わるということですので、9年度以降の展開については、先に先にというふうに考えているとは思うのですけれど、そこら辺を広い目でやっていただきたいというふうに思っていますが、そのところをもう一度伺いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

大井議員の再々質にお答えします。

先ほども話をさせていただきましたように、今回の脱炭素事業というのはいろいろな事業が組み合わせる形で、主には公共施設の省エネであったり、太陽光発電設置や、熱供給というようなことで、さらに電気自動車も導入しますが、それは公用車に限る形です。

一部、太陽光発電の各家庭への設置ということがあるのですが、まずこの脱炭素事業が終わった後、さらに村の中で脱炭素を進める上では、各家庭や農業関連での利用ということが今後求められていきますので、こうしたことについては新たな補助事業とか、新たな展開ということが必要だと思いますし、その折に、9年度以降どういった事業が、各家庭や農家が

使えるようなこうした脱炭素の関連事業があるかというのは村としても調べながら、それぞれ情報提供して活用できるようにしていきたいと思っています。

いずれ今回、主には公共施設でこうした大きな事例を作つて、今後は民間に広げるようなことで、大潟村全体の脱炭素を進めるということで、将来的には100%自然エネルギーの村とということに結び付けたいと思いますので、どうかよろしくお願ひします。

以上です。

【10番：大井圭吾議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

4番、黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

4番、黒瀬友基です。

2点ほど質問させていただきます。

これまでの質問にやや重複する部分もありますが、1点目として3ページにあります大雨と下水の件になります。

先ほど原因等は一応お聞きしまして、うちも以前は結構頻繁に雨が降ると下水が流れにくくなる状況になっていたのですけれど、今回久々だったかなというふうには感じております。徐々に改善はされているのでしょうかけれども、やはりどうしてもそういう事態が起ころうかなというふうに考えております。

今回、先ほどもありましたけれども、「可能な限り水回りのご使用を控えてくださいますよう、ご理解とご協力を」という話になっていますけれども、村政報告ではそのような話ですけれども、今回、直接村民の方への説明等がまずあったのかという点をお伺いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

黒瀬議員のご質問にお答えいたします。

豪雨対応、9月2日の豪雨におきます村民へのそういった下水の流れの周知等につきましては、今回は行っておりません。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

わかりました。やはり今までより回数が減ってるだけに、意外と聞こえてくるというか、

どうしてなんだろうみたいな話がありまして、ただ、大雨が降って下水が流れにくくなるという話は別に大潟村に限った話ではなくて、出ている話かと思います。そういう点で、もちろん先ほどもあったとおり、改善を続けていくというのも必要ですし、どのように改善してきたか、これからどう改善していくかも含めてなのですけれども、それとともに、やはりそういうことが起こり得るという話の中で、ここ辺りを丁寧に、一度村民の方に伝えてもいいかなと思っています。そういうことを広報ですか、ホームページですか、そういったところに、いつがいいのかというのは、大雨がいつ来るかわからないのであるのですけれども、これから台風の時期なのか、それともすぐにということが難しいのであれば、例えば来年の夏の大雨等が起こりうるその直前ぐらいの広報ですか、そこ辺りに向けて、例えばそのどういった対策をとればいいのか、あとは先ほどの繰り返しになりますけれど、村としてどのような対策をしているのか等含めてですね、ちょっとそこ辺り丁寧な広報等をしていただきたいなと思うのですが、その点いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

黒瀬議員の再質問にお答えいたします。

豪雨時の災害対応に対する広報・啓発という部分に関してですが、今回の大雨の下水の流れの不具合も含めまして、来月の広報ですね、その内容についてどういった状況だったのか、そしてこれから起こりうる場合にどうすべきなのかということも、今議員おっしゃった内容も含めまして検討して、広報に掲載する予定で今準備を進めているところでございますので、どうかよろしくお願ひいたします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。準備をしていただいているということですので、ぜひそれをしていただいて、ホームページ等などにも継続して載せていただいて、例えば来年以降もその時期になればトップページに近いところに載せるだとか、LINE等でお知らせするだとか、継続してやっていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

答弁はいりませんので、次の質問に移らせていただきます。

続いて13ページの、体育館増改築に関して質問させていただきます。

先ほどの、すみません、繰り返しになる部分もあるかと思いますけれども、やはりその令和8年度使えないというところについて、村民の方からちょっと懸念等も聞こえてきている部分ではあります。この代替施設として村内は限られると思うのですけれども、具体的に先ほどちょっと質問あったので、もうちょっと具体的な話をさせていただくと、小中学校、学校の体育館等の開放というのをされないのでしょうか。その点、1点教えてください。

【議長：丹野敏彦】

教育委員会、宮田教育次長。

【教育次長：宮田雅人】

黒瀬議員の質問にお答えします。

体育館が使えなくなる期間の代替施設について、小中学校の体育館は使えないのかという質問ですけれども、基本的に小中学校の体育館は、おそらく使えないだろうというふうに我々は考えております。ただ学校との打ち合わせ等はまだ経ていませんので、そこは変わるかもしれませんけれど、おそらく使えないだろうなというふうに見込んでおります。

その理由なのですけれども、まず平日は授業が入っていますので、あと午後の時間帯も部活だったり、あとはスポ少だったりで既に使っておりますので、そこは当然優先されるべき使い方ですので、そこを譲ってもらうという考えはありません。土日なのですけれども、やはり部活だったりスポ少だったりの使っている時間がありますので、そちらを優先するということになると、残っているのがどれくらい空きがあるのかという話になってくるかと思いますので、そこは学校との調整になりますが、学校の都合もありますので、それを合わせると1週間の中でも使える時間というのは限られてきて、おそらく日曜日のうちの何回かという程度のレベルになるのではないかというふうに見込んでおりますので、その範囲内で貸せるのか。

あと、学校施設、体育館だけを区切って、学校の部分の方には侵入できないような形としてどういった方法が取れるのかなどを相談、検討した上で、貸すか貸せないかの判断になると思いますので、仮に貸せるとしても数少ない時間だけというふうになるのかなというふうに、今のところ見込んでおります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

わかりました。もちろん学校は子どもたちの利用が大前提、優先という形ですけれども、夜間ですか、土日、部活動等も活動休止日等あると思いますので、そういった中では使える部分もあるのではないかと思います。

使いにくいという話ではなくて、1年間に近い期間、体育館が使えないわけですので、その期間どうするか、どうできるか、どう村民にサービスを提供できるか、どうやったらやれるのかというところをまず大前提にやっていただいて、その中で制約をという話であればいいのですけれど、「難しい」からスタートするのではなく、その点は学校の体育館に限らず、村民のサービスをどう維持していくかという点を第一に考えていただきたいと思うのですが、その点を改めてどのように考えておられるか教えてください。

【議長：丹野敏彦】

教育委員会、宮田教育次長。

【教育次長：宮田雅人】

黒瀬議員の再質問にお答えいたします。

今おっしゃられた点については同感でございまして、おっしゃるとおり、まずどういうふうに、できる限りのサービスというか、使えるような、あるいはどうしたらその分、全部は無理だとは思うのですけれども、どれぐらいできるのかというところ、そこは大前提として共有していきたいと思います。

以上です。

【4番：黒瀬友基議員】

以上で終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

5番、松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

5番、松橋拓郎です。

私からは大きく3点質問いたします。

まず11ページです。度々申し訳ないのですが、ローイングの件について、「3年連続合宿するチームや、新たに競技を始める中高生、ここ数年にはない賑わいが見られた」という表現もあります。私もそのように感じていました。

それで何度か申しあげたのですが、この盛り上がりをもうちょっと裾野の部分といいますか、村民全体に広げていくにはどうしたらいいのかということをいつも考えているのですが、やはり競技そのものにもっと親しんでもらうためにはどうしたらいいかというところで、サマーレガッタにもっと出てもらうのがいいかなというふうに思っております。それに関してはローイングクラブでもっと人を集めればいいじゃないかと言われたらそこまでなのですが、当局としてもローイングを普及発展させていきたいという意向があると思いますので、そういう観点で質問いたします。

やはり親しんでもらうというところでいくと、大人もそうなのですけれども、子ども達に親しんでもらうのが近道かなというふうに思っておりまして、今、中学校でボート教室をやっております。学校現場でもカリキュラム等の余裕がなく、なかなか時間を割いていくのが難しいということはお察しいたしますが、ボート教室の今後のその予定ですね。今年の場合ですが確かに、昨年2年生3年生がやって、1年生がやってないので、今年はやっていない2年生がやりましたみたいな、3年間に1回はやるみたいな形だったのですけれど、これも毎年必ずやるようにしていきたいですとか、あるいはこの3年間の中で1回は漕いでもらいたいですとか、何かそういう予定というのはお考えがありますでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦智】

松橋議員のご質問にお答えします。

中学校におけるボート教室の件だと伺いました。昨年度は、その前の年やつてはいなかつたということで2年・3年生、そして今年度は2年生ということで、2年生のときにカリキュラムの中に入れてもらってこれから毎年組んで、村民が必ず体験できるようにというふうな計画にしていきたいというふうには考えています。

また、この中学生のボート教室の前後においても、地域おこし協力隊の方で村民向けのボート教室ということで、エルゴメーターで体育館で行ったり、また実際に水路の方で行うというようなことも計画し、幅広く体験できるような計画を今年度はしています。

来年度以降も体験が一度ならず二度三度と、1年間の間にできるような形でいければいいかなというふうに考えています。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

承知しました。再質問というわけではないのですが、中学生がサマーレガッタに出てくるようになる、あるいはそこを想定していくとなった場合には、学校の行事等を踏まえて、サマーレガッタの日程を設定するなど、そういったこともできてくると思いますので、これまであまりそういう観点はなかったのですけれども、そういった部分で今後も皆さんが出やすいような大会にしていけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。

12ページです。押尾川部屋の大潟村合宿です。

昨年60周年記念事業の一環として行われたというふうに認識しております。今年も2年連続の開催ということで、来場者数も多かったですし、大きな賑わいになったと思います。

それで質問の意図としては、もう来年以降やらないと言われればそれまでなのですけれども、安定的な人手ですとか、あるいはそのお金の面ですとか、安定的な運営を続けていくためにはどうしたらいいかというふうな観点を持っておりまして、まずお伺いしたいのですけれども、今回、実行委員会と地域おこし協力隊が主体となったというふうにおっしゃっていたのですけれども、地域おこし協力隊がこの事業の主体になった経緯というのを教えていただけませんでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

松橋議員のご質問にお答えします。

ご質問のとおり、昨年度は創立 60 周年記念事業の協賛として、村も補助金を出しながら関わってまいりました。

今年度については地域おこし協力隊が実行委員会とタッグを組んでといいますかね、やつたわけですが、これ地域おこし協力隊が主体となっていただいた経緯については、やはり一度やってみて、事業が非常に地域を盛り上げる要素として効果的であったということの観点から、地域おこし協力隊の皆さんにご協力をいただいて企画運営をしていただいたという経緯がございます。

ただし、合宿期間中の手伝いであったりということで、かなりの職員が土日を含めて勤務をして、その辺は任せっきりということではなくて、一緒にやったというふうに感じております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

承知いたしました。

おそらく昨年の 9 月議会でも、来年以降もやるのですかという質問をさせていただきまして、そのときは「実行委員会次第なので、何とも言えません」という答弁だったのですけれども、改めてお伺いしたいのですが、これはもう今後ぜひ続けていきたい、あるいはちょっとわからないですが、何か今後の見通しというのは、現段階ではどのようにお考えですか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松橋議員の再質にお答えします。

押尾川部屋の大押尾親方は、大潟村の応援大使をやっていまして、そういう繋がりもあってこの合宿が昨年初めて行われたということです。

村では応援大使の委嘱をして、今 19 名ぐらいいまして、今ですが、その応援大使の方がたまに村に来てくれたりということもあるのですが、いろいろな情報交換をそのときするのですが、全て旅費は本人持ちで来てくれたり大変ありがたいのですが、せっかく委嘱しても、何かそれで終わってしまっているようなところがあって、ちょっともったいないなとは思つていて、村に来るときは旅費・宿泊費ぐらいは村で持ったり、もし何か事業提案があればそれを一緒に作っていく、そういうことも今後検討してもいいのかなと思っています。

今回の合宿をそういう視点で捉えると、応援大使である押尾川親方が村で合宿するとき、ある程度、村としてもともにその合宿を盛り上げていくというか、行っていくということでの支援を、村民の実行委員会とともにやっていくという組み立てというか、そういうことも考えられるのかなと思っているところで、まだ具体的には詰めてはいないのですが、応援大

使をもっと、お互いに活用するという言い方は変ですが、応援大使にも大潟村を盛り上げてもらうためにも、一緒に取り組む事業であったり、または応援大使から話を聞く機会をもっと増やしていくようにできればなとも思っていますので、どうかよろしくお願ひします。

具体的にはまだですが、そういった視点でも捉えていたらと思ってますので、どうかよろしくお願ひします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

承知いたしました。

記念事業からもう1年やってみてというところで、いろいろ課題も見えてきたかと思います。

それで、私自身もちろん、見学者の方々もいっぱいいらっしゃいましたので、大潟村の認知にもなったと思いますし、村内事業者への経済効果もあったと思いますし、あるいはその応援大使の方が実際に活動してくださるということで、本当に素晴らしいことだというふうに私自身思っています。

ただ、運営に関して、本当に持続性がある形でできるのかということはやはり懸念しなければいけないかなと思っていますし、具体的に言いますと、「協力隊の方々主体」とありましたけれども、続けていくことで職員の方々の負担になつていかないかですか、あるいは「多くの寄附やご厚意により運営することができました」というふうにあるのですけれども、これも続けていった場合に、同じ人が毎回寄附するような状況にならないか、寄附金を集めような方がちょっと負担にならないか、そういうことを考えていかなければいけないのかなというふうに思います。今回、私は毎日行ったわけではないのですけれども、車ですね、路上駐車で長い列ができてちょっと道路が少し塞がってしまったようなこともありましたし、考えるべきことはいっぱいあるかなと思うのですが、ちょっと具体的に、資金面でクラウドファンディングも活用していましたけれど、これを例えれば、来場者の方に交通整理が必要なのでスタッフの方の入会費が必要ですとか、あるいは運営に役立てたいという形で、丁寧な説明をして入場料を取ったりとか、そういうことというのはこの事業としては可能なのでしょうか。

ちょっとその辺のお考えをお伺いしたいです。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

松橋議員のご質問にお答えします。

今年度2回目でしたけれども、非常に盛り上りましたけれど、運営面においては財源の

確保ですね、そういう面で大変な苦労があったというふうに認識しております。

来年度以降ですね、これを仮にやるというふうになった場合においては、先ほど村長の方から答弁がありましたけれども、いろいろなやり方を考えながら、応援大使の活動費として捉えながら、ある程度の関わりを持っていくというようなことで、運営面においての、特に費用ですけれども、それらの課題解決にはちょっと検討の余地があるというふうに感じております。

またご提案の、今年でいくと概ね 2,100 人の方がみえていますけれども、その方々から何らかの入場料、あるいはそういう類のものでご協力をいただくという面については、それをやるにしてもまたいろいろな課題が多分あるのだろうなというふうに考えております。まだ具体的にそういうものは検討しておりませんので、どういった課題があるかはまだはつきりしていませんけれども、いずれにしてもこれを継続するにあたっては、関わっていただいている実行委員会、あるいは寄附をいただいている村民の皆さんはじめ事業者の皆さん、それと村がどう関わって運営費を捻出していくかというようなところの課題は十分に検討した上でやっていく必要があるのだろうなというふうに思います。

またもうひとつはスタッフですね。運営期間中のスタッフ、この協力も職員だけでやるというのは、今年、村民の方のご協力をいただいていますけれども、職員にも大分負担がかかっているというふうに思っております。その辺の課題もあるというふうに思っております。課題の解決の糸口はまだ全然掴めていないわけですけれども、続けるにあたっては、そういうものをできるだけ軽減した上でやっていかなければ、継続性はないだろうなというふうに思いますので、その辺は検討をしてみたいというふうに思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

次の質問に移りますけれども、その前に今の件に関して、「負担」という言葉を先に使ったのは私なのですけれども、せっかく来てくださる方々にこちらが負担を感じているように見えてしまうのもあまりよくないかなというふうに思いましたので、そこは安心して来ていただけるような体制を今後作っていけたらいいのかなというふうに思いました。

次の質問に移ります。

質問といいますか、ちょっと簡単な確認なのですけれども 15 ページのアメリカシロヒトリの被害ということで、これ普通に考えると樹木の食害のことではないかなと思うのですけれども、説明の中で「被害」としか書いていなかったので、どんな被害なのかなと、ちょっとそれがわからなかったということがあるのですけれど、これはこども園ですとか小中学校周囲ということも説明ありましたので、例えば、もしかしたらちょっと皮膚についてしまって痒みとか発疹が出ている子どもがいるとか、そういうことも含めて被害なのか、単純に樹木の

食害なのか、そこの確認をしたいなと思いまして。

よろしくお願ひします。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東寛】

松橋議員のご質問にお答えいたします。

アメリカシロヒトリ、通称アメシロ関係の被害ということですけれども、村政報告の中には「被害」という形で書いたのですけれども、子どもたちへ付着したことによっての被害ということではなくて、あくまでも農作物等への防除のためのものでしたということです。これまで、この村政報告にも書いておりますけれども、6月から7月にかけて一度防除をしていますけれども、昨年、今年と稻刈り前に大量に発生しているという状況がありますので、この後、来年度以降になりますけれども、住民の方々にもそういうところを注意して、できるだけやれるところは住民の方々からも協力してやっていただきたいということで周知などをていきたいという意味での内容として書いたものでありますので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

主に農作物の被害およびそれを心配して防除するということで、そのように理解いたしました。

これで質問を終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

9番、三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

9番、三村敏子です。

1点質問いたします。

先ほどの松橋さんから質問があつたアメリカシロヒトリのことですけれど、子どもたちに被害がなかったということで、大変よかったですとは思いました。

そのアメリカシロヒトリ、「今後は対策の周知・啓発を含め、検討を進めてまいります」ということですが、近年、アメリカシロヒトリの防除をしますというチラシとか、ちょっと自分では見かけていなかったので、防除していないのかなと思っていたのですけれど、これを見ると総合中心地に近い防災林、こども園、小中学校、生態系公園内などの樹木に駆除作業と、駆除作業というのがどういう作業なのか。農薬散布の場合は住宅地内とかはお知らせしないといけない法律になっていますので、そのお知らせ。この駆除作業というのは、そうす

ればお知らせがなかったということは、どのようなやり方をされていたのかということと、今後どういう対策、周知・啓発を考えられているのかというところを教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東寛】

三村議員のご質問にお答えいたします。

アメリカシロヒトリの防除の関係ということでの質問だと思いますけれども、基本的に産業建設課の方で全て被害状況確認をして業者さんに発注という形ではなくて、それぞれの施設を持っている方々の管轄のところで、シルバーさんだったり、業者さんにお願いしているということもありますので、全てにおいて周知されているかというのは、ちょっとこちらでは把握はしておりませんが、産業課の方でやっているのはカントリー公社さんと園芸団地から道村大川線に行くところの樹木に毎年殺虫剤を散布していますので、その防除をしているということを三村さんもご存知だと思いますけれども、行っているということあります。あとその他には、西5丁目の方の防災林のところについても、一部その被害が出ているということで連絡ありましたので、そういうところについては、昨年も今年も防除しているということでございます。

この後の、住民に対する駆除の方法ということなのですけれども、私有地につきましてはこちらではどうすることもできませんので、やはりそこは先ほども申しましたように、住民の方々からそれぞれ適切に処理していただければということで、村の方でそこまでやるということはできませんので、そういう形で、毎年のことになりますけれども、アメシロが出てくるので対応をよろしくお願いしますという形での周知といいますか、そういう形をしていきたいということで今考えを持っているということでございます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

アメリカシロヒトリは毒がなくて人体に影響はないのですが、アレルギーのある方は痒みが出たりする場合もあるということです。

本当に多くアメシロがついていました、今年。自分の畑にもついたのですけれど、大豆と長芋について、アメシロは発生初期の段階は巣を作つて集中しているので、もう本当に集中しているので、その段階で切り取つて私はもう潰したのですけれど、ネットを見ましたら、会津若松市では最も効果的な方法として発生始め、まだ巣の中にうじやうじやいるとき、広がっていく前の段階で高枝切りばさみで切つて、可燃ごみ、燃やせるごみに出してくださいというのが出ていまして、この会津若松市では高枝切りばさみを無料で貸し出しますという

ことがこのホームページに載せてありましたので、こういうような取り組みも非常に効果的ではないかと思います。

それから、長野県の農薬適正使用について、住宅地における農薬使用というのは事前に使用する前に、周りに周知しないといけないということ、それが個人であっても隣近所に周知しないといけないという法律になっていますので、そういうところの村民へのお知らせとか、それから、散布する日時等にすごく配慮が必要ということを、特に子どもたちの通学時間とか、通学場所であるとか、農薬散布によって影響を受けるであろう人たちへの周知、農薬を適正に使用するにあたって法律で決めてありますので、そういうところをきちんとお知らせした上での対策、周知・啓発を進めて、検討された上で周知しなければいけないかと思いますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東寛】

三村議員の再質問にお答えいたします。

三村さんの中でもお話あったように、他県で枝切りばさみ等を貸し出ししているということですけれども、確かに住区内でも高いところがありますので、それを個人で例えば脚立を持ってやったりするのも危険でしょうし、そういうことがあるとすれば、こちらでちょっと検討してみたいなと思います。

それと実際、住区内で散布する際の周知なのですけれども、それも先ほどお話されたような形で、隣近所もしくは業者さんにやる場合は、そこら辺はちゃんと告知するようにという形で今後もやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【9番：三村敏子議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

1番、松本正明さん。

【1番：松本正明議員】

1番、松本正明です。

私から1点だけお聞きします。

2ページの、大雨による被害状況ということで、最近やはり24時間降水量が100mmぐらいを超えてきて、昨年、私もちょっと質問をしましたが、内水氾濫の可能性があるということで、水位計を入れて調査をして、今年中ですか、それで大体排水状況等の調査をしているということですけれど、場所は何箇所かあったのでちょっとお伝えしたいのですが、総中内においてはなかったかもしれません、排水の側溝で、両側に側溝が入っているところで片側

はもう満水状態、片側は水がないみたいなそういうところもありましたし、南側の格納庫団地ですね。要はカントリーさんの北側の方の道路というか、浄水場の前、農協資材とかあの辺りの道路の辺りですね、北側の方のU字溝がずっと満水のまましばらく水が引いていなかったという状態があったのですね。こちら側からいくと、今この役場の横を通ってカントリーさんの方に向かっていくところ、道路を超えてカントリーさんに行くところの右側の側溝には水がそんなに溜まっているのですけれど、左側の格納庫団地側は水がずっとたまっていたと、この原因は何なのかなというところ。これによって排水がどこかで詰まっているのか、そういったところもあったと思いますし、結構そこら辺で道路までかなり水が上がってきましたので、そういった排水対策、ある程度排水がされているところとされていないところというのが何か混在しているというのがありますので、これから大きな雨が降って、9月の頭のような雨が降って、そういう現象をまたもう1回見るということは多分ないと思いますが、ない方がいいのですけれども、そこら辺も一応調査した方がいいのかなと思いますけれども。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

松本議員の大雨時の排水の対応について説明を申し上げます。

議員承知のように、本年度、村内6箇所に水位センサー付けておりまして、その結果を見ましたらば、大体雨が止んだらば3時間ぐらいでかなり、最高水位の半分以上は引いておりましたので、総合中心地内の側溝の排水能力については一定の能力は有しているのかなと思ったところでございます。

ただ、議員おっしゃるように、議員ご指摘の場所、そして例えば北1丁目の中学校グラウンドの北側であったり、土地改良区の西側であったりといった滞水しやすい箇所があるのも事実でございまして、その部分について関しましては、担当に、降雨時にまめに回ってその箇所を確認して具体的な対応を考えていきましょうということで、課内では情報共有しながら検討を進めているところでございます。

また併せて、格納庫団地や育苗団地の脇の側溝といいますか、排水路につきましても、年次計画を立てて今改良をいたしまして、滞水箇所がないように努めているところでございます。

今年度、今回雨も降りまして、これからどれだけ降るかわかりませんけれども、いずれ側溝の箇所もまめに調査いたしまして、優先順位をつけながら排水が効率的に行われるよう改良等、検討してまいりたいというふうに考えているところでございますので、どうかよろしくお願ひいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松本正明さん。

【1番：松本正明議員】

大体場所がわかつてきて調査できるということですので、やはり去年も申し上げましたけれども、時間の降水量が本当に半端なく、今まで想像した以上に、今回時間 40mm ぐらいでしたけれどもやはり 100mm、隣町では 24 時間降水量 200mm を超えていますので、いずれこういう現象が大潟村でも起きうると思ってですね、早急にそういったところを調査し、排水が滞りなく排水されて、内政判断を起こしていくと、やはり低いところですので格納庫の中に入ったり、住宅床下に上がったりと、あまり考えたくはないのですけれどそういうことも起こり得るとして調査していただきたいと思います。

答弁はいらないので、これで終わります。

【議長：丹野敏彦】

ほかに質疑ございませんか。

ほかに質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、日程第 10、「令和 6 年度大潟村決算特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第 5 条第 2 項の規定により、「令和 6 年度大潟村決算特別委員会」を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

引き続いて、特別委員会の委員の定数についてお諮りします。

委員会条例第 5 条第 3 項の規定により、11 名にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、特別委員会の定数は 11 名に決定いたしました。

お諮はかりいたします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、私を除く 1 番から 11 番までの議員 11 名の皆さんを指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、私を除く 1 番から 11 番までの議員 11 名が、特別委員会の委員に決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第 43 号から議案第 50 号までを会議規則第 39 条の規定により、各常任委員会及び特別委員会へ付託することに、ご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって議案第 43 号から議案第 50 号は、お手元に配付しております「議事日程第 2 号」のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び特別委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

(午前 11 時 41 分)

令和7年第5回（9月）大潟村議会定例会【第12日目】

1. 開議日時 令和7年9月19日（金）午後3時00分～午後4時19分

2. 会場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1番 松本 正明	2番 菅原アキ子	3番 川渕 文雄
4番 黒瀬 友基	5番 松橋 拓郎	6番 菅原 史夫
7番 斎藤 牧人	8番 松雪 照美	9番 三村 敏子
10番 大井 圭吾	11番 工藤 勝	12番 丹野 敏彦
計12名		

4. 欠席した議員の氏名（敬称略）なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村長 高橋浩人	副村長 小澤菜穂子
教育長 三浦 智	代表監査委員 佐々木秀樹
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教育次長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程別紙のとおり〔議事日程第3号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第43号 村道路線の認定について

議案第44号 令和7年度大潟村一般会計補正予算案

議案第45号 令和7年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案

議案第46号 令和7年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案

議案第47号 令和7年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案

議案第48号 令和6年度大潟村歳入歳出決算認定について

議案第49号 令和6年度大潟村簡易水道事業会計の利益処分及び決算認定について

議案第50号 令和6年度大潟村公共下水道事業会計の利益処分及び決算認定について

議案第65号 令和7年度大潟村一般会計補正予算案

議案第66号 令和7年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案

議員派遣の件

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただ今の出席議員数は 12 名であります。

これより本日の会議を開きます。

これより、お手元に配付しております議事日程のとおり進めてまいります。

会議規則第 39 条の規定に基づき、各委員会に付託いたしました議案等について、会議規則第 77 条の規定に基づき各委員長から審査報告書の提出がありました。

会議規則第 37 条の規定により、日程第 1、議案第 43 号から、日程第 8、議案第 50 号までを一括議題といたします。

はじめに、総務福祉教育委員会に付託いたしました、議案第 44 号の関係部分及び議案第 45 号についての審査の経過と結果について、総務福祉教育委員長の報告を求めます。

なお、各委員会に付託いたしました議案等につきましては、各委員長報告の後で採決いたします。

総務福祉教育委員長、8 番、松雪照美さん。

【総務福祉教育委員長：松雪照美】

8 番、松雪照美です。

令和 7 年第 4 回大潟村議会定例会において、当総務福祉教育委員会に付託のあった議案について、審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、総務企画課部門から審査を行いました。

議案第 44 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「企画費備品購入費での 173 万 4,000 円の内訳は。」との質問に、「生態系公園備品についての購入予定費になる。内訳は、樹木破碎機、エンジン式チェーンソー、バッテリー式チェーンソー、チェーンブロック、エンジンポンプ等の計 7 品目となる。」とのこと。委員より「北 1 丁目既存歩道の今後は。」との質問に、「当面は現状のままとなる。工事予定はない。」とのこと。委員より「生態系公園の今後の管理は。」との質問に、「現在はむつみ造園から、現状 9 名の村民有志の個人業務委託管理となっている。」とのこと。委員より「倒木で交通障害などが発生した際は、樹木管理担当の産業振興課の業務になると思うが、例えば休日など同課の職員が不在の場合は、村民有志の方に連絡を取ることになるのか。」との質問に、「生態系公園の管理はあくまでも村の管理となる。倒木等の場合は、主管課である産業振興課が専門業者へ依頼をする。軽微なものであれば職員が対応して排除するが、人手を要する場合には、現在の管理従事者に依頼することも可能ではある。」とのことでした。

次に、福祉保健課部門の審議に入りました。

当局の説明の後、審査に入り、委員より「豆摺り機の利用状況は。問い合わせ先は。」との質問に、「これまで豆加工の会の把握となるが、今回補助を行うことで、実施計画書や報告書の提出後、状況の把握ができると考えている。」とのこと。委員より「若い世代への技術継承は。」との質問に、「きらきら塾の親子豆腐づくり教室等、子どもたちへ教育的な面からも活動する。」とのこと。委員より「冷温水発生機溶液処分委託料 99 万円の内訳は。」との質問

に、「特別管理産業廃棄物となり、県内に廃棄場がないことから、仙台まで運搬しての処分となる。」とのこと。委員より「溶液の再利用はできないのか。」との質問に、「今回は、再利用はできない。保守の委託業者に調査依頼をしたが、可能性としては、冬場に循環している不凍液が停電によって凍結し、結露も発生したため、溶液に混入した形跡がある。可能な限り修繕等を行い、今後の再発防止に努めたい。」とのことでした。

次に、議案第45号「令和7年度大潟村健康保険事業特別会計補正予算案」の、福祉保健課部門について、当局の説明の後、質疑に入りました。

質疑・討論ともになく、議案第45号「令和7年度大潟村健康保険事業特別会計補正予算案」は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」の教育委員会部門の審議に入りました。

当局の説明の後、審査に入り、委員より「干拓博物館受付業務委託料91万7,000円の内訳は。」との質問に、「当初3名だった会計年度任用職員が3月末で1名退職し、その不足部分を業務委託などで補充したい。」とのこと。委員より「業務委託には学生アルバイトもいるのか。」との質問に、「業務委託での契約者は現在4名で、3名が一般の方、1名が県立大の学生である。いずれも村内在住である。」。委員より「業務委託の方の賃金はいくらか。また、将来的には受付業務を無人化にして、券売機やロボットで対応するなど考えてみては。」との質問に、「業務委託料は1時間1,000円となっている。無人化に関しては、今後は無料期間中に限っては、人数を自動計測できる装置の設備設置も検討していきたい。」とのこと。委員より「会計年度職員の業務と違い、業務委託の方の仕事内容は。」との質問に、「受付業務と資料整理等の雑務である。」とのこと。委員より「人件費は上がっても、現在職員が担っている仕事内容のハードさを考えると、働き方改革が叫ばれているこの時代、早急にシフトの改善など対処していただきたい。」とのことでした。

次に、関係各課が入場した後、討論に入り、討論はなく、討論を終結し、採決を行い、議案第44号「令和7年度一般会計補正予算案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託のありました議案の、審査経過と結果についてのご報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、生活産業委員会に付託いたしました、議案第43号、議案第44号の関係部分、議案第46号及び議案第47号についての審査の経過と結果について、生活産業委員長の報告を求めます。

生活産業委員長、11番、工藤勝さん。

【生活産業委員長：工藤勝】

11 番、工藤勝です。

令和 7 年第 5 回大潟村議会定例会において、当生活産業委員会に付託のありました、議案第 43 号、議案第 44 号、議案第 46 号、議案第 47 号について、審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、議案第 43 号「村道路線の認定について」、当局の説明を受けた後、審査に入りました。

質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 43 号は、全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第 44 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」の当生活産業委員会に付託された部分のうち、生活環境課に関する部分について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「防災行政無線設備更新事業について、今回の設計でどこまで更新する予定なのか。」との質問に、当局より「支局のスピーカー及び鉄塔、発電機、分電盤は継続使用の予定で、親局のスピーカーに関しては、令和 15 年度に保守が切れるので、その検討は今後必要になるが、それ以外は全て更新になる。また戸別受信機は、無線周波数の変調方式が変わるため、現在の受信機に関しては回収廃棄となり、再配布については、全世帯なのか、希望制になるかは、今回の予算の中で検討していく。」とのこと。委員より「同報系、移動系も全部更新になるのか。」との質問に、当局より「どちらも見直しの予定だが、同報系、移動系を一体として、どのように今後運用していくのかを実施設計の中で検討していきたい。」とのこと。委員より「J アラートとの関連はどうなるのか。」との質問に、当局より「J アラートに関しては、総務省から受信機を更新するよう通達が来ており、今回の防災無線更新と一緒に J アラートの受信機も更新予定である。」とのことでした。

質疑を終結し、議案第 44 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」の生活環境課に関する部分の審査を終了しました。

次に、議案第 46 号「令和 7 年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案」について、当局の説明を受けた後、質疑に入りました。委員より「浄水場の無人化に向けて、今回の改修でどの程度達成されるのか。」との質問に、当局より「有人監視から無人化が進む中で、現状、自動化がどの程度達成できているのか答えるのは難しいが、取水場の状況であったり、ポンプの状況であったりと、その場に行かなければわからないことも多々あり、無人化への完全移行は今のところ考えていない。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第 46 号は、全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第 47 号「令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案」について、当局の説明を受けた後、質疑に入りました。委員より「利益余剰金の部分で請求が来なかつたとのことだが、未払金はどのくらいあったのか。」との質問に、当局より「令和 6 年度は 400 万円程度未払金があり、一番大きく占めるのが流域下水道の維持管理負担金で、3 月 31 日を待た

ないと金額が確定しないものであった。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第 47 号は、全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第 44 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」の、産業振興課、農業委員会の産業部門について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「環境保全型農業の長期中干しについて、今年は雨の降らない時期もあり、途中で辞めた方もいたと思うが、それについてどう対応したのか。」との質問に、当局より「今年の天候により途中で断念した方や、IPM の総合防除の取り組みで各圃場 4 回の草刈りを行うのが負担となって取りやめた方もいる。一度申請が終わった後に、断念した方がいないか確認のため通知をし、それを見込んで今回の補正で計上した。」とのこと。委員より「環境保全型農業直接支払交付金についてですが、総額でどのぐらいの予算額になるのか。また、申し込みが増えたら、その分、国・県の補助が増えるのか。」との質問に、当局より「全体の事業費は約 1 億 5,500 万円となっている。また、受付分をまとめたところ、当初予算額より 3,938 万 3,000 円多く、県の方に相談をして今回の補正を行った。」とのこと。委員より「麦生産振興事業について、今までどのくらいの検査件数で、今後はどのぐらいの検査件数になる見込みか。」との質問に、当局より「今まで 50~60 の検査件数で、今後は生産者の方がどの単位で区切り検査をするかにもよるが、2~3 倍の約 100~200 の検査件数を見込んでいる。」とのことでした。

質疑を終結し、産業振興課、農業委員会の産業部門の審査を終了しました。

関係各課入場後、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第 44 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」の当生活産業委員会に関する部分について、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託のありました議案第 43 号、第 44 号、第 46 号、第 47 号についての審査の経過と結果について、報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、令和 6 年度大潟村決算特別委員会に付託いたしました、議案第 48 号から議案第 50 号についての審査の経過と結果について、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、8 番、松雪照美さん。

【決算特別委員長：松雪照美】

8 番、松雪照美です。

令和 6 年度大潟村決算特別委員会に付託されました、議案第 48 号「大潟村歳入歳出決算認定について」、議案第 49 号「令和 6 年度大潟村簡易水道事業会計の利益処分および決算認定について」、議案第 50 号「令和 6 年度大潟村公共下水道事業会計の利益処分および決算認定について」、審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、当局より決算概要の説明があり、一般会計については、歳入において 53 億 7,538 万 886 円、前年度比で 7 億 1,215 万 6,492 円、増減率では 15.3% の増。歳出において 51 億 7,454 万 3,003 円、前年度比で 7 億 464 万 8,242 円、増減率では 15.8% の増。歳入歳出差引額は 2 億 83 万 7,883 円となり、翌年に繰り越すべき財源 1,148 万 3,000 円を差し引いた実質収支額は 1 億 8,935 万 4,883 円の黒字となりました。

特別会計については、5 つの特別会計の総額で、歳入 15 億 7,899 万 4,386 円、前年度比 6,381 万 2,687 円の減となり、増減率は 4% の減。歳出では 15 億 6,477 万 207 円、前年度比 3,518 万 2,387 円の減となり、増減率は 2.2% 減となりました。歳入歳出差引額は 1,422 万 4,179 円となり、実質収支額も同額となっています。前年度の 5 会計の実質収支額が 4,285 万 4,479 円でしたので、単年度収支額では 2,863 万 300 円のマイナスとなっています。

また、審査にあたっては、当局に対し、決算書、決算並びに主要な施策の成果を説明する資料に基づいて詳細な説明を求め、予算の執行が関係法令に沿って適正かつ効率的に行われたか、また施策や事業の目的がどの程度達成され、住民サービスや福祉の向上にどのように貢献したかなどの観点から慎重に行われました。

総務企画課、税務会計課では、歳入において、権限移譲推進交付金の内容、諸収入、延滞金加算金の詳細、企業版ふるさと納税の減少理由、庁舎使用料減少理由、財産貸付収入の詳細、市民農園年貸付の利用状況についての質疑がなされ、歳出では、コンビニ交付サービス導入事業の利用実績、村づくり計画委託料の内訳、選挙時の期日前投票の設置要請、マイタウンバス運行事業の課題、ポルダー婚活イベント事業の実績、情報発信者活動の支援補助金、住まいづくり支援事業費補助金実績の内訳、フィールドワーク交流活動事業費補助金の詳細、村創立 60 周年記念特別番組制作費の費用対効果、総合村づくり計画監査報告意見内容、地域おこし協力隊事業の詳細、子どもの遊び場創生事業の今後、村職員の交通費詳細などの質疑がありました。

次に、福祉保健課部門では、歳入において、福祉医療費補助金の詳細、戸籍・住民基本台帳手数料上昇の内訳、保健センター費補助金減額の内訳について質疑がなされ、歳出では、高齢者運転寿命延伸プロジェクトの取り組み、帯状疱疹予防接種扶助費の受診率、冬季バス乗降介助業務委託料の内容と委託先、ネウボラ事業の実績、潟っこ baby ギフト事業、近年の出生数、人間ドック・脳ドック助成事業の受診者数などの質疑・意見がありました。

診療所特別会計では、診療患者実績、デジタル X 線画像の装置内容、マイナ保険証の利用実績について等の質疑がありました。

国民健康保険事業特別会計では、福祉医療の整備支援、一般被保険者診療給付金の不用額、国保対象者の内訳についての質疑・意見がありました。

介護保険事業特別会計では、包括支援センターの光熱水費負担金の内訳、保険料の滞納繰越分についての質疑・意見がありました。

介護サービス事業特別会計では、ひだまり苑過年度分収益還付金、介護サービス利用状況、介護サービス事業債状況などの質疑・意見がありました。

後期高齢者医療特別会計では、一般管理費の役務費不用額、後期高齢者医療の自己負担額などの質疑がありました。

生活環境課部門では、歳入において、太陽光発電設備余剰電力収入の単価、墓地使用状況、北1丁目太陽光発電所用地貸付収入の所管替えの理由などの質疑がなされました。

歳出において、男鹿地区消防一部事務組合負担金の割合、村道砂利道保守管理事業の補修費の内容と今後の取り組み、防災無線の現状と方針について、除雪のクレーム対応、排水保全事業の草刈り範囲、八郎湖水質改善対策事業への取り組み、自然エネルギー100%の村づくり推進事業の繰越内訳、八郎湖周辺清掃事務組合事業の負担金割合についての質疑・意見がありました。

次に、簡易水道事業会計の審査に入り、簡易水道事業会計収益の決算額は1億4,612万7,183円、費用の決算額は1億3,738万245円、差引額は税抜きで874万6,938円の純利益となりました。資本的収支について、資本的収支の収入の決算額は8億8,690万3,000円、資本的支出の決算額は9億128万179円であり、不足額1,437万7,179円については、引継金で補填しました。

アセットマネジメント業務委託費の経営戦略について、企業債の利率などについての質疑がありました。

次に、公共下水道事業会計の審査に入り、公共下水道事業会計収益の決算額は1億3,904万8,222円、費用の決算額は1億2,231万996円、差引額は税抜きで1,673万7,226円の純利益となりました。資本的収支については、資本的収入の決算額は960万円、資本的支出の決算額は3,738万2,788円であり、不足額2,818万2,788円については、引継金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填しました。利益剰余金の扱いについて、企業会計資料作成の考え方、株券投資先の名称についての質疑がありました。

次に、農業委員会、産業振興課部門では、歳入において、道の駅急速充電器の設置、使用料についての質疑がなされ、歳出では、企業支援事業の詳細について、あぐりフロンティア育成研修事業の内訳、桜と菜の花まつり補助金の詳細、住区内危険木伐採事業及び墓地公園の危険木について、農業委員の人事費、高収益作物生産促進事業の情報提供について、情報発信強化事業の遅延損害金、アウトバウンド・インバウンド強化、県農業関係負担金内訳、林業費の補助金について、多面的機能交付金の内容などについて、質疑・意見がありました。

次に、教育委員会部門では、歳入において、保健体育使用料の減免割合、学校給食費教育費負担金の内訳についての質疑がなされ、歳出では、英語教育推進事業の活動内容、奨学金貸与事業の人数、体育館使用料の滞納金内訳について、生涯スポーツ活動推進事業の要綱について、コピー機のアカデミックプランの詳細について等の質疑・意見がありました。

次に、総括質疑では、村長出席のもと行われ、予算時に掲げた8つの重点施策の評価、国保運営事業の激変緩和措置について、村内の樹木のマツ枯れ・危険木への対応策、地域活性化企業についての人材派遣の経緯、ふるさと納税の寄附額と流出額における今後の対策な

どの質疑が行われ、中でも自然エネルギー100%の村づくり推進事業について、委員より「株式会社オーリスの熱供給プロポーザルと、太陽光発電入札の関連性は。」との質疑に、村長より「熱供給事業についてはプロポーザルという形で公募し、シン・エナジー株式会社と特定非営利法人環境エネルギー政策研究所の共同体1社しかなく、太陽光設計の入札については、シン・エナジー株式会社が落札して設計を進めた。工事には複数の事業者が応札した。今後も都度、入札の執行は適正に行う。」との答弁でした。

全ての質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第48号「令和6年度大潟村歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第49号「令和6年度大潟村簡易水道事業会計の利益処分及び決算認定について」は、全会一致で可決及び認定するものと決しました。

次に、議案第50号「令和6年度大潟村公共下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」は、全会一致で可決及び認定すべきものと決しました。

以上、当委員会の審査の経過と結果について、報告を終わります。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

以上で、各委員長の報告が終了いたしました。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

生活産業委員長より報告のありました、議案第43号「村道路線の認定について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長並びに生活産業委員長より報告のありました、議案第44号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第 45 号「令和 7 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第 46 号「令和 7 年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第 47 号「令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

次に、決算特別委員長より報告のありました、議案第 48 号「令和 6 年度大潟村歳入歳出決算認定について」、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 48 号は認定することに決定いたしました。

次に、決算特別委員長より報告のありました、議案第 49 号「令和 6 年度大潟村簡易水道事業会計の利益処分及び決算認定について」、委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 49 号は可決及び認定することに決定いたしました。

次に、決算特別委員長より報告のありました、議案第 50 号「令和 6 年度大潟村公共下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」、委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 50 号は可決及び認定することに決定いたしました。

次に、日程第 9、議案第 65 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」及び日程第 10、議案第 66 号「令和 7 年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案」を会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、提出しております議案について、ご説明申し上げます。

議案第 65 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」については、村が保有する株式会社大潟村カントリーエレベーター公社の株式 400 株のうち、同社の申し出に基づき、自己株式

取得による相対取引で 380 株を譲渡しました。譲渡金額の総額は 9,500 万円で、取得時の金額と同額となっております。

本補正予算では、歳入において、株式譲渡金を財産収入として予算化し、歳出では財政管理費において、かんがい排水施設整備基金及び観光振興基金に積立金としてそれぞれ 2,500 万円を計上しております。

また環境エネルギー費においては、7 月 25 日に、株式会社オーリスより自己資本増強に向けての増資要請が村に対しあり、同社の公益性及び今後の事業計画に基づく収益性を総合的に検討した結果、この要請に応じて、1 株 50 万円で 90 株、総額 4,500 万円の出資を計上したところです。これにより、同社への出資総額が 5,000 万円となります。他の既存出資者が今後この増資に応じる場合には村の持ち分から譲渡することで、今回の増資要請に対応することとしております。

以上による補正総額は、9,500 万円となり、補正後の予算現額は 54 億 1,777 万 7 千円となっております。

次に、議案第 66 号「令和 7 年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案」についてですが、8 月 26 日に発生した落雷により、浄水場の高架水槽の水位計と配水流量計が損壊したことに伴い、これらの復旧工事費として 660 万円を計上するものです。

また、当初予算で計画していた取水場揚水ポンプの更新について、現在のポンプより揚水能力を大きくする予定でしたが、本年の取水量不足時の状況を踏まえると、能力を大きくすることで揚水と送水のバランスが崩れることが懸念されるため、現行ポンプと同じ能力のものを設置する方針に変更し、建設改良費における事業費 668 万 7 千円を減額するものです。これらにより、資本的支出において 8 万 7 千円を減額するものです。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては提出しております議案書、補正予算書その他関係書類に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

4 番、黒瀬友基さん。

【4 番：黒瀬友基議員】

4 番、黒瀬友基です。

今回の提出議案に関しての質疑をさせていただきます。

議案第 65 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」につきましてですけれども、今回、歳入として 9,500 万入ってくるうち 4,500 万円を株式会社オーリスへの追加の出資に充てるという内容となっているかと思います。

本来、村の予算というのは、当初の計画で年間計画を立てて進めるべきものであってですね、補正予算というのは緊急性ですとか、計画に変更があった場合に行うものだと理解して

おります。その中で、脱炭素事業、株式会社オーリスの事業自体は2022年から進められている事業でして、その間、事業の遅延、計画変更に関しても度々ありましたけれども、従来から発生してきたわけで、今急遽、何か遅延が起きたというものではないので、なぜ今急にこれが予算化されたのか理解に苦しむところです。

今回の件、当初、民間と共同でオーリスの事業をやるという話から、今回の増資では、村の出資が50%を超えるという事業になるわけで、こうなってくると、元々の事業の進め方というものが、また理念というものが、全く変わってくるのではないかというふうに考えております。これが実現すれば、村が完全に主導して行う事業になるわけで、村民への説明を一からし直し、説明をしっかりと丁寧に行う必要が出てくるのではないかというふうに考えております。にも関わらず、今回の議案に関しましては、議員への説明も先週受けたところでありまして、もっと時間をかけて村民への丁寧な説明を行い、理解を得た上で行うべきものではないかなというふうに考えております。

このように事業転換してですね、村主体の事業としてやっていくということであれば、説明の期間を定めずですね、まずは村民への丁寧な説明を行い、またその後、村民全員がおそらくこの事業の最初の成り立ちからして納得することというのではないと思うのですけれども、少なくとも説明をし尽くした上で予算として出てくる話ではないかと思います。

したがって今回急に決める話ではないと個人的には思うのですけれども、今回、急遽これを予算として上げてきた理由はなぜなのでしょうかというのが1点目の質問になります。事業を進める上で、例えば、今すぐにでもこの増資がなされなければ会社が継続できないなど、具体的な理由があるのか、そういった具体的な点も教えていただきたいと思います。

またもう1点ですけれども、今回4,500万円の株式会社オーリスに対する増資を予定しているということですが、それ以外に、今後、株式会社オーリスに対して村が追加で出資をするだとか、もしくは資金的な援助をするだとか、その他支援をする予定というのはあるのでしょうか。その場合、計画があるようであれば、具体的な数字、金額等も教えていただきたいと思いますし、現状決まっていなくとも、この先考え得るものがあるのであれば教えていただきたいと思います。

以上、2点お願ひいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の質問にお答えします。

まず1点目の、なぜ今回こうした増資することで議案として出したかということについてですが、オーリスの方が事業を具体的に進めてきました。当初、出資金をもとにというか、銀行、金融機関からもその事業に応じて借り入れをしながら、具体的に熱供給事業やルーラルや温泉等に電力を供給する太陽光発電事業を進めてきたところです。

そうした中、事業の遅延に伴うオーリスとしての財務内容の改善が必要になりました、銀

行と今後の融資について、今後の事業を進めるにあたっての融資についても様々な協議をしてきたところです。そうした中でやはりオーリスとしての資本を、事業規模から、または財務改善の観点からも増強する必要があるということでありまして、今回オーリスの方で、取締役会および株主総会でそうした資本増強の決議をしまして、各株主にそうした要請をしているところです。

今回、村はそうした要請に応えて、今回の補正予算を提出したところです。ただ、既存の株主においても、今後こうした増資に対応する意向もありますので、その際には村の株を譲渡する形で対応をしていきたいと考えています。

一時的に村としての出資割合が 50%を、今回の増資に応じると超えることになりますが、今後、村の持っている株をそれぞれの出資者に譲渡することでその割合は下がっていくものと考えております。

しかし、5割を超えたからとか超えないからということではなく、引き続き村として策定した脱炭素事業を、環境省から認定されたものでありますその実施主体として株式会社オーリスを立ち上げましたので、引き続き、村そして実施主体のオーリスまたは金融機関ともしっかりと連携をとって、この脱炭素事業を今後進めていきたいと思いますし、その上でも、今回の増資は非常に重要でありますので、どうかご理解をよろしくお願いします。

また、その他の今後の支援ということではあります、今後、村としてはオーリスの方から固定資産税が入ることが予定されています。以前も大きな国の補助を活用した事業、例えば米粉プロジェクトであったり、タマネギの乾燥調整施設であったり、または昨年竣工したカントリーの精米工場等、こうした国の大規模な補助事業を活用した事業については、固定資産税相当額を支援するということをしてまいりました。今回、オーリスの案件についても、固定資産税を一旦払ってもらいますが、それと同額を返納する形で、固定資産税分を応援していきたいと考えております。なお期間については、次年度からで5年間を予定しているところです。

失礼しました。カントリーの精米工場についてはまだ行われていないということで、失礼いたしました。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

説明を受けまして、事業が遅延してきている中で資本増強が必要だという点は、1点、理解しましたけれども、ただこれが7月25日にオーリスから増資要請があつて、それを遡ると6月の末に株主総会があつたのだと思うのですけれど、そういうスケジュール感の中で、議会もそうですし、やはり村民に、先に、9月の今回の補正予算が来る前にですね、こういった状況を説明する必要がやはりあつたのではないかと思います。

今明確に、なぜ今のタイミングかという点はちょっとご説明いただけなくてですね、もう1回、その点はなぜ今でなければいけないのか、もう1回、この村民への説明をしてからそのタイミングでもいいのではないかという点はお伺いしたいと思うのですけれども、仮にこれが事業が立ち行かなくなるからとかそういうものがあるのであればですね、申し訳ないですけれども、村民の理解もなく4,500万円を追加出資すること自体も、やはり事業が村内で理解されず継続することが難しくなる1つの要因にはなるのではないかというふうに思いますので、その点を考えてもう一度、なぜ今ではなければいけないのかという点を教えていただきたいと思います。

あともう1点、固定資産税相当額の補助金をということを検討されているということですけれども、こちら先ほども金額など具体的な数字があればということをお伺いしましたけれども、そこの金額の規模感を、わかるようであれば教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず、なぜ今でなければということですが、先ほども申しましたように、今後、オーリスとして太陽光発電設備を設置することで、設計を終え、事業を進める準備をしているところです。それにあたって、環境省の補助金を活用していることから、今年度中に太陽光発電設備を設置しなければいけないということがありまして、そうすると、いろいろな調達を含めるとぎりぎりのタイミングであるということで、今後、工事予定事業者と契約し、その事業費の一部を支払う必要がありまして、今回がそうしたぎりぎりのタイミングということになります。設計等についても仕様変更があり、それに対応するための設計変更などした結果、設計自体が遅れて、そうしたことが積み重なって今回ぎりぎりのタイミングになっているということでありまして、環境省の補助金についても既に繰越している部分を活用することにもなっていますので、今回を逃せばそうした補助金の活用ということでも影響が出るので、どうかよろしくご理解をお願いしたいと思います。

また、固定資産税相当額の支援についてですが、現在、令和8年度において1,928万8,000円、令和9年度において1,680万5,000円、令和10年度において2,444万4,000円、令和11年度において2,134万円、令和12年度において1,862万9,000円を予定しております。これは予定でありまして、実際の工事費がいくらになるかということで変動はありますが、大体これくらいの数字にはなろうかと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

固定資産税相当額というのが、今のを計算するとおそらく1億円を超えるような形になってきて、1億円と今回の4,500万、そういったものを含めてやはり考えていくということを考えると、ちょっと今すぐに、これをなかなか、急に出てきてというのは決めることが難しいのかなというふうに考えておりまして、事業を進める上で今回急遽というか、進めるためには必要だという話なのですけれども、今回の次の事業、太陽光発電の方に関して言えば、8月に入札の実施をアナウンスしているわけで、その時点ではある程度事業の規模感というのがわかってきていた中で、もう既にその時点で賄えないというか、増資が必要だということであれば、もっと早く村民の方に説明すべきだったと思うので、それが今、今回のお答えをお聞きして、残念ながら今急に出てきた理由としては理解しかねるかなというのが個人的な結論になりますが、何かその点、ご意見ありましたら。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再々質にお答えします。

まず今回の増資については、既存の株主については株主総会終了後、そうした増資要請をしてきたところでありまして、ただこうした増資が必要だということを広く村民や村外に知らせるということにおいては、なかなか会社として難しい面もあるかと思いまして、現在こうした意味では広く状況を説明できませんでした。

しかし今回こうしたことの、村としての今回の提案をご理解いただけた場合には、こうした状況で、今後オーリスとしてこうした取り組みをしていくというような具体的な説明はできるかと思っていますので、こうした今後の事業計画や取り組み状況について、今回の増資も含め広く説明はしていきたいと思っていますので、どうかご理解をよろしくお願ひいたします。

また、オーリスとしては、5年以降ですね、固定資産税を村に引き続き納めてまいりますので、そうすると相応の金額にトータルではなりますので、こうした点もどうかご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上です。

【4番：黒瀬友基議員】

以上で質問を終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。

4番、黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

4番、黒瀬友基です。

私は、今回提案されている議案65号、令和7年度大潟村一般会計補正予算案について、脱炭素事業を手掛ける株式会社オーリスへの4,500万円の追加の出資金を含むこの補正予算案に、反対いたします。

まず、株式会社オーリスの行う事業、そして脱炭素化を目指すという理念そのものには、私も賛同します。再生可能エネルギーの導入やCO2削減といった活動、その方向性自体は間違っていないと考えています。また、今回は地域で有効に活用できていないもみ殻を活用するという点において有益な事業であると考えており、現在の事業がこの先も続くことを切に願っております。

しかしながら、理念に賛同することと、その事業に対して限られた村の財源を多額にかつ際限なく投じることは、まったく別の問題です。

村の財政の使い道については、教育や福祉、防災やインフラの維持管理など、優先順位の高い、多くの課題が常に存在しています。どんなに崇高な理念であっても、事業の実効性や優先度などを冷静に見極め、村民の理解と納得を得ながら慎重に判断していくことこそ、行政と議会に課せられた責任だと私は考えます。

今回の事業は、当初「2030年までに脱炭素先行地域として、村内の民生部門における電力起因のCO2排出を実質ゼロにする」という大きな目標を掲げてスタートしました。事業開始後から数々の課題が生じ、規模の縮小や遅延などの計画変更が度重なり、議会でも不安視する声が上がっていましたし、私も様々な質問などをさせて頂きました。

しかしながら、議会での村政報告や答弁などにおいては、遅延や事業計画の変更は生じているものの、追加出資の必要性や事業自体が行き詰るような説明は一切しておらず、新規事業ゆえの諸々の問題はあるにせよ、問題を解決しながら事業は進んでいる、という報告をされていたと理解しております。それにもかかわらず、今回、急遽4,500万円を村が追加出資するという予算案を提出したことは、あまりに唐突であると言わざるを得ません。今までの、説明はなんだったのでしょうか。

今回の出資が行われれば村の出資比率は50%を超えることとなります。当初説明されていたのは「村が民間と連携して進める」という枠組みでした。しかし今回の増資により村が過半数を持ち、筆頭株主となれば、事業の性格が実質的に村主体に変わることを意味します。事業に伴うリスクや負担の多くを村が引き受ける構造となり、経営判断への責任も格段に重くなり、今後の事業の状況が厳しくなった際には追加出資や支援要請などへの対応といった、追加、追加で、より深い経営関与を求められるリスクが一気に高まるのです。

そして、さらに重要なのは、こうした一連の経緯に対して、村民がかねてより強い懸念を抱いていたという事実です。事業開始当初から、「もし計画どおりに進まなかつた場合は、村が追加で多額の税金を投入することになるのではないか」という声が数多く寄せられていました。今回の補正予算案は、まさにその懸念が現実のものとなつたことを示すものであり、

村民の不安をさらに大きくする結果となります。この先もことあるごとに、さらに税金を投入せざるを得ない事態が発生するのではないかという、村民の不安が高まることは明らかです。ですから、これまでも事業計画が当初から変更された点については、村民に対して丁寧に説明を行うべきでありましたし、また様々な課題が生じた中で、どうしても村による追加の出資や村の負担が必要ということであれば、その必要性についても納得が得られるまで誠実に説明責任を果たすべきであったと考えます。

しかし、これまでのところ、そういう説明がなされることはませんでした。村民への説明や理解を求める過程を省いての安易な追加出資は、結局のところ脱炭素化そのものへの村民の理解や信頼を損ないかねません。村民に脱炭素と言う理念を示して、共感してもらうためにも、税金の使いみちにはより一層の厳しさが必要だということを、改めて申し上げたいと思います。

また、今回のような追加出資が必要な場合に、まず求められるのは、村長でもある株式会社オーリスの代表取締役社長が経営者の責任として、経営、資金調達に責任を持ち、追加出資を幅広く呼びかけ資金を集めようとする経営者としての努力です。その努力が不十分なまま村に負担を押しつけるのは、本来の枠組みや責任分担を歪めるものです。しかしながら、2025年6月の株式会社オーリスの株主総会においては、増資の議決をしたのち、積極的に株主に増資を広く要請した形跡はなく、村の増資ありきでの計画であったとしか思えません。

株式会社オーリスの代表取締役社長としては、増資を引き受ける可能性の高い大潟村に出資を求めるという判断もあるでしょう。しかし、村民の理解も得ずに、また社長が行うべき様々な資金調達の努力を行っていないにも関わらず、村だけが安易に出資要請に応えようすることは、村長の判断としては明らかに誤りです。

ここに、これまで指摘されてきた、村長が社長を兼務するということで企業側と村が利益相反する可能性、責任の所在を曖昧にさせた企業側及び役場の倫理上、またガバナンス上の問題、そしてそれに起因する責任感の欠如が出たと言わざるを得ません。その問題を認識頂くとともに、株式会社オーリスの社長には、株式会社オーリスの財布と村の財布が同じであるというような甘い考えは捨て、経営者として自立し、より一層の事業の成功に向けて精進いただきたいと思います。

繰り返しになりますが、当初からの村民の懸念が表面化している中で、村民に丁寧な説明を行い理解を求める行動を一切行わず、安易に増資を行うための補正予算を提出してきてること、また今回、他の民間株主に積極的な増資要請をしないまま安易に大部分を村からの増資を前提として行動したこと、この2点から、私は今回の補正予算案に賛成することはできません。

議員各位におかれましては、この事業の重要性を認識され、この事業を成功させたいという思いもあるとは思いますが、このような性急な進め方で予算を投入することが村民理解を得られるのか、そしてこれを行ってしまえば、今回の追加出資の予算に留まらず、脱炭素事業自体への村民の批判も大きくなりかねず、事業自体の成功にはつながらないという点も考

えてご判断頂きたいと思います。

以上、今回の株式会社オーリスへの追加出資は見送るべきであると強く主張し、本議案への反対討論といたします。

【議長：丹野敏彦】

次に賛成の方の発言を許します。

6番、菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

6番、菅原史夫です。

議案第65号について、賛成の立場から討論いたします。

本議案の環境エネルギー費の補正で、株式会社オーリスへの増資について事前の説明会の会合で、議員より不安視する意見も出ました。当然のことであります。

ここに至るまでの村当局の対応も様々な理由があったにしろ、適切、適時の対応ができたのかというと、必ずしもそうではなかったと思います。猛省を促したいと思います。

一方で、この事業は、金融機関からの融資が不可欠であり、当事者企業、金融機関、村の絶対的な信頼関係が必要です。その意味で、多額の融資に対する金融機関側の融資の条件は理解できます。

また、この事業は補助金を活用しなければ成り立っていきません。補助金の期限の関係で、今年度中に完成させなければならない事業については、計画どおり進める上で、村の増資もやむを得ないと考えます。もし増資できない場合は、事業継続が困難になる可能性もあり、既に補助金が交付され、稼働している施設・設備はもとより、事業全体への多大なる影響も考慮していかなければなりません。

まずは計画の途中である、この脱炭素先行地域の事業を計画どおりに進め、計画どおりの収益を上げられる体制づくりが急務と考えます。

よって、議案第65号に賛成いたします。

【議長：丹野敏彦】

次に、反対の方の発言を許します。

次に、賛成の方の発言を許します。

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第65号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、議案第65号は否決されました。

次に、議案第66号「令和7年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11 「議員派遣の件」を議題といたします。

お手元に配付しております「議員派遣の件」については、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 129 条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。

「議員派遣の件」について、配付資料のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、「議員派遣の件」は決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に、今後、変更を要する場合は、取り扱いを議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取り扱いは、議長に一任されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和 7 年第 5 回大潟村議会定例会を閉会いたします。

(午後 4 時 19 分)